

14.4

14.4-478

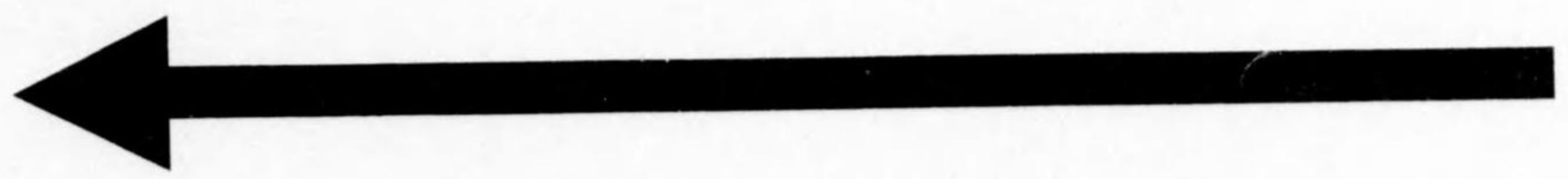


1200501206604

8



始



工ト59-17

# 時事年鑑

時事新報社編纂

緊要諸智識の淵泉  
最近各種統計  
日常實用の百科全書



昭和六年

火災上海運送保險

本邦火災保險業の祖



東京火災保險株式會社

取締役社長 安田善五郎

資本金 壹千萬圓

諸積立金 壹千貳百叁拾五萬圓

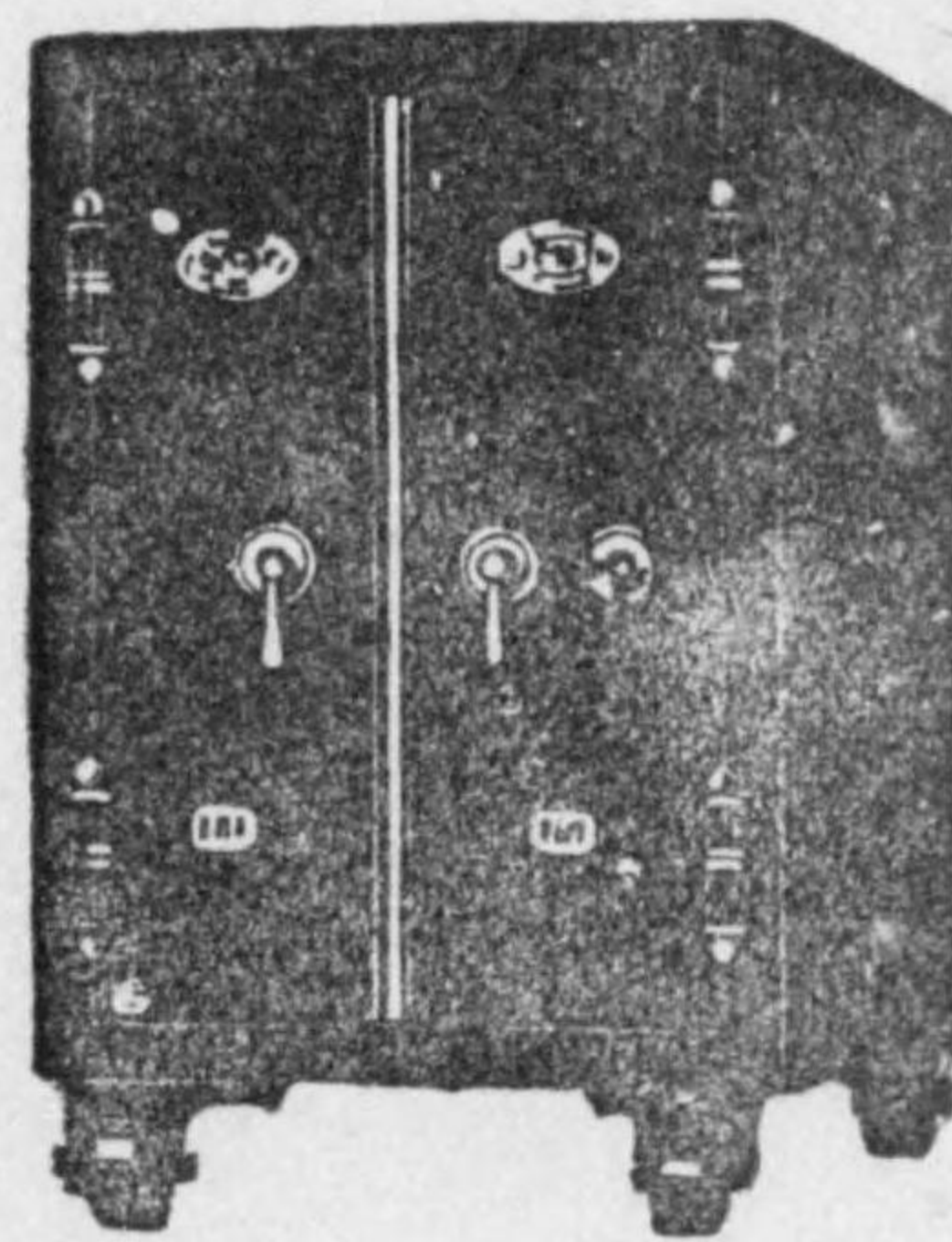
總保險契約高 叁拾八億貳千萬圓

本店 東京市麴町區大手町一丁目  
支店 大阪、京都、橫濱、神戸、名古屋、仙臺、福岡、京城  
代理店 内地、滿鮮、支那、印度及歐米 主要地 壹千四百餘箇所

竹内金庫

精密優秀なる年鑑は  
日常智識の糧であり  
堅牢優美なる金庫は  
平生安心の鍵である

(型錄進呈)



町喰馬・京東  
店庫金内竹

番 〇 六 一 五  
番 二 六 二 五 (67) 花 漢 話 電

14-4-478

昭和六年



# 時事年鑑



THE JIJI YEAR BOOK FOR 1931

## ライオン歯磨

### 寝る前に

ライオン歯磨で  
歯を磨きませう

朝起きた時歯をお磨きにするのは勿論で御座いますがもう一度、夜寝る前に効果の優れたライオン歯磨で歯をお磨きになれば、齲蝕を防ぎ、口臭を去り、睡眠を快くし、朝の気分を爽快にし、尚口中から入る病気を未然に防ぐことが出来ます。



本舗 株式会社 小林商店  
東京・大阪・名古屋

(卷末に詳細なる索引あり、必要事項を見出すには之に據らるゝを便とす)

### 憲法

時事新報略史 二〇三  
 樞密院 七  
 宮内官 七  
 國非 七  
 御料地面積 七  
 御料御料 七  
 御用場 七  
 世傳御料 七  
 皇室御料 七  
 宮内官吏人員俸給 七  
 宮内官吏部局別人員 七  
 宮中主要職員 七  
 歷代内大臣 七  
 歷代樞密院議長 七  
 大臣禮遇者 七  
 帝國勳章 七  
 皇室御用者 七  
 皇室御前 七  
 皇室御衣 七  
 皇室御車 七  
 皇室御馬 七  
 皇室御所 七  
 皇室御用者 七  
 宮内省 七  
 御用邸 七  
 皇室御用者 七  
 皇室御前 七  
 皇室御衣 七  
 皇室御車 七  
 皇室御馬 七  
 皇室御所 七  
 皇室御用者 七  
 宮内省 七  
 御用邸 七

### 次

土地 六一  
 位置 六一  
 主要地緯緯度 六一  
 全版圖 六一  
 大湖沼 六一  
 大原野 六一  
 主要火山 六一  
 道府縣別面積 六一  
 人口 六一  
 全國世帯人口 六一  
 人口増加趨勢 六一  
 地方別世帯人口 六一  
 府縣別世帯人口 六一  
 都市世帯人口 六一  
 都市村落人口 六一  
 職業別人口 六一  
 人口毎五歲別 六一  
 人口有配偶無配偶別 六一  
 本籍人口 六一  
 内地本籍人口 六一  
 身分別出生數 六一  
 棄兒失踪 六一  
 夫婦關係繼續期間別 六一  
 離婚關係繼續期間別 六一  
 婚姻關係出生死產死亡 六一  
 屬領及國外に於ける 六一  
 内地に籍人の婚姻離婚 六一  
 出生死死亡 六一  
 昭和四年中婚姻離婚出生死 六一  
 年別婚姻出生死 六一  
 父母の年齡と出生割合 六一  
 海外在留本邦人 六一

### 政治

海外在留本邦人職業別 六一  
 外國旅券交付人員 六一  
 本邦在留外國人 六一  
 移民 六一  
 各地氣溫風速降水量 六一  
 各地雪期 六一  
 六都府市平均晴雨日數 六一  
 臺灣年平均晴雨日數 六一  
 昭和四年全國氣象摘要 六一  
 水害潮害暴風雨被害數 六一  
 地震豫測成功 六一  
 伊豆伊東の連續地震 六一  
 今村博士の地震研究所 六一  
 新遊星發見 六一  
 天文臺の大望遠鏡 六一  
 著名地震 六一  
 關東地震被害記録 六一  
 本邦地震帶 六一  
 最近五十年間世界地震 六一  
 貴族院 二五—二五  
 貴族院の組織 二五  
 三爵議員の選舉 二五  
 多額納稅議員の互選 二五  
 學士院議員の互選 二五  
 兼る能はざる官職 二五  
 選舉訴訟 二五  
 議員一覽 二五  
 選出別議員數 二五  
 議員所屬別 二五  
 議員年齡 二五  
 多額納稅者納稅額 二五  
 貴族院各派 二五  
 衆議院 二六—二六  
 衆議院の組織 二六  
 議員の選舉 二六  
 兼る能はざる官職 二六  
 選舉法新疑義 二六  
 選舉區 二六  
 第十七回總選舉 二六  
 解散前の再選舉 二六  
 新選出議員一覽 二六  
 第二次普通選舉成績 二六  
 議員黨派對勢 二六  
 衆議院解散一覽 二六  
 最近選舉成績 二六  
 毎回選出議員年齡 二六  
 毎回選出議員職業別 二六  
 毎回選舉法違反件數 二六  
 (政界展望) 二六  
 議會開閉 二六  
 議會の成立 二六  
 議事 二六  
 兩院協議會 二六  
 兩院議長 二六  
 初期以來の議會 二六  
 帝國議會 二七—二七  
 議會開閉 二七  
 議會の成立 二七  
 議事 二七  
 兩院協議會 二七  
 兩院議長 二七  
 初期以來の議會 二七

### 國防

議會後の政界 二五—二五  
 各政黨現狀 二五  
 行政官廳 二五  
 各省通則 二五  
 各省組織 二五  
 各省任用 二五  
 官吏懲戒 二五  
 高等試験 二五  
 資源調査 二五  
 各種調査業績 二五  
 文官俸給 二五  
 文官恩給 二五  
 歷代内閣 二五  
 日英歴代内閣壽命比較 二五  
 行政官廳高官一覽 二五  
 各種委員長 二五  
 文官履修人員俸給 二五  
 官廳別文官履修人員 二五  
 恩給受領人員金額 二五  
 文官恩給種類 二五  
 沿革 二六  
 兵役 二六  
 倫敦條約と帝國海軍 二六  
 海軍近況 二六  
 陸軍近況 二六  
 現役將校年限年齡 二六  
 武官俸給 二六  
 武官恩給 二六  
 軍人恩給 二六  
 死亡賜金 二六

### 皇室

皇室御用者 七  
 皇室御前 七  
 皇室御衣 七  
 皇室御車 七  
 皇室御馬 七  
 皇室御所 七  
 皇室御用者 七  
 宮内省 七  
 御用邸 七

### 土地人口

昭和五年度以降歳入 二九  
 歳出豫算概計 二九  
 國債發行一覽 二九  
 國債償還現在高 二九  
 國債發行現高 二九  
 國債償還現高 二九  
 國債償還現高 二九  
 國債償還現高 二九

### 外交

特別勳務者一時賜金 二九  
 航空勳務者保護賜金 二九  
 元帥府 二九  
 軍事參議院 二九  
 海軍軍令部 二九  
 參謀本部 二九  
 教育總監部 二九  
 東京警備司令部 二九  
 陸軍造兵廠 二九  
 武官人員俸給 二九  
 軍人恩給受領人員金額 二九  
 帝國艦艇數 二九  
 海軍區區別艦艇數 二九  
 志願兵徵募區 二九  
 軍港要港職員 二九  
 艦隊司令官 二九  
 大公使館附武官 二九  
 海軍々人數 二九  
 海軍航空隊 二九  
 海軍航空兵及志願兵 二九  
 陸軍 二九  
 師團司令部 二九  
 旅團司令部 二九  
 陸軍常備團隊 二九  
 平時兵力 二九  
 航空部隊 二九  
 主要部隊職員 二九  
 要塞司令官 二九  
 大公使館附武官 二九  
 徵兵總務課 二九  
 微兵選考教育別 二九  
 壯丁教育程度 二九  
 現役志願兵 二九  
 憲兵隊人員 二九  
 軍馬購買數 二九

### 經濟

清涼飲料稅 二九  
 砂糖消費稅額 二九  
 織物消費稅課額 二九  
 登錄稅課額 二九  
 骨牌稅 二九  
 煙草耕作高 二九  
 煙草收購高 二九  
 外國製煙草購買高 二九  
 外國製造煙草賣高 二九  
 外國製造煙草買高 二九  
 外國製造煙草賣高 二九  
 運輸製造許可現在高 二九  
 鹽消費高 二九  
 樟腦、樟腦油收購高 二九  
 補償金、樟腦油製造 二九  
 高製樟腦、樟腦油製造 二九  
 樟腦及樟腦油賣高 二九  
 金融 三〇—三〇  
 金解禁と其後の成行 三〇  
 銀行數、資本額、入出金 三〇  
 銀行總動數 三〇  
 銀行合併數 三〇  
 日銀貸出最高最低 三〇  
 全國預金貸出內容 三〇  
 銀行地方別 三〇  
 全國主要銀行 三〇  
 東京主要銀行 三〇  
 外國銀行營業概況 三〇  
 外國銀行營業概況 三〇  
 手形交換高 三〇  
 不拂手形 三〇

### 國防

東京、大阪市中金利 二九  
 產業組合中央金庫利率 二九  
 不動産抵當貸付金利 二九  
 郵便貯金現在高 二九  
 郵便貯金職業別 二九  
 郵便貯金分別 二九  
 郵便貯金增加の大勢 二九  
 郵便貯金受拂高 二九  
 郵便貯金受拂高 二九  
 郵便貯金受拂高 二九  
 外國郵便受拂高 二九  
 外國郵便受拂高 二九  
 外國貿易 三〇  
 輸出輸入貿易額 三〇  
 產地別輸出入品 三〇  
 輸出入品種類別 三〇  
 輸出輸入別 三〇  
 重要貿易品 三〇  
 米輸出入高 三〇  
 米輸出入別 三〇  
 生絲、屑物輸出額 三〇  
 生絲輸出額別 三〇  
 綸布輸出額別 三〇  
 織物輸出額別 三〇  
 織物輸出額別 三〇  
 織物輸出額別 三〇  
 織物輸出額別 三〇  
 織物輸出額別 三〇  
 石炭輸出入別 三〇  
 毛織絲輸入額別 三〇  
 毛織絲輸入額別 三〇  
 實物及其原料輸出入 三〇  
 輸出入對手主要國歩合 三〇  
 輸出入貨物種類別 三〇  
 貿易出入船舶 三〇  
 輸出入金銀貨地金 三〇

外國爲替相場	二五〇	外國保險契約高	二五〇	麥收獲高	二五〇	部分林	二五〇	自動車通行道路	二五〇
倫敦銀地相場	二五〇	生保費金運用	二五〇	米需給額	二五〇	天然造林	二五〇	自動車專用道路	二五〇
近勢概観	二五〇	郵便年金契約高	二五〇	果實收穫額	二五〇	立木地、無立木地	二五〇	橋梁	二五〇
取引所重要物件賣買高	二五〇	簡易生命保險通過程	二五〇	各種農産物主産地	二五〇	公有林野官行造林	二五〇	諸事	二五〇
東西株式取引高	二五〇	簡易生命保險契約高	二五〇	肥料製造高	二五〇	木竹伐採高	二五〇	營業自動車	二五〇
生絲清算取引高	二五〇	生命保險料金	二五〇	肥料輸出高	二五〇	用材伐採高	二五〇	自動車輸入狀況	二五〇
會社數	二五〇	郵便年金掛金表	二五〇	農業倉庫、産額	二五〇	林野産物	二五〇	交通事	二五〇
地方別會社數	二五〇	簡易生命保險料金	二五〇	主要蠶業地	二五〇	御林野開墾	二五〇	鐵道	二五〇
一千万圓以上の會社	二五〇	火災海上保險料	二五〇	製茶産額	二五〇	林野野開墾	二五〇	國有鐵道及料金	二五〇
商工會議所一覽	二五〇	再保險國際收支	二五〇	主要茶産地	二五〇	木炭需給高	二五〇	鐵道近況	二五〇
全國倉庫在庫高	二五〇	死亡生殘表	二五〇	紅茶、綠茶、咖啡、	二五〇	民有林野開墾	二五〇	國有鐵道線路	二五〇
【物價】	二五〇	産業施設及近況	二五〇	製茶輸出額	二五〇	國有林野開墾	二五〇	工事中的主要線	二五〇
全國卸賣物價指數	二五〇	土地利用面積	二五〇	製茶輸出額	二五〇	御林野開墾	二五〇	鐵道開業、未開業線路	二五〇
東京市卸賣物價指數	二五〇	耕地面積	二五〇	主要蠶業地	二五〇	林野被害	二五〇	鐵道資本金及營業益金	二五〇
東京市卸賣物價	二五〇	耕地整理	二五〇	畜牛產及死亡率	二五〇	木炭需給高	二五〇	國鐵機車	二五〇
東京市小賣物價	二五〇	耕地整理施行前後比較	二五〇	種牡牛種別	二五〇	民有林野開墾	二五〇	國鐵貨車	二五〇
内外物價指數	二五〇	開墾助成數	二五〇	乳牛製品製造高	二五〇	國有林野開墾	二五〇	國鐵特殊切符發賣高	二五〇
株式公定相場	二五〇	農家戸數	二五〇	馬生産及死亡率	二五〇	御林野開墾	二五〇	國鐵一哩當收支	二五〇
種育株式相場	二五〇	自作農創設面積	二五〇	種牡馬	二五〇	林野被害	二五〇	國鐵著大鐵橋	二五〇
重要株式平均利廻	二五〇	自作農維持面積	二五〇	馬匹去勢頭數	二五〇	木炭需給高	二五〇	國鐵大隧道	二五〇
各種債券利廻	二五〇	地主戸數	二五〇	豚生産及死亡率	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵建設改良割當	二五〇
倫敦市場公債相場	二五〇	耕作用牛馬	二五〇	羊生産及死亡率	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵建設補助費	二五〇
期米平均相場	二五〇	二毛以上作田地	二五〇	畜肉消費高	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵運轉補助費	二五〇
生絲平均相場	二五〇	田畑賣買價格	二五〇	畜肉消費高	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵運轉補助費	二五〇
生絲現物相場	二五〇	田畑小作料	二五〇	畜肉消費高	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵運轉補助費	二五〇
東京米卸賣標準相場	二五〇	田畑收益利廻	二五〇	畜肉消費高	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵運轉補助費	二五〇
東京白米小賣相場	二五〇	米收穫高	二五〇	畜肉消費高	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵運轉補助費	二五〇
正米價格	二五〇	主要農産物作付段別	二五〇	畜肉消費高	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵運轉補助費	二五〇
【保險】	二五〇	主要農産物收穫高	二五〇	畜肉消費高	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵運轉補助費	二五〇
保險會社資金契約高	二五〇	同一段歩收穫高	二五〇	畜肉消費高	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵運轉補助費	二五〇
最近保險成績	二五〇	酒造米	二五〇	畜肉消費高	二五〇	織物主産地	二五〇	國鐵運轉補助費	二五〇

軌道現況	二五〇	主要港入港船	二五〇	内地電信線	二五〇	勞働團體	二五〇	學齡兒童就學成績	二五〇
軌道車輛、從業員	二五〇	發達史要	二五〇	水底電線	二五〇	勞働團體	二五〇	幼稚園保母幼兒數	二五〇
軌道旅客運輸	二五〇	近況	二五〇	電話線路及線條	二五〇	小作團體	二五〇	幼稚園學校教員生徒	二五〇
軌道營業收支	二五〇	航空機乘員	二五〇	第三種郵便物現在數	二五〇	團體交涉事例	二五〇	中學校教員、生徒	二五〇
水運	二五〇	本邦航空記錄	二五〇	府縣別郵便物數	二五〇	主要勞働團體	二五〇	高等女學校教員、生徒	二五〇
海運	二五〇	飛行回數、距離、時間	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	年齡及職業別勞働者數	二五〇	公立中等學校教員、生徒	二五〇
運河	二五〇	航空機乘員數	二五〇	小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
主要港灣工事	二五〇	通信省養成操縦士數	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
外國航路運程	二五〇	民間航空事故	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
外國航路旅客運貨	二五〇	航空機同部分品製作所	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
主要港間航路相互運程	二五〇	命令航空路	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
船舶數	二五〇	日本航空輸送會社運貨	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
在籍別汽船噸數	二五〇	飛行場	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
船舶別汽船噸數	二五〇	世界航空記錄	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
進水船	二五〇	世界航空發達狀況	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
登簿船消長	二五〇	世界航路距離飛行記錄	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
標準船型	二五〇	世界最大航空機	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
船員手帖受有者	二五〇	世界最大航空船比較	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
水先免狀受有者	二五〇	世界著名航空船運離記	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
遭難船、海難者	二五〇	各國著名飛行場	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
海員登簿	二五〇	世界主要定期航空路	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
航路標識	二五〇	國際的航空航路	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
造船所、船渠	二五〇	海外近狀	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
主要造船所	二五〇	近狀一斑	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
外國渡來旅客	二五〇	内外郵便電信料金	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
通信省命令航路	二五〇	内外郵便電信料金	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
地方廳命令航路	二五〇	内外郵便電信料金	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
外國航路航船	二五〇	内外郵便電信料金	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
船舶及船渠	二五〇	内外郵便電信料金	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
備船料	二五〇	内外郵便電信料金	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇
三萬噸以上所有船主	二五〇	内外郵便電信料金	二五〇	外國小包郵便物	二五〇	勞働團體	二五〇	實業補習學校教員、生徒	二五〇

社寺、教育

裁判、行刑

共託事件 四七  
公証人事務 四七  
執達吏事務 四七  
登記種類別 四七  
國籍取得、回復、離脱 四七  
刑事事件總數 四八  
刑事被告人處分數 四八  
刑法犯有罪人員 四八  
刑法犯別名別 四八  
刑法犯被告犯罪原因 四八  
特別犯罪人比例 四八  
指紋對照科發見數 四八  
外國人有罪人員 四八  
執行刑 四九  
執行刑者 四九  
執行刑者再犯狀況 四九  
猶豫者保護者有無別 四九  
證人、鑑定、通事費用 四九  
少年審判所取扱人員 四九  
日常法規 四九  
無能力者 四九  
時效 四九  
利息制限 四九  
債地、借家 四九  
親等表 四九  
刑罰 四九  
陪審 四九  
相續 四九  
戸籍 四九  
寄留 四九  
行刑 四九  
刑務所職員 四九  
在監人員 四九  
在監受刑者 四九  
受刑者刑罰別 四九

警察

受刑者年齢別 四七  
受刑者國籍別 四七  
新受刑者種別 四七  
新受刑者職業別 四七  
免囚保護人員 四七  
結社、集會 四七  
治安維持 四七  
暴力行為取締 四七  
行政執行 四七  
警察官署、職員 四七  
警察統計 四七  
檢察官署、職員 四七  
未成年者禁煙違反 四七  
未成人者禁酒違反 四七  
盜難、詐欺、恐喝被害 四七  
自殺原因 四七  
殺人 四七  
變死 四七  
棄兒 四七  
消防署及消防組 四七  
主要消防機械器具 四七  
火災 四七  
遊廓、料理店、其他 四七  
遺失物及拾得物 四七  
社會事業近況 四七  
社會事業一覽 四七  
社會事業費 四七

社會事業

社會事業獎勵助成 四七  
窮民救恤 四七  
軍事故救護 四七  
醫療保護 四七  
罹災救助基金支出高 四七  
釋放人保護 四七  
棄兒養育費 四七  
行旅病人 四七  
行旅死亡人 四七  
公設市場 四七  
簡易食堂 四七  
共同宿泊所 四七  
授産場 四七  
共済組合 四七  
健康保險 四七  
住宅組合 四七  
公益質屋 四七  
職業紹介所 四七  
職業紹介成績 四七  
知識階級職業紹介成績 四七  
船員職業紹介成績 四七  
少年職業紹介成績 四七  
日傭労働紹介成績 四七  
失業統計 四七  
失業者 四七  
出稼人 四七  
生計費 四七  
生計費地方別 四七  
收入對家賃 四七  
健康體 四七  
食糧の栄養價 四七  
カロリ要求量 四七  
完全食獻立 四七  
不完全食 四七  
食物消化時間 四七  
調理小識 四七  
食品貯藏法 四七  
藥に於ける野菜果物 四七  
酒類酒精含有量 四七  
煙草ニコチン含有量 四七  
乳兒に與ふる牛乳 四七  
乳汁成分 四七  
乳兒の食餌 四七  
乳兒の體重身長 四七  
嬰兒の發育 四七  
妊婦分娩期 四七  
小兒病の原因と其病狀 四七  
應急手当 四七  
人工呼吸法 四七  
下劑、瀉腸の仕方 四七  
酸氣吸入 四七  
蒸氣吸入 四七  
傳染病預防 四七  
傳染病潜伏期 四七  
寄生蟲 四七  
消毒方法 四七  
家庭常備藥品 四七  
化粧藥品製法 四七  
鏡泉と適應症 四七  
人工浴 四七  
日光浴 四七  
統計 四七  
醫師及藥劑師 四七  
產婆登録者數 四七  
藥種商、製業者 四七  
鍼灸按摩業者 四七  
看護婦免許數 四七  
病院患者數 四七  
特殊病院 四七  
生産死産 四七  
生産死産比例 四七  
死亡者年齢別 四七  
主要死亡原因 四七  
乳兒死亡原因別 四七  
乳兒死亡主要原因 四七  
都市乳兒死亡主要原因 四七  
傳染病患者死亡者 四七  
主要傳染病罹患死亡者 四七  
肺結核死亡者 四七  
肺結核死亡者年齢別 四七  
肺結核死亡割合 四七  
中毒者 四七  
失明原因 四七  
兒童平均體格 四七  
學生生徒體格 四七  
學生生徒發育標準 四七  
學生生徒近視眼比率 四七  
壯丁體格身長 四七  
學歴別壯丁體格 四七  
在内外邦人兒童體格 四七  
農村民體格 四七  
婦人發育狀況 四七  
東西婦人體格 四七  
運動選手體格 四七  
精神病者數 四七  
癩癩患者數 四七  
種痘人員 四七  
水道 四七  
上下水道 四七  
飲用水 四七  
清涼飲料水 四七

家庭諸知識

汚物搬出量 四七  
屠場及屠畜 四七  
生命表 四七  
農村衛生調査 四七  
科學知識 四七  
太陽系 四七  
恒星 四七  
地球に關する恒數 四七  
時差 四七  
雲の種類 四七  
風の種類 四七  
地震の種類 四七  
光の速度 四七  
人種學的時代 四七  
物體の融解點及蒸發點 四七  
主要合金成分 四七  
温度 四七  
距離換算表 四七  
土地高低、氣壓水沸騰 四七  
點の關係 四七  
各種速度比較 四七  
動物の壽命 四七  
動物園野獸死亡率 四七  
動物生産力 四七  
諸單位 四七  
メートル法 四七  
理化學的諸單位 四七  
活字稱呼 四七  
内外度量衡比較 四七  
各國貨幣純分比較 四七  
内外國貨幣換算額 四七  
時計寸法 四七  
帽子寸法 四七  
カラット 四七

衛生

籃球、排球 四八  
ホッケー 四八  
ゴルフ 四八  
撞球 四八  
卓球 四八  
陸上競技 四八  
マラソン 四八  
水泳 四八  
競漕 四八  
スキー、スケート 四八  
武道、相撲、其他 四八  
柔剣道 四八  
柔剣道師範 四八  
柔道 四八  
弓道 四八  
射撃 四八  
相撲 四八  
競馬 四八  
乗馬會 四八  
登山 四八  
綜合競技大會 四八  
神宮競技大會 四八  
第九回極東選手權大會 四八

地方

市債現在額 四八  
雜種稅 四八  
市町村數 四八  
最近道府縣會選舉成立 四八  
道府縣會黨派現勢 四八  
府縣會議員、有權者 四八  
市町村會議員、有權者 四八  
道府縣官吏、雇人員及俸給 四八  
地方名譽職及吏員 四八  
人口別市町村數 四八  
人口三萬以上の町 四八  
人口二萬以上の村 四八  
六六都市名譽職報酬 四八  
六六都市租稅負擔額 四八  
六六都市附加稅率 四八  
青年團、少年團 四八  
東京市 四八  
沿革 四八  
土地、人口 四八  
市政機關 四八  
道路、橋梁 四八  
軌道、鐵道 四八  
水運 四八  
通信 四八  
宗教、教育 四八  
警察、衛生 四八  
社會事業 四八  
遊藝娛樂 四八  
衛生 四八  
遊藝場 四八  
遊藝場、人口 四八  
土地、人口 四八  
財政 四八  
商工業 四八

屬領

宗教、教育 四八  
警察、衛生 四八  
社會事業 四八  
公園 四八  
史蹟、名勝、天然記念物 四八  
名勝舊跡遊覽券 四八  
王族 四八  
土族、人口 四八  
統治機關 四八  
財政 四八  
貿易 四八  
商業 四八  
産業 四八  
運輸、交通 四八  
宗教、教育 四八  
裁判、警察 四八  
衛生 四八  
地方行政 四八  
土地、人口 四八

各種裝身具寸法 四七  
各種の噸 四七  
織物の單位 四七  
包裝單位 四七  
建築材料寸法 四七  
建築單位 四七  
重要商品相場單位 四七  
家庭須知 四七  
服忌 四七  
衛生石 四七  
事物の起原 四七  
洋裝指針 四七  
小資本開店案内 四七  
各種貸金、報酬 四七  
電氣に關する注意 四七  
瓦斯に關する注意 四七  
家庭電化 四七  
家具食器手入法 四七  
しんかき法 四七  
洗濯心得 四七  
防蝕劑效力 四七  
常用漢字 四七  
外國語の寫し方 四七  
羅馬字 四七  
亞拉比亞數字、羅馬數字 四七  
點字 四七  
各國辭典收容語數 四七  
藝術 四七  
近況 四七  
美術展覽會 四七  
海外日本美術展 四七  
主要展覽會成績 四七  
博物館、美術館 四七  
美術研究所 四七  
各種競技 四七  
野球 四七  
庭球 四七  
蹴球 四七  
各種入札 四八  
國寶 四八  
現代美術家 四八  
現代美術家 四八  
演劇 四八  
劇界近事 四八  
主要劇場最近演目 四八  
最近上演脚本 四八  
最近封切映畫 四八  
フィルム檢閱 四八  
俳優 四八  
映畫俳優 四八  
常設劇場數 四八  
常設活動寫眞館數 四八  
常設演藝場數 四八  
六六都市著名劇場 四八  
舞臺近事 四八  
樂壇近事 四八  
洋樂家 四八  
邦樂、舞踊家 四八  
講談落語家(東京) 四八  
講談一覽 四八  
圍碁 四八  
將棋 四八  
現代碁客 四八  
現代碁客 四八  
大日本將棋聯盟 四八  
日本棋院 四八  
日本棋院對抗戰 四八  
總記 四八  
地方近況 四八  
地方高官及議長一覽 四八  
市長及市會議長一覽 四八  
地方費膨脹趨勢 四八  
地方費出入 四八  
道府縣出入 四八  
市債出入 四八  
直接稅負擔額 四八  
地方債 四八  
地方債制限外課稅額 四八  
地方債道府縣別 四八

運動競技

各種入札 四八  
國寶 四八  
現代美術家 四八  
現代美術家 四八  
演劇 四八  
劇界近事 四八  
主要劇場最近演目 四八  
最近上演脚本 四八  
最近封切映畫 四八  
フィルム檢閱 四八  
俳優 四八  
映畫俳優 四八  
常設劇場數 四八  
常設活動寫眞館數 四八  
常設演藝場數 四八  
六六都市著名劇場 四八  
舞臺近事 四八  
樂壇近事 四八  
洋樂家 四八  
邦樂、舞踊家 四八  
講談落語家(東京) 四八  
講談一覽 四八  
圍碁 四八  
將棋 四八  
現代碁客 四八  
現代碁客 四八  
大日本將棋聯盟 四八  
日本棋院 四八  
日本棋院對抗戰 四八

Table of contents for 'World' section, listing various topics like international relations, economics, and social issues with corresponding page numbers.

Table of contents for the '追録' (Supplement) section, listing specific news items and events.

Table of contents for the '雑俎' (Miscellaneous) section, listing various facts and snippets.

Table of contents for the '廣告目次' (Advertisement Index) section, listing various commercial advertisements.

Table of contents for the '第一銀行' (First Bank) section, listing bank services and branches.

Table of contents for the '列國' (Countries) section, listing information about various nations.



時事新報略史

由來一亂世英雄を生む。社會の混亂は時事新報の發生を促す。その名の因て来る所は「専ら近時の文明を記して此文明に進む所以の方略事項を論じ、日新の風潮に後れずして之を世上に報せんとする旨なり」

創刊一明治十五年三月一日。主義は「獨立自尊」而して此主義を個人より擴充して更に國家に及ぼさんとす。社長一創立より明治二十年四月まで中上川彦次郎氏、同二十九年一月まで伊藤欽亮氏、大正十五年六月十日まで福澤拾次郎氏、昭和三年一月二十日まで小山完吾氏、其後門野幾之進氏取締役會長となる。

住所一創立當時芝罘三田、明治十六年十一月日本橋通三丁目、同十九年十二月京橋區南橋町、大正十五年十二月十二日麹町區丸の内二丁目十八番地(當時の八重洲町一丁目一番地)(移轉。但し大正十年火災後、一時京橋區南橋町交詢社へ、大正十二年震災後一時芝罘三田慶應義塾内及び帝國ホテル内へ(假寓す。))

紙面一隨時増頁は別として、創立當時四頁、明治二十年六月に、同二十二年八月に、同二十九年十二月に(大正七年六月より朝刊八頁、夕刊四頁)、大正十三年十一月朝刊を十頁に増して十四頁に、昭和四年六月より十三段制實施と共に十二頁(夕刊四頁)とす。海上版一昭和二年六月一日海上船報にニュース供給を開始し、同七月一日より更に海上版を發行す。四六倍版八頁の日刊新聞にして、日本郵船の大津丸、天洋丸、春洋丸、コレラ丸、サイベリア丸に之を配布す。(五年

八月傍系の無線時事會社に移す) 紙數一創刊には一千五百部、明治十八年に三千部、同二十九年に一萬三千部、同三十九年に五萬部、それより大正二年まで累年一割の自然増加に任ず。大正三年以來、毎年三萬乃至五萬の増紙を遂げつゝ今日に至る。停止一明治十八年八月十四日より二十日迄、政府攻撃の筆を鋭めざりし爲めに發行を停止さる。同二十八年四月二十五日より二十七日迄同前。

事業一新聞發行以外の事業は、義勇表獎(本社の發起及び監理)、慈善、運動獎勵等頗る多岐に亘る。主なるものは別項に特記す。

一、時事新報義勇表獎會

事業成績一明治四十四年七月二十日、時事新報一萬號發刊記念事業として義勇表獎會を發起し、自ら金一萬圓を提供し、世間篤志家の贊助を経て義勇資金を設け、義勇行爲を爲したる者に對して表獎を行つてゐる。其の目的は日本國民中義勇行爲を爲したる者に對し賞金及び實牌を贈與して其行爲を表彰するに在る。昭和四年九月現在、其事業成績は(一)表獎回数五十九回(二)賞金贈與金四萬八千三百三十五圓、(三)實牌贈與七十三箇、(四)表獎人員百三十人に及ぶ。表獎者の種類別左の通り。人命財產救護 死亡三十一人(内女十三人)、少年十二人) 學術功績者 八人 航空犧牲者 十九人 (五)大正十二年九月一日帝都大震災に當り、罹災民救助の爲め、特に本會より金二萬圓を支出し、罹災兒童にメリヤスシャツを配給した。(六)大正十三年一月二十六日皇太子殿下御成婚に際し、全國青年團、處女會を表獎せしが爲め金六千圓を支出し、皇太子、同妃殿下御肖像メダリオンを製作し、全國八十個團體に寄贈した。

Table with columns: 氏名, 表獎年月, 氏名, 表獎年月. Lists names and award dates for various categories.

二、時事新報名譽賞牌

運動競技以外の藝術家、技能者にして最も優れたる演技又は功績を我國國民に與へたる者に贈呈する。大正五年四月創定以來今日迄之を贈つたものは左の諸氏である。

Table with columns: 氏名, 本領, 贈與年月. Lists names and award dates for artists and technicians.

評議員一 左衛門 榮一 鐵田 榮吉 門野幾之進 森村市 表獎一第一回以來本會の表獎したる人名左の如し。(×印は生命を失へる者)

Table with columns: 氏名, 表獎年月, 氏名, 表獎年月. Lists names and award dates for members and awardees.

時事新報名譽賞牌一昭和四年十月新に左の規程を設け公爵徳川家達、子爵淺澤榮一、本社取締役會長門野幾之進四氏を審査委員に囑託した。第一條 時事新報社は藝術家の發達を助成する目的を以て藝術家名譽賞を制定し之を藝術家及び藝術に關係ある人に贈りて其名譽を表彰す。第二條 藝術家名譽賞は藝術家名譽審査會の銓衡を経て左記各項に該當する人に贈與す。一、優秀なる藝術家。二、我國藝術の進歩發達に貢獻し人格功績共に一世の師表たるもの。三、藝術を以て社會公共の爲に盡し功績顯著なるもの。第三條 藝術家名譽審査會は名譽信用ある若干名の委員を以て組織す。

三、時事新報運動名譽賞牌

日本に於て競技せる國際的優秀なる運動家の名譽を表彰する爲め、大正十三年「時事新報運動名譽賞牌」の制を設く。この名譽ある受賞者の氏名は次の通り。

Table with columns: 氏名, 競技名, 年, 月. Lists names and award details for athletes.

四、大相撲全勝額

國技奨励の目的を以て東京大相撲の春夏兩場所毎に最優勝力士に大寫眞額及大銀盃を贈呈する。全勝額は國技館の天井に掲揚され、唯一の優勝者表彰法として既に一般の公認する所である。受賞力士名左の如し。

Table with columns: 力士 (Wrestler), 受賞年月 (Award Year), 力士 (Wrestler), 受賞年月 (Award Year). Lists names like 高見山, 常陸山, 太刀山, etc., and their respective award years.

五、燈臺守優遇基金

昭和三年七月燈臺守の孤獨生活を慰め、併せて其功勞表彰の計畫を樹て、世上に寄附金を募集したる處、豫想外の成功を収め、寄附金總額四萬二千圓四錢を得、その寄附金處分に就ては、子爵澤澤榮一氏、選相久原房之助氏、海軍次官大角岑生氏、通信次官桑山鐵男氏、燈臺局長侯爵廣幡忠隆氏、郵船事務武田良太郎氏、東洋汽船事務淺野良三氏、本邦最古の燈臺長草間時福氏及び本社編輯長伊藤正徳氏より成る委員會で左の如く決定した。

尙ほ梅ヶ谷の爲めには、特に其引退記念として、一枚の寫眞を贈與した。

六、時事新報運動賞牌

體育奨励の趣旨に基き他に先立して各種競技會の主催及び後援を行ひ、更に優勝メダルを小學校以上の運動會に寄贈する。運動季節には賞牌の發送一日數百を算することあり、この時事新報メダルは各學校選手の競技優勝希望の目標となつてゐる。最近の寄附數左の如し。

Table with columns: 年次 (Year), 赤銅牌 (Red Copper Medal), 銀牌 (Silver Medal), 銅牌 (Bronze Medal). Lists years from 大正十三年 to 同五年八月 and corresponding medal counts.

七、遣米答禮使派遣

總旨と經過—帝都の復興事業はいよいよ終りを告げ、記念すべき復興祭は昭和五年三月二十六日、華々しく舉行せらるることになつた。この時に際し人々の直ちに回顧するのは大震災火災と災後八年の努力である。然も回顧して特に感謝の念を禁じ得ざるものは當時國境を絶して寄せられたる諸外國の同情と援助である。帝都の復興を記念するに當り、その實相を大震災の同情者に報告し且つ重ねて厚く感謝の意を表明するは、京濱兩市民の盡すべき國際的禮儀であると同時にまた古來特に忠思を申しむが國民の傳統的精神を示現する道である。時事新報社は此機會に海外諸國に復興の完成を告げて謝意を表すると共に、就中最も關係の深い米國に對して特に答禮使を派遣するに決した。同時に答禮使としては微妙優雅なる心情を代表するものとしてこの種の計畫にその例を見ざる婦人を選ぶ事となつた。二月初め時事新報社は、先づ各國國際親善團體、婦人教育機關及び社交團體等の快諾を得てこれを候補者の「推薦團體」となし、一方に徳川家達公、幣原外務大臣、濵澤榮一子、鍋島侯母堂、中川復興局長官、堀切東京市長、有吉濱濱市長、大谷嘉兵衛氏、門野本社取締役會長を委員に擲して詮衡委員會を設け、十八歳以上の婦人にして品位、教養、操行、容姿身分、語學等を條件とし、各推薦團體及び一般より推舉した候補者につきその人選を依頼した。かくて詮衡委員會は候補者五十數名の中より先づ十一名を豫選し次いで數名となしその間ジャパン・アドヴァイザー主筆バイヤス氏によつて英語の試問を行ひ、數回の委員會の決裁の五儀を遣米答禮使として選定することとなつた。

出淵大使の夫人はま子の妹である。なほ長姉ゆき子は三井銀行外國營業部神戸支部長神谷貞二郎氏に嫁し、次姉ちよ子は京都帝國大學文學博士田邊元氏の夫人となつてゐる。

中村桂子(明治廿八年二月廿四日生)横濱市中區月岡町九寅家次郎氏六女、大正十二年東京雙葉女學校卒業後横濱外人女學校たるサンモール學院に學ぶ。徳田純子(明治四十年一月十日生)退任陸軍二等主計正徳田保太郎氏の四女、目下市外代々幡町梅ヶ谷二七七に父母と共に住む。大正十三年三輪田高等女學校を卒業、十四年四月女子英學專門科に入り、昭和四年三月同校本科三年を履修、引續き高等科に入り目下在學中昨年米國リンカン協會主催の世界學生リンカン聯賞記念論文に應募、入選してリンカン賞を授與されてゐる。尙長兄豊氏は陸軍憲兵大尉にて千葉縣市川の憲兵分隊長として在任。姉良子は野戦重砲兵第三旅團副官砲兵少佐東美宗次氏に嫁し何れも千葉縣に住む。

佐藤美子(明治四十二年八月十三日生)男爵、醫學博士貴族院議員、順天堂病院院長、東京醫學專門學校長佐藤達次郎氏の三女、小學の課程より今の女子學習院に在學、大正十五年本科に進み昭和二年同科を卒業、さらに高等科に入り、同四年優秀なる成績を以てその全課程を終へた。目下同校卒業生の組織する常盤會にて習字、英語、歴史等を研究してゐる。なほ令姉は女子學習院在學當時皇后陛下の御學友として選ばれ、美子嬢は秩父宮妃殿下の同校御在學當時の同窓であつた。現住四谷區尾張町七。

就いては、米國貴婦人コールドウェル夫人を特にシャブロンとして一行の儀禮等に關する指導役をたらしめた。旅程と主なる訪問—遣米答禮使の一行は三月十八日横濱を出帆、乗船は特にダライ汽船のプレジデント・ピアスを選び、先づホノルルに寄港し四月二日桑港に上陸、ロサンゼルス、ワシントン、フィラデルフィア、ニューヨーク、ボストン、シカゴ、シアトル、ポートランド等の順序にて各地を廻り、二日乃至五日づつ滞在し五月十七日桑港解纜の日本郵船龍田丸に便乗、五月三十日横濱に無事歸朝、此の間滯米約五十日、フーバー大統領、クリッヅ前大統領、ウヅツ前駐日大使、陸海軍卿、赤十字社社長を始め各地の市廳、商業會議所、有力新聞社、通信社及び日本人會等を歴訪して震災當時受けたる同情と援助とに對し深厚なる謝意を表し、感謝状に於て眞實其の他を贈呈した。而してこれら公式の訪問に於ける眞の女性面目を紹介した次第である。本社の遣米答禮使の計畫が十分に復興の報告並に感謝を米國民の對に行つたばかりでなく、この計畫によつて日米親善の對に與へた好印象はけだこの計畫の大成功を物語るものである。因に遣米答禮使のうち年長者として其使命遂行に盡力された蘆野きみ嬢はミシガン州立大學より一年の獎學資金を贈られ、昭和五年七月二十六日横濱出帆の水川丸にて再び渡米し、十月の新學期より入學する豫定である。

昭和五年度事業

景氣研究所開設—獨逸のフランクフルト新聞及び伯林タリグブラット紙の試みて居る景氣研究所を今同社に於ても開設することになつた。主任として勝田貞次君が之れに當り、本報經濟部の援助の下に昭和五年九月一日より「景氣週報」を發行し、「財界分析」を本紙上に掲載、尙ほ月刊相場面に「投資相談」を開始することになつた。本社の景氣研究所は我國財界の指針、景氣の豫報の唯一の機關として非常なる期待を持たれて居る。



中綿の良  
**西川**  
の  
**ふとん**

かや・寝台  
めいせん  
婦人コート  
子供用品  
おし・食堂

御婚礼用及御家庭用  
夜具  
羽根入蒲團  
筆筒・鏡台  
家具一式

(膏廉品良優)

**西川商店** 宗東  
角橋本日  
(幸五十六百三業創)

東京 三軒  
大阪 本町  
京都 寺町  
大分 市  
豊後 八幡  
近江 本場

廣

告

一五

表照對日曆陽陰

年	天文 保政	弘化	嘉永	安政	萬延 久延	慶元 應治	明治
一月一日	二	三	四	五	六	七	八
二月一日	三	四	五	六	七	八	九
三月一日	四	五	六	七	八	九	一〇
四月一日	五	六	七	八	九	一〇	一一
五月一日	六	七	八	九	一〇	一一	一二
六月一日	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
七月一日	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
八月一日	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
九月一日	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六
十月一日	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七
十一月一日	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
十二月一日	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九

本表は明治五年の改暦前、  
文政十二年に至る大陰暦日  
の陽暦に於ける相當月日を  
探るに便したるもので、陽暦  
毎月一日に相當する陰暦の  
日を表示したものである。  
一月又は二月一日に相當す  
る舊暦の十一月、若しくは  
十二月の日付は前年のもの  
である。尙ほ△印は其舊暦  
の月の小なることを示した  
もので、同一の舊暦の月数  
連月に互るものは後者は閏  
月と承知されたい。曆年の  
央にて改元された年は省い  
てあるから、斯の如き年の  
月日は新元年の相當月に據  
つて知られたい。例へば元  
治二年正月元日は新暦の何  
年何月幾日に當るやを知ら  
うとするには、同年は其年  
中に改元されたのだから、  
慶應元年の欄で正月六日が  
新暦二月一日なるを知り、  
之より五日前即ち一月二十  
七日の正月元日がそれだと  
いふ風に見るのである。

「時  
事」  
年  
鑑

一四

# REPUBLIC



同じ名でこそあれ  
十年前のレパブリックと  
今の新レパブリックとは  
雲泥の相違です

低いフレーム 重心の低下  
六気筒機関 圓滑強力  
改良された 堅牢無比の  
スパイラル式 ベベルギアドライヴ

日本アタセア  
ダンス商會で  
月展最優秀の賞  
優賞を計ります。



日本總代理店  
東京 日本自動車株式會社 赤坂

電話赤坂 1101—1109

支店出張所 大坂・京都・名古屋・横濱・仙臺・濟南・新瀉・瀋陽・松山・札幌・京城

小型活動寫真機

## パテベビー



海山に於ける  
皆様のお姿を  
パテベビーによつて  
永久にお残し下さい  
パテベビー映寫機 七十七圓  
パテキーード映寫機 三十三圓  
カメラ F3.5 付 六十圓  
モトカメラ F3.5 付 百三十圓  
生ヒルム一卷 九十錢  
月賦販賣の便あり  
全國主要百貨店寫真材料店  
にあり

内外  
フェルト各種  
新聞輪轉機用  
石版牙フセット印刷用  
ローラークローズ

本邦フェルト業元祖  
フェルトカラー發賣元

合資 長澤商店

東京市京橋区五郎兵衛町五

電話京橋 (56) 四四五五番  
五七三三番

清涼飲料  
キリンレモン

サイダー シトロロン タンサン



最 最 最  
上 新 古  
の の の  
品 設 歴  
質 備 史

キリンビール

達用御省内宮

社會式株酒麥麟麒

三共特製純良過酸化水素液

# オキシフル

歯牙の保健に 創傷の消毒に  
口腔咽喉諸病時の含嗽に

御購求の際には必ずオキシフルと指定、又は三共名義  
に御留意願ひます……………詳細説明書進呈

脚氣新藥

# オリザニン

ビタミンBの世界的始祖

脚氣に對するオリザニンの効果は既に決定的事實なり

オリザニンは脚氣の外 (1) 重病経過中に来る栄養障礙及其浮腫の  
治療と預防に (2) 人工栄養兒、特に煉乳、穀粉栄養兒營養障礙の  
治療と預防に (3) 妊婦の營養を助け、悪阻を軽減若くは防止し便  
秘を去るに極めて適切なるを知らる。

粉末、錠劑、液劑、融解粉劑、注射劑の各種あり  
類似品多數ありオリザニンと指定を要す 實驗報告集進呈

世界的強力消化酵素

# タカヂアスターゼ

消化不良に因する總ての胃腸疾患、結核其他の  
慢性病者、並に重病恢復期に、其他一般胃腸機  
能の増進劑として賞用す

粉末、錠劑各種あり——説明書進呈

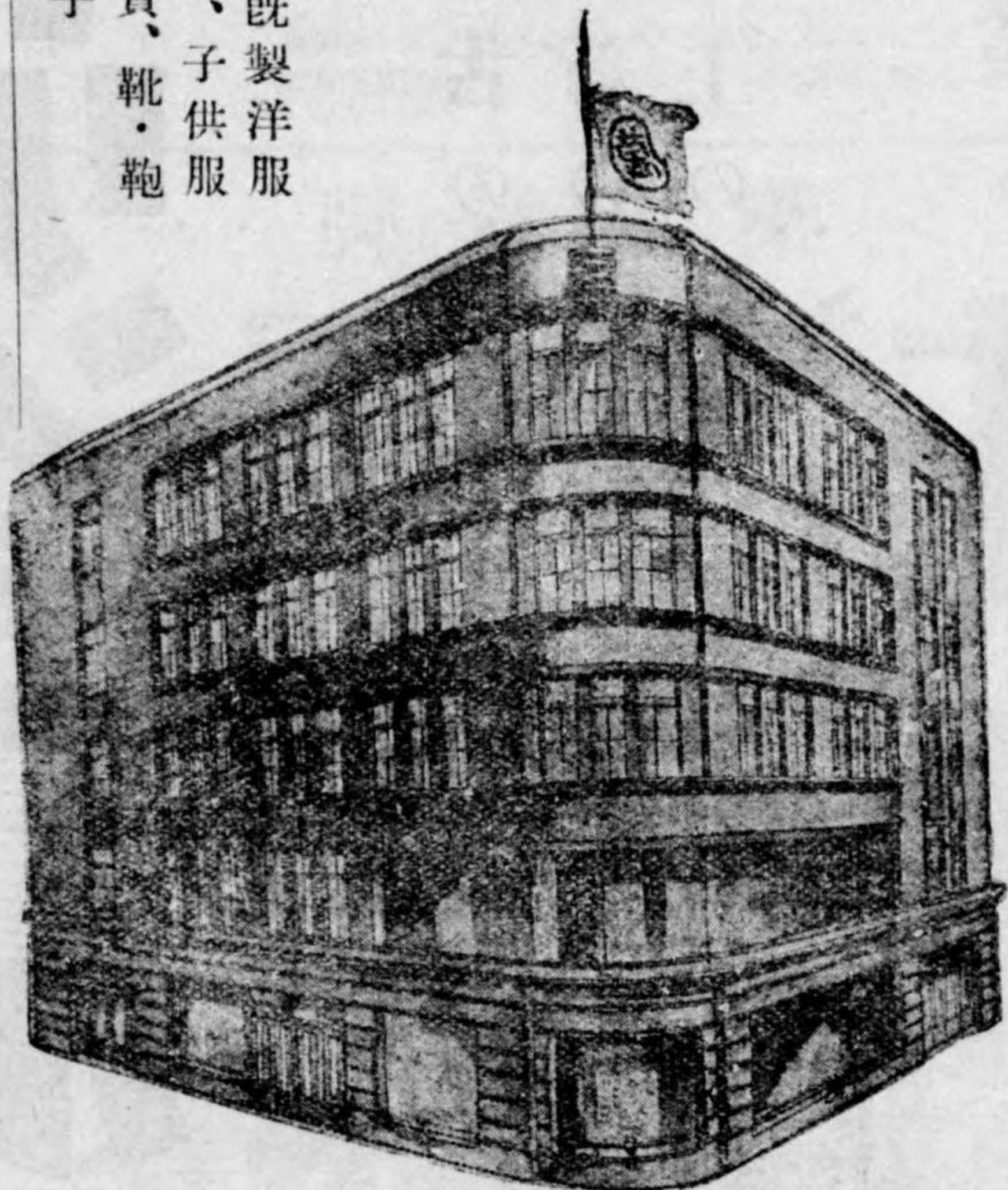
本社 東京室町 三共株式會社 出張所 大阪、臺北、紐育

確かな品堅い店



御誂、既製洋服  
婦人服、子供服  
洋品雑貨、靴・鞆  
内外帽子

お急ぎは二十四時間で調製



入輸直物織毛國各

# 店服洋崎萬

本店 東京市東區神田五町五丁目(前場留停)電話三七二七  
支店 千葉県千葉市大橋通(大橋通)電話一四九番

## へちまコロンの唄

竹久夢二先生・唄竝に繪

……春……

うつら春の日 夢心地  
へちまコロンの にほやかさ  
肌はほのぼの 小麦いろ  
とてもイットが なやましい  
コロン コロン へちまコロン

……夏……

出窓にかゝる 朝月は  
ゆうべの夢の うつり香か  
へちまコロンか ほのぼのと  
別れた人は なつかしい  
コロン コロン へちまコロン

……秋……

街にころころ なく鳥は  
へちまコロンか 戀鳥か  
鳴けば鳥さへ 身にしみる  
むすぶネクタイ 長みじか  
コロン コロン へちまコロン

……冬……

へちまコロンを つけた夜は  
人に待たれて みるやうな  
赤いテイルの バツカード  
消えてゆくへに 氣がもめる  
コロン コロン へちまコロン

大瓶 .50  
小瓶 .30

東京 天野 源 七

純國産



へちまの水から發明した化粧水



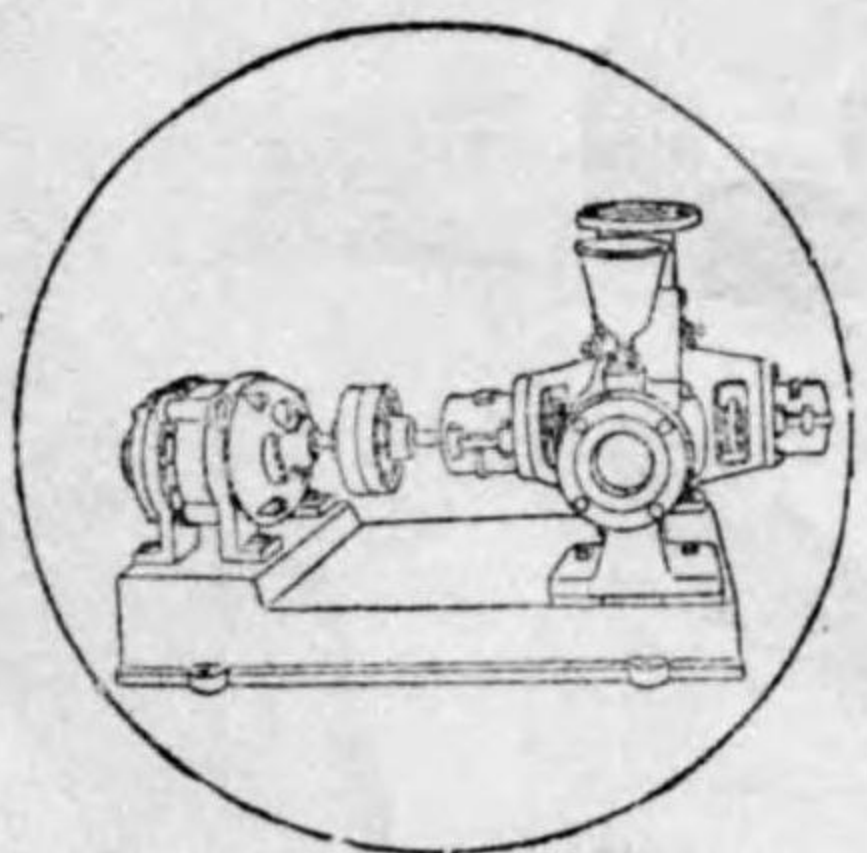
日やけ アセモよけに  
お化粧下に 白粉のとき水に  
お化粧のあとに 蒸したオルに  
お肌を美しく整へる  
世界に類のない化粧水

斯界の權威

芝浦モートル

優秀無比

めいぢきん



灌漑  
排水  
土木工事  
家庭給水

特約販賣店

株式吉和田商店

東京・京橋第一相互館一階  
電話京橋五二二三・五二三三・五二二四



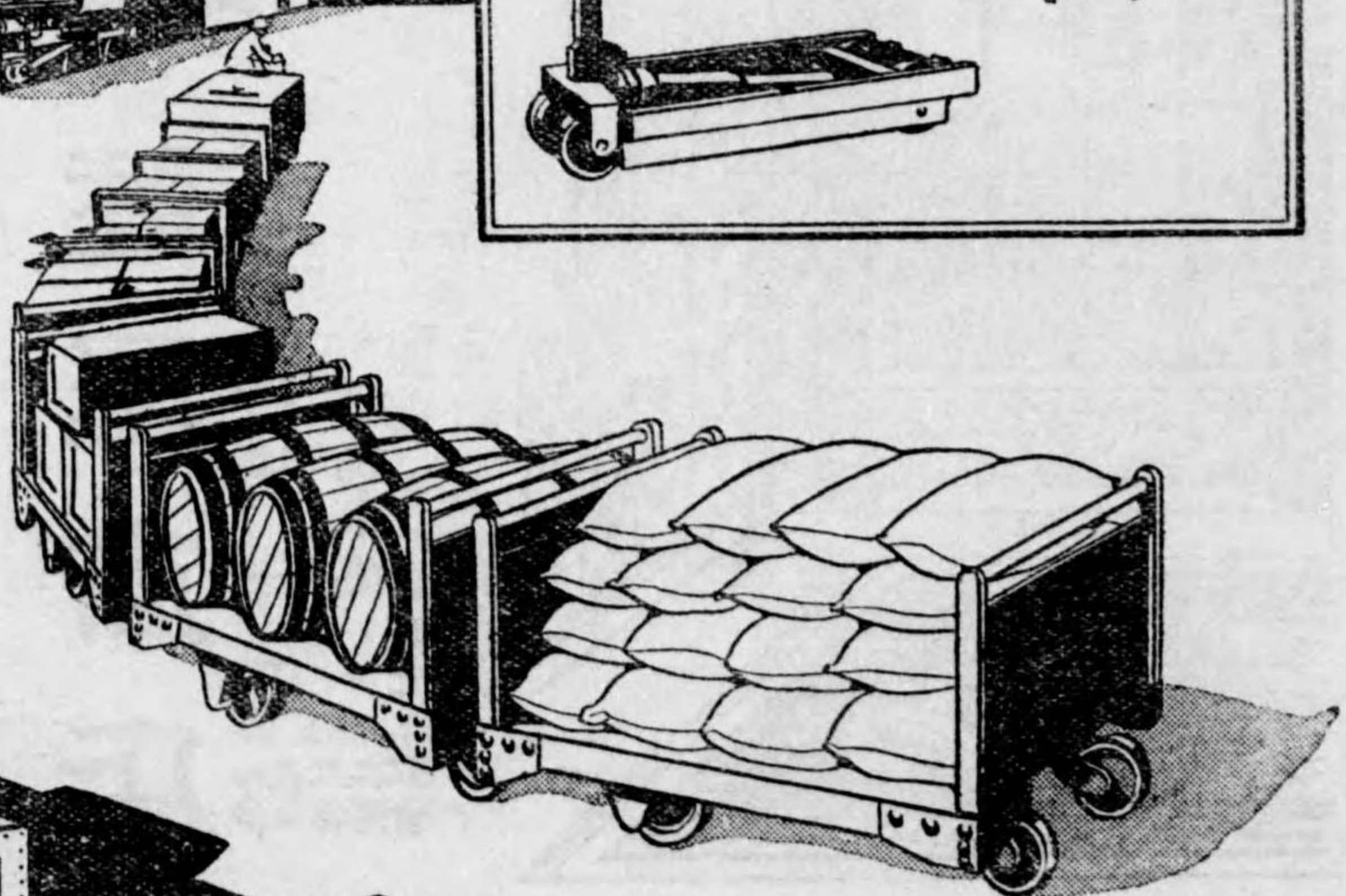
各型共在庫  
◇呈進録型◇

運搬車

東京市京橋區木挽町二丁目十四番地

日下製作所營業所

工場 東京府下南品川宿西廣一〇九  
電話京橋(55)三六九七番  
工場高輪(44)二二五五番





呈進グロタカ

東京銀座

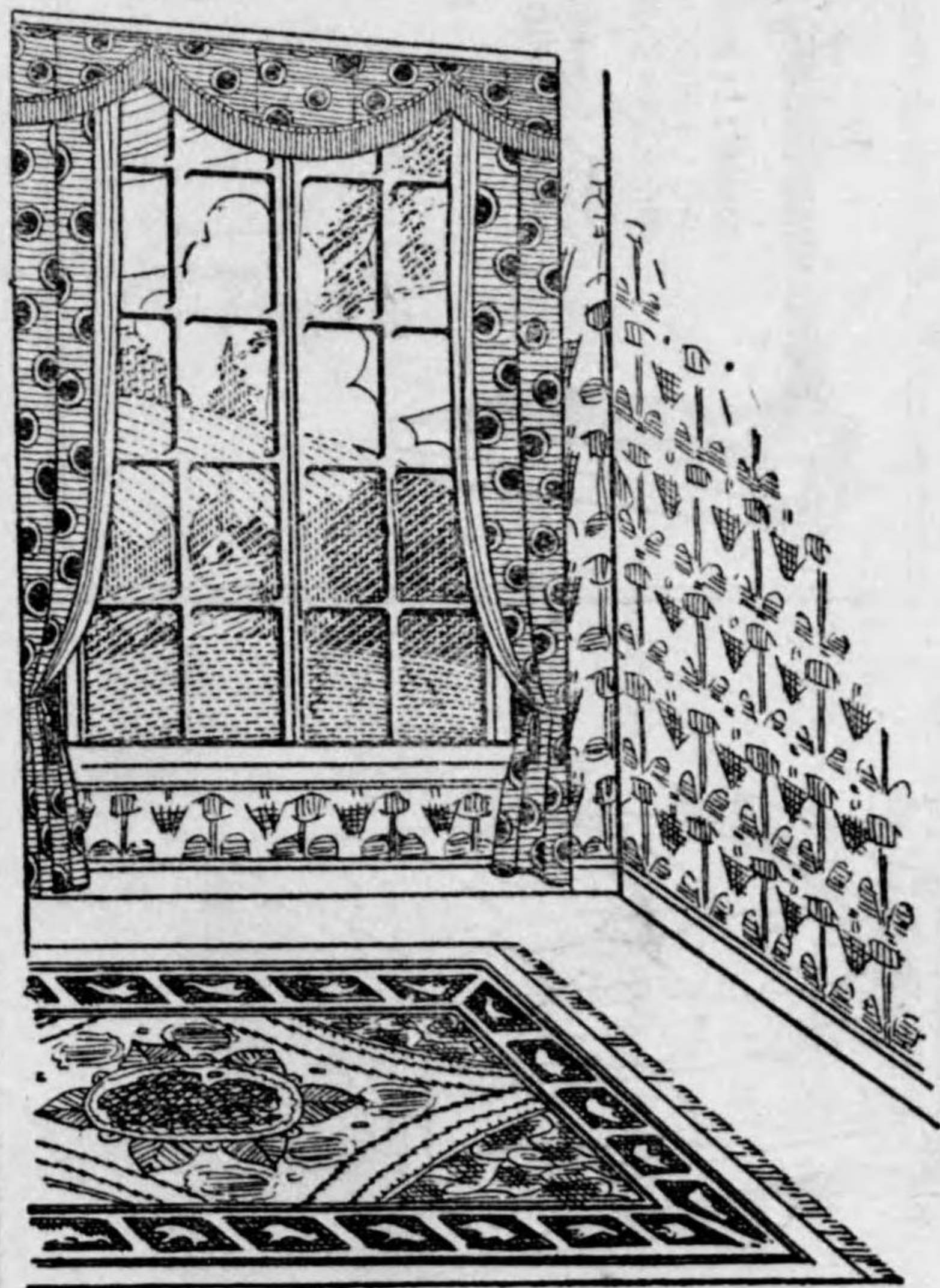
睦屋商店

店主 富澤半四郎

電話京橋

七七二九四  
六二九番番

敷物  
室内裝飾  
家具用織物  
壁紙



製品種目

航空及陸船用發動機、TGE 軍用保護自動車  
TGE 消防唧筒、瓦斯倫機關車、モーターカー各種  
精密諸計器、高級工作諸機械、トカコ電動ホキスト  
蓄電池電動運搬車、空氣制動裝置部分品  
軍用機關銃及拳銃、雷管、導火線、爆彈用爆管

東京瓦斯電氣工業株式會社

本社及  
主工場 東京府下大森

電話  
高輪 一六四、一六五  
大森 八〇一、八〇四

火藥工場 東京府北豐島郡志村

電話板橋 四一

虎之門營業所 東京市麴町區虎之門

電話銀座 六六六、一六六、一六〇



宮内省御用達 株式会社大倉恒吉商店吟醸

絶対に防腐劑を含まず



# 特製 月桂冠 壺詰

東洋第一の壺

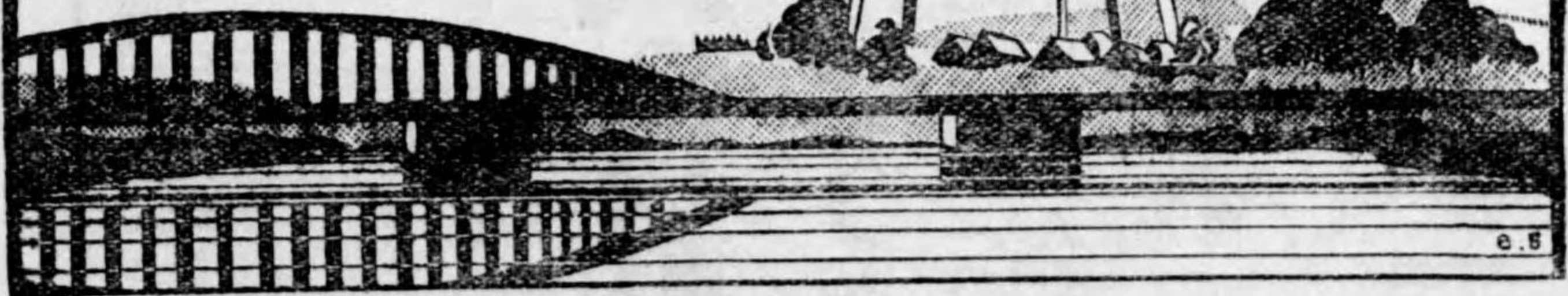
場所 京濱六郷土手

高さ 百三十尺、廻り六十七尺

容量 三百六十石

○毎日一リットル瓶を飲むとして之を飲盡すには約百八十年を要します

宮内省御用達 株式会社明治屋 發賣



## 西洋御料理業

大小御宴會

丸ノ内仲通り

同 御仕出

株式

同 園遊會

會社

# 中央亭

家庭料理仕出

室内改造面目一新

電話丸ノ内二四三九

品質第一  
信用第一  
製産第一

アサヒビール  
サッポロビール  
エビスビール

最高級 清涼飲料  
シンボリ



東京市日本橋區大傳馬町一丁目一番地

紙 綿 商



合 資  
會 社

小津商店

電話浪花(67)長 五三六番 三四二番  
振替口座東京壹壹六九六番  
發信略號(オ)又 ハ(オツ)  
受電略號(トウケイオツカミワタ)

商工省撰定優良國産品



各地文房具店にあり

三星水彩繪具

三星製圖用繪具

三星テンペラ繪具

製造元

三星繪具製造所

東京市下谷區西町三番地

電話下谷一〇〇番 長二〇〇番 五三〇〇番



青寫真感光紙  
製圖用紙  
理研陽車感光紙

東京市日本橋區馬喰町二丁目  
櫻井大二郎商店  
電話代表 五〇〇番  
馬喰區番號

廣  
告



資生堂齒磨  
資生堂化粧品  
資生堂石鹼

三三

「時  
事」  
年  
鑑

# 鉛

## 錫 半 田 板 管

◀ 呈 進 グ ロ タ カ ▶

東 京 市 神 田 區 柳 町 四 番 地  
和 泉 橋

### 佐藤保商店

電 話 浪 花 六 五 一 六 六 七 一 九  
振 替 東 京 七 二 八 七 九 番

三三

の問年十三に國佛  
効卓るせ續繼を用信

劑壯強速急



# カボラ

## 人體細胞の改造

人體は無数の細胞に依つて構成せられるものにして、細胞の生活作用の全部を指揮するものは、その核である核の主成分はヌクレイン類であつて若くして元氣旺盛なる有機體中に最も豊富に存在するもので、ヌクレインの含有量の多寡は直ちに細胞の活動力の強弱となつて人類の強弱老壯となつて現はれるものである。

### 活力の源泉

ラボカは佛國リヨン大學教授ラボカ氏が多大の困難を排してヌクレインの採取法に成功し、これを主劑としたもので、ヌクレイン酸鐵、カルシウム、ビタミンABC等々を多量に含有し、これに糖分、紫外線を加へるものにして人類はこれを服用する事に依つて細胞を根本的に若返らせ最も急速に體力を養ふもので、その卓効は既に三十年間佛國醫學界に於て絶へざる賞讃を博してゐる事に於て明かである。

ラボカ十瓦の成分は  
ヒレ肉 五百瓦、牛乳 一升五合  
卵黄十五個、小麥粉四疋と同様

### 驚威的臨床効果

ラボカは發賣に先立ち醫家並に發賣元の手に依り多數の患者に臨床實驗の結果左記の症狀に卓効ある事を證明されたが從來の滋養補劑と異り、その効果の迅速なる事には何れも驚威して居る。

△神經衰弱、ヒステリー、不眠症、胃腸障害、結核諸症、性慾減退、心臟諸症、疲勞、虛弱、痔疾、病後回復、成長促進、妊娠末期、乳汁增量、抵抗力増加、血液増加、骨質強化、消化能力整調、疾病の有機的豫防。

佛國新ラボカ製會社製劑

東洋一手發賣元

小菅會藥部

東京芝罘芝日一ノ三復興ビル  
電話銀座一六〇二番  
振替東京七二九三〇番

ラボカは美味芳香あり  
婦人小兒も喜んで服用す  
粉末ラボカ(十日分)貳圓  
同(一月分)五圓  
【文獻説明書送呈】

にきびとり

# 美顔水

心ある家庭

には是非常備せられたき皮膚衛生藥



(一)ニキビ、吹出物、婦人は固より男子方でも、ニキビや吹出物の多いのは見よいもので御座います。せんが、この藥は頑固なニキビや吹出物にも確かな効能がありますので、信用を博して居ります。

(二)蚤、蚊、南京虫、その他毒のある虫にさされた時、この藥を付けますと、不愉快な痛さや痒さが止まり、さされた跡が腫物などに

なる事が御座いませぬ。蚤や蚊で夜お子方のムツかる時などこの上ない重寶な事がおわかりになります。

(三)皮膚を美しくす、斯ういふ藥ですから、常用すればニキビ吹出物を防ぐは勿論、皮膚は次第に磨きこんだ様に綺麗になり、顔の美しさを増しますので、心ある家庭に常備せられて居ります。

元 賣 發  
(阪大・京東)  
館天順谷桃

日本名物  
仁丹姉妹品



懷中藥仁丹  
小粒、大粒  
銀粒新製仁丹  
仁丹總發行所  
仁丹の煉製  
仁丹の心なき  
仁丹の体温計  
仁丹の歯痛



NIHON MOKKO



新型手押鉋機械

輸入—製作—輸出

各種高級木工機械  
各種板製造機械  
木造及石造床仕上機械  
泉式特許木材乾燥裝置  
木工場木屑集塵裝置

合資會社 日本木工機械商會

東京市麴町區內幸町一ノ三(大阪ビル内)  
電話銀座二一三六

工場 東京府下 大森町澤田六一二  
電話大森二八二六

アメリカン テラゾー床仕上機

〔型錄進呈〕

東京市麴町區丸ノ内二丁目  
振替口座東京四三九九

時事新報社

日本男子論

近刊

日本婦人論

近刊

日本皇室論

送定 四六  
料價 一三六  
四 一 頁  
錢 圓

修業立志篇

送定 四六  
料價 二七〇  
六 一 頁  
錢 圓

福翁百話福翁餘話合本

送定 四六  
料價 四九二  
十一 一 頁  
錢 圓

福澤先生著書

送定 四六  
料價 五五〇  
十一 一 頁  
錢 圓

福澤先生著書

資本金 壹千貳百參拾參萬圓  
 拂込金 七百九拾參萬八千圓  
 積立金 四百四拾萬圓  
 小麥粉日産額 八萬袋

東京市日本橋區末廣河岸第拾六號地

# 日清製粉株式會社

## 支店及出張所

名古屋 神戸 下關 小樽  
 館林 横濱 宇都宮 水戸 高崎 佐野  
 鶴見 名古屋 岡山 神戸 坂出 鳥栖

## 營業品目

小粉麥 旭印 月印 鶴印 雪印 にはとり印  
 麩 米リン印 鶴印 バイオレット印 銀杏印  
 カメリヤ印 鶉印 黄蟬印 フラワー印

## 製品種目

過 磷 全 肥 料  
 完 磷 全 肥 料  
 磷 酸 加 里 肥 料  
 硫 酸 安 母 尼 肥 料  
 化 學 合 成 肥 料  
 硫 酸 硝 酸 鹽 酸 料  
 晒 粉 苛 性 曹 達 芒 硝  
 ハイドロサルハイト 硫化曹達  
 鹽化石灰 鹽化滿俺 鹽化亞鉛  
 硫酸苦土 清澄劑 硫黄合劑  
 フロライト、ソヤメント(醬油ノ素)  
 耐 酸 鐵 器 具 類

創立明治二十年

資本金參千六百廿五萬圓



# 大日本人造肥料株式會社

東京市麴町區丸ノ内一丁目八番地

代 2421・2422・2423・2424・2425・2426・2427・2428  
 代 2431・2432・2433・2434・2435  
 九ノ内局 長代2429 長2420(仙臺以北神戸以西)

## 大阪支店

王子工場 七尾工場  
 函館工場 木下川工場  
 小松川工場 伏木工場  
 富山工場  
 大 阪 市 關 下 小 名 富 京  
 市 關 下 小 名 富 京  
 東 市 關 下 小 名 富 京  
 區 西 市 樽 小 名 富 京  
 高 南 部 出 屋 山 富 京  
 麗 部 出 屋 山 富 京  
 橋 町 出 屋 山 富 京  
 四 町 出 屋 山 富 京  
 丁 八 張 目 三 張 四 張  
 所 所 所 所 所  
 大和田工場 小野田工場  
 岡山工場 名古屋工場  
 大阪御工場 下關工場  
 鏡川工場 木津川工場  
 目丁二通門大南府城京鮮朝  
 (呈贈内案業營第次報御)

廣 告

三九

資本金 五千七百五十萬圓 (拂込濟)  
 法定準備金 五千七百五十萬圓  
 別途準備金 七百參拾五萬圓

東京市日本橋區兜町一番地



株式會社 第一銀行

支店	所在地
東京	東
橫濱	伏
豐橋	小
名古屋	札
四日市	桐
京都市	生
	館
	林
	京
	城
	釜
	山
	野
	樽
	司
	門
	關
	下
	島
	廣
	熊
	本
	函
	館
	小
	利
	栃
	木
	佐
	野
	大
	阪
	神
	戶
	久
	留
	米
	岡
	久
	福
	倉
	福
	嶋
	室
	蘭
	字
	都
	宮
	足
	林
	京
	城
	釜
	山
	野
	樽
	司
	門
	關
	下
	島
	廣
	熊
	本
	函
	館
	小
	利
	栃
	木
	佐
	野

本店 東京市日本橋區瀨戶物町

株式會社 古河銀行

- |       |              |        |               |
|-------|--------------|--------|---------------|
| 三田支店  | 東京市芝區三田同朋町   | 品川支店   | 東京府下品川町南品川三丁目 |
| 元濱町支店 | 全 日本橋區元濱町    | 大森支店   | 全 入新井町不入斗     |
| 山谷支店  | 全 淺草區淺草町     | 千住支店   | 全 千住町千住中組     |
| 本所支店  | 全 本所區石原町四丁目角 | 尾久支店   | 全 尾久町上尾久      |
| 澁谷支店  | 東京府下中澁谷宮益坂下  | 三軒茶屋支店 | 全 駒澤町字上馬      |
| 大崎支店  | 全 大崎町字谷山     | 大阪支店   | 大阪府東區今橋三丁目    |



營業種目

〔綿絲及綿布、絹絲及絹布、製造販賣〕



# 富士瓦斯紡績株式會社

本社 東京市日本橋區坂本町四十七番地

電話本局自一〇一四一 一六〇六 一六〇七 一六〇八

本店 大阪市東區今橋三丁目



# 株式會社 鴻池銀行

電話本局自一〇一至一〇六

## 資本金壹億五千萬圓

東京市麴町區大手町一丁目六番地

電話(23)代表三四五一 三四六一  
丸ノ内(長距離)三四五〇 三四五九



# 株式會社 安田銀行

支店 東京

小舟町、八重洲橋、鐙橋、銀座、九段、神田、櫻田、  
芝、麻布、青山、四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、  
千束町、淺草、馬喰町、本所、押上、深川、新宿、千住  
全國百四拾壹箇所

### 昭和ビル貸室案内

一、本館の貸室共用場所の設備は悉く斬新と善美を兼たものでありますから各階備付けの湯沸場、洗面所、兩便所などは誠に氣持よく出来て居ります、乗客用エレベーター、蒸氣暖房、其の外メーlushシート、電氣等の設備は御便宜なるやうに出来て居ります。又一階には賣店もあり地下室には食堂や理髮店貸倉庫もありまして貸室に附随する諸便宜を計つてあります。

一、貸室の大きさは左の通りであります。尤も御使用になる方の御希望により大小適宜の大きさに仕切れることも出来ます。

事務室 (各階) 八坪より五十二坪まで

賣店 (一階) 十坪

倉庫 (地下室) 十三坪より三十九坪迄

一、貸室料の低廉なることは本館の特色であります。尤も室の等級に由り多少の差別はありますが概して左の通りであります。

一階 (坪當一月) 金拾圓より拾五圓まで

二階 (同) 拾圓より拾參圓五拾錢まで

三、四階 (同) 金拾壹圓より拾壹圓五拾錢迄

五、六階 (同) 金拾五圓

賣店 (同) 金五圓より金七圓まで

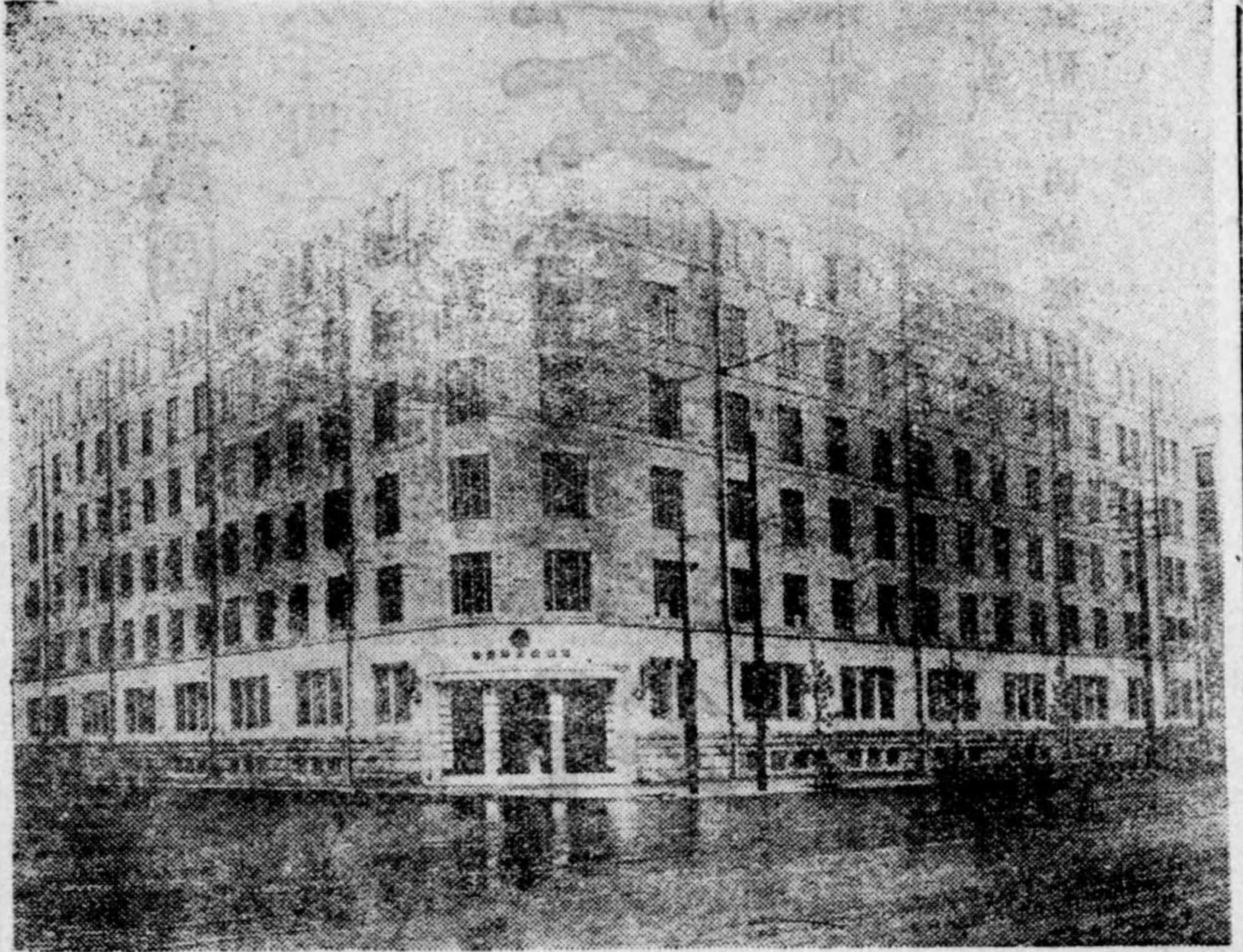
倉庫 (同) 金五圓より金七圓まで

一、附帯の費用として電燈料 (特設は別)、暖房、給湯、各室窓硝子の拭淨及びリノリユームの油拭共用場所の掃除は無料にていたします

東京市麹町區丸の内二丁目十八番地

### 内外ビルディング株式會社

電話丸之内一六五九番



## 横濱正金銀行

一 資本金 壹 億 圓 (全額拂込済)

一 積立金 壹億千參百五拾萬圓

電話 (代表番號 (本局) 二二三三番  
代表番號 (本局) 二二三三番

横濱市中區南仲通五丁目六十番地

### 東京支店

東京市日本橋區本兩岸町二番地

長長 二二五〇番  
長長 二二五〇番  
長長 二二五〇番  
長長 二二五〇番  
長長 二二五〇番  
長長 二二五〇番  
長長 二二五〇番  
長長 二二五〇番  
長長 二二五〇番  
長長 二二五〇番

### 丸之内出張所

東京市麹町區丸の内一丁目二番地

電話丸之内 (23) 一八四五番—九番

### 支出張所

大下長名倫里漢組

古

阪 桑 港 新 嘉 坡 廣  
 戸 關 崎 屋 教 隆 備 育  
 シ ロ ス ア ン ゼ ル ス  
 布 布 ア ン ト  
 リ オ、デ、ジヤネイロ  
 ア レキサ ン ドリ  
 カ 孟 ア レキサ ン ドリ  
 港 西 馬 尼 拉  
 港 貢 拉 尼 拉  
 牛 大 天 北 青 濟 漢 上 廣

東 海 南 口 奉 開  
 一 浦 哈 長 開 奉  
 一 浦 哈 長 開 奉  
 一 浦 哈 長 開 奉  
 一 浦 哈 長 開 奉  
 一 浦 哈 長 開 奉  
 一 浦 哈 長 開 奉  
 一 浦 哈 長 開 奉  
 一 浦 哈 長 開 奉  
 一 浦 哈 長 開 奉  
 一 浦 哈 長 開 奉

資本金 壹億圓  
諸積立金 六千五百七拾萬圓

東京市日本橋區駿河町壹番地



株式會社 三井銀行

電話、日本橋局 (24) 自一至九番番

- 日本橋支店(東京)
- 丸ノ内支店(東京)
- 小樽支店
- 横濱支店
- 名古屋支店
- 京都支店
- 大阪支店
- 大阪堂嶋出張所
- 大坂西支店
- 門司支店
- 神戶支店
- 廣島支店
- 福岡支店
- 下關支店
- 上海支店大連出張所
- 福岡支店
- スラバヤ支店
- 長崎支店
- 若松支店
- 紐育支店
- 孟買支店

# 共保生命

## 幸福保險 × 養老保險



弊社獨特の

お生れ立ちの赤ちやんから無診査で這入れて  
教育や結婚資金の、御役に立つのみならず  
又御家庭向貯金としても普通の預金(郵便、  
銀行、信託)よりも遙かに有利な幸福  
保險の御利用をお勧め致します

弊社獨特の

養老保險は保險料が低廉で御契約  
後二年以上の方には年掛保險料の  
六分、三年以上の方には九分とし  
て三分累加の配當をして居ります

本社 東京市芝區櫻田本郷町 電話銀座座六一一〇番、至六一一五番

資本金 壹千萬圓  
 諸積立金 參百四拾八萬圓  
 火災、海上、運送各保險

代理店  
 三子餘

▲支店▼  
 大阪 東區今橋二ノ一九  
 (電話本局五九五〇番)  
 京都 中京區烏丸通六角下  
 (電話本局七七八番)  
 橫濱 中區辨天通六ノ八一  
 (電話本局一三二二番)

東京市京橋區南傳馬町二丁目十四番地



# 千代田火災保險株式會社

電話京橋 (56) 五五一一三三番・五五一一三三番  
 五五一一三三番・五五一一三三番

取締役社長 門野幾之進  
 取締役伯爵 樺山愛輔  
 取締役 松原重榮  
 取締役 益田太郎  
 取締役 成瀬正行  
 取締役 近權内  
 取締役男爵 岩倉利一  
 監査役 北川禮弼  
 監査役 赤星鐵馬  
 監査役 福澤大四郎  
 監査役 山名次郎

神戸 榮町通二ノ四〇  
 (電話三宮一七六九番)  
 名古屋 中區南大津町一ノ一〇  
 (電話中三二八三番)  
 仙臺 大町二ノ一四八  
 (電話七九八番)  
 福岡 橋口町三三五番  
 (電話一三三五番)

## 株主なき社會

### 相互組織

利益は加入者に配當す

基礎鞏固  
 業績優秀  
 信用絶大

保険案内贈呈

東京市京橋區南傳馬町二丁目

## 千代田生命保險相互會社





**確 實** 本邦最優最大の生命  
 保險會社として、基  
 礎最も確實なり

**有 利** 低廉なる保険料を以  
 て、最も豊富なる加  
 入者配當を實行す

**親 切** 營業機關、奉仕設備  
 共に完備して、加入  
 者各位の實績を博す

契約高 九億五千餘萬圓  
 總資産 二億二千餘萬圓  
 (九月末現在)

# 日本生命

大阪東區今橋四丁目

本社 東京市麴町區内幸町二丁目

電話銀座(三三六七、三一六〇、二六〇四、  
三一六六、二六〇五、五九六九)  
振替貯金口座東京二〇七五〇番



# 東海生命保險會社

取締役社長 松方辰五郎  
 専務取締役支配人 加藤辰五郎  
 同 副支配人 仲宗根玄  
 同 監査役 多田勇  
 同 同 前田青  
 同 同 矢口長右衛門  
 同 同 松井文太郎

本社 東京市麴町區丸の内三丁目十番地

# 有隣生命保險株式會社

取締役社長 飯田延太郎  
常務取締役 宇井孝三

創立	明治四十四年
資本金	貳百五十萬圓
契約高	壹億四千參百萬圓
準備金	貳千九百萬圓

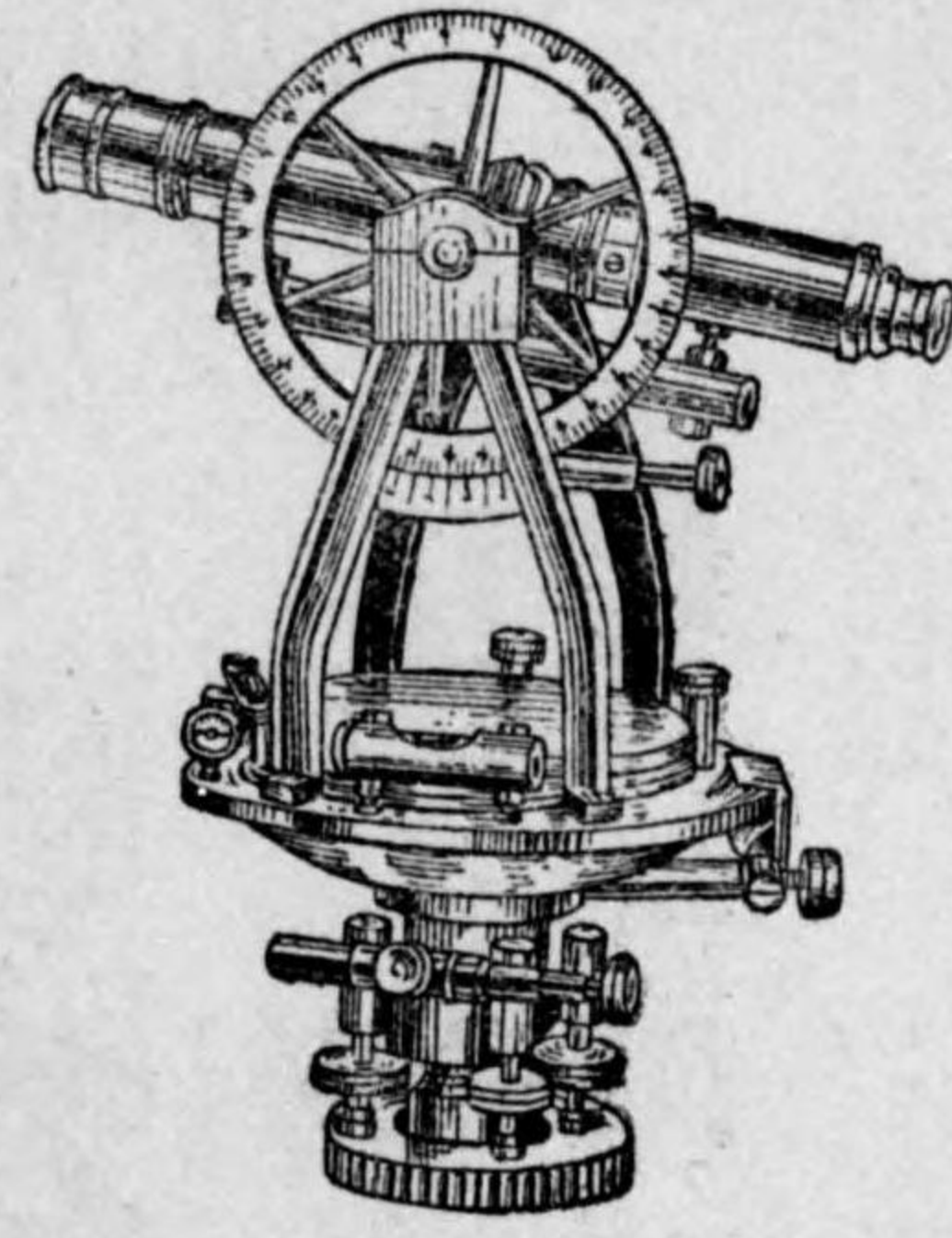
東京市京橋區南傳馬町二丁目十八番地



# 日本徵兵保險株式會社

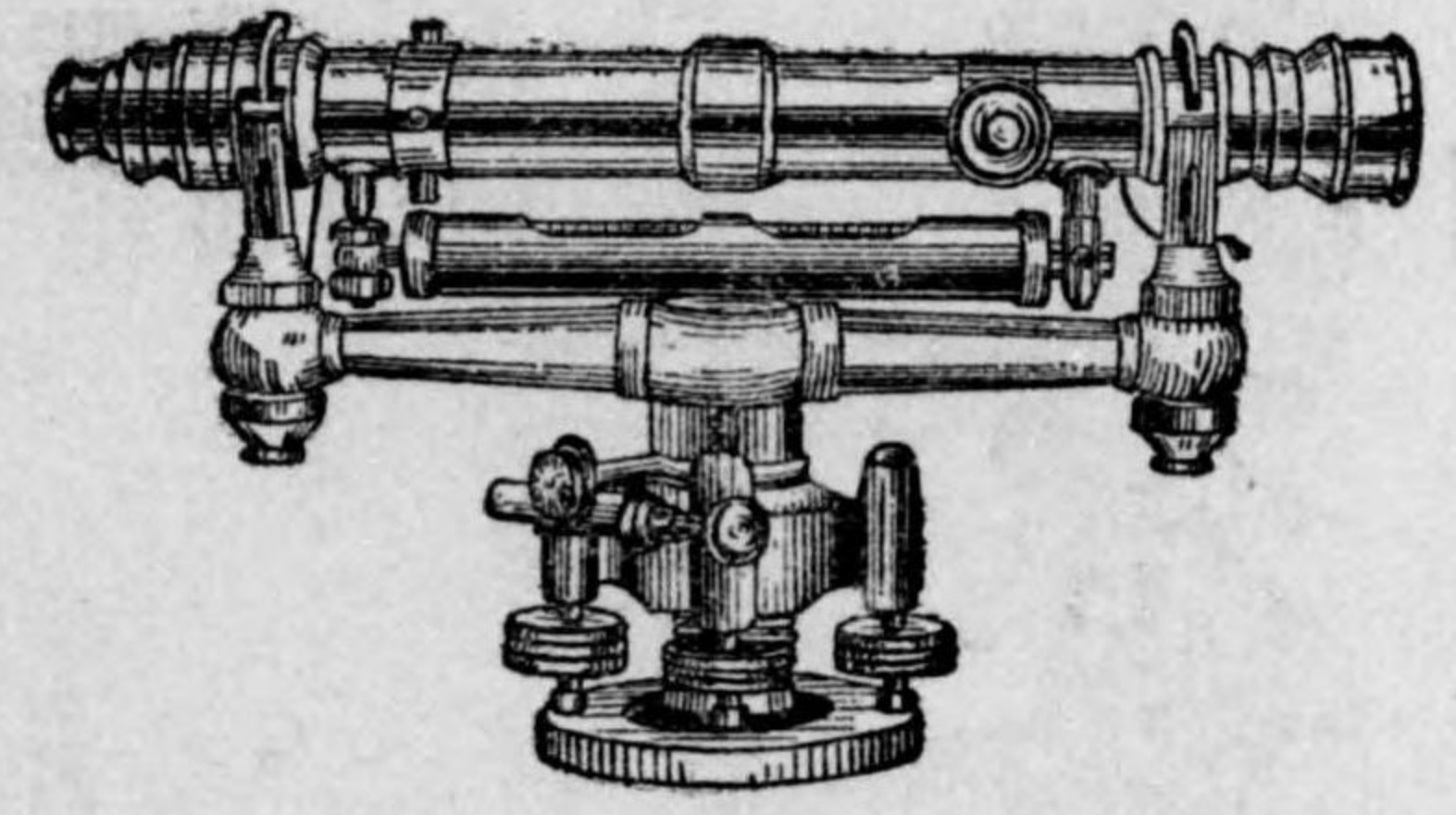
保險種類 徵兵保險ト生存保險  
特 徵 御子様方専門ノ保險會社ナリ  
株式會社ト相互會社ノ兩長所ヲ併有ス

## 社長 室田義文



測量器 製圖器 氣象器 度量衡器

時計 貴金屬 裝身具



# 玉屋商店

東市京橋區銀座三丁目  
電話(56) 七〇三〇・六〇三〇・五〇三〇  
二〇八一・一〇八一  
振替 東京 四四八八

# 時事年鑑

時事新報社編纂

## 帝國憲法

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其康福を増進し其懿徳良能を發達せしめんことを願ひ又其翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及び臣民及び臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

第一章 天皇  
第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す  
第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す  
第三條 天皇は神聖にして侵すべからず  
第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に依り之を行ふ  
第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ  
第六條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず  
第七條 天皇は帝國議會を召集し其開會閉會停會及び衆議院の解散を命ず  
第八條 天皇は公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す  
此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會に於て承諾せざるときは政府は將來に向つて其效力を失ふことを公布すべし  
第九條 天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進する爲に必要な命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを不得す  
第十條 天皇は行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免す但し此憲法又は他の法律に特例を掲げたるものは各條項に依る  
第十一條 天皇は陸海軍を統帥す  
第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む  
第十三條 天皇は職を宣し和を講じ及諸般の條約を締結す

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す  
第十五條 天皇は爵位勳章及び其他の榮典を授與す  
第十六條 天皇は大赦特赦減刑及び復權を命ず  
第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る  
攝政は天皇の名に於て大權を行ふ  
第二章 臣民權利義務  
第十八條 日本臣民たる要件は法律の定むる所に依る  
第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任せられ及び其他の公務に就くことを得  
第二十條 日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す  
第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有す  
第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及び移轉の自由を有す  
第二十三條 日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし  
第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるることなし  
第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せらるることなし  
第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるることなし  
第二十七條 日本臣民は其所有權を侵さるることなし  
公益の爲め必要な處分は法律の定むる所に依る

明治二十二年二月十一日

帝國憲法

五五

第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十四條 國務大臣及び政府委員は何時たりとも各議院に出席し及び發言することを得

て新に議員を選挙せしめ解散の日より五箇月以内之を召集すべし

第五十九條 裁判の對判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは法律に依り又裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

皇室典範

(明治二十二年二月十一日)

天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚は萬世一系歴代繼承し以て朕が躬に至る惟ふに祖宗肇國の初大憲一たび定まり昭なること日星の如し今の時に當り宜しく遺訓を明徴にし皇家の成典を制し以て丕基を永遠に鞏固にすべし茲に樞密顧問の諮詢を經皇室典範を裁定し朕が後嗣及び子孫をして遵守する所あらしむ

帝國憲法

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す

第五章 攝政

第十九條 天皇未だ成年に達せざるときは攝政を置く

第二章 踐祚即位

第六章 太



兄弟姉妹の王女王たる者に特に親王内親王の號を宣賜す

第三十三條 皇族の誕生命名婚嫁葬去は宮内大臣之を公告す

第三十四條 皇統譜及び前條に關する記録は圖書寮に於て尙藏す

第三十五條 皇族は天皇之を監督す

第三十六條 攝政在任の時はその事を攝行す

第三十七條 皇族男女幼年にして父なき者は宮内の官條に命じ保育を掌らしむ事宜に依り天皇は其父母の選舉せる後見人を認可し又は之を勅選すべし

第三十八條 皇族の後見人は成年以上の皇族に限る

第三十九條 皇族の婚嫁は同族又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る

第四十條 皇族の婚嫁は勅許に由る

第四十一條 皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮内大臣之に副署す

第四十二條 皇族は養子を爲すことを得ず

第四十三條 皇族國疆の外に旅行せむとするときは勅許を請ふべし

第四十四條 皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず但し特旨に依り仍ほ内親王女玉の稱を有せしむることあるべし

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件の世傳御料と定めたるものは分割譲與することを得ず

第四十六條 世傳御料に編入する土地物件は樞密顧問に諮詢し勅書を以て之を定め宮内大臣之を公告す

第四十七條 皇室經費 皇室諸般の經費は特に常額を定め國庫より支出せしむ

第四十八條 皇室經費の豫算決算検査及び其他の規則は皇室會計法の定むる所に依る

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互の民事の訴訟は勅旨に依り宮内省に於て裁判員を命じ裁判せしめ勅裁を経て之を執行す

第五十條 人民より皇族に對する民事の訴訟は東京控訴院に於て之を裁判す但し皇族は代人を以て訴訟に當ら

しめ自ら訟廷に出づるを要せず

第五十一條 皇族は勅許を得るに非ざれば勾引し又は裁判所に召喚することを不得す

第五十二條 皇族其品位を辱しむるの所行あり又は皇室に對し忠順を缺くときは勅旨を以て之を懲戒し其の重き者は皇族特權の一部又は全部を停止し若しくは剝奪すべし

第五十三條 皇族の所行あるときは勅旨を以て治産の禁を宣告し其管財者を任ずべし

第五十四條 前二條は皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織し内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長を以て參列せしむ

第五十六條 天皇は皇族會議に親臨し又は皇族中の一員に命じて議長たらしむ

第十二章 補則

第五十七條 現在の皇族五世以下親王の號を宣賜したる者は舊に依る

第五十八條 皇位繼承の順序は總て實系に依る現在皇族子皇猶子又は他の繼承たるの故を以て事を混ぜることなし

第五十九條 親王内親王女玉の品位は之を廢す

第六十條 親王の家格及び其他此典範に抵觸する例規は總て之を廢す

第六十一條 皇族の財産歳費及諸規則は別に之を定むべし

第六十二條 將來此典範の條項を改正し又は増補すべきの必要あるに當つては皇族會議及び樞密顧問に諮詢して之を制定すべし

皇室典範增補(第一次)

(明治四十年二月十一日)

天佑を享有したる我が日本帝國皇家の成典は祖宗の洪範を祖述して敢て違ふことあるなし而して人文の發展は寰宇の進運に隨ひ制度の燦爛は條章の増廣を必とす是時に當り朕は祖宗の丕基を永遠に鞏固にする所以の良圖を惟

詔書には親署の後御璽を鈐し其皇室の大事に關するものには宮内大臣年月日を記入し内閣總理大臣と俱に之に副署す其大權の施行に關するものには内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務大臣と俱に之に副署す

第二條 文書に依り發する勅旨にして宣讀せざるものは別段の形式に依るものを除くの外勅書を以てす勅書には親署の後御璽を鈐し其皇室の事務に關するものには宮内大臣年月日を記入し之に副署す其國務大臣の職務に關するものには内閣總理大臣年月日を記入し之に副署す

第三條 帝國憲法の改正は上諭を附して之を公布す前項の上諭には樞密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條に依る帝國議會の議決を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し他の國務大臣と俱に之に副署す

第四條 皇室典範の改正は上諭を附して之を公布す前項の上諭には皇族會議及樞密顧問の諮詢を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し國務各大臣と俱に之に副署す

第五條 皇室典範に基き諸規則宮内官制其他皇室の事務に關し勅定を経たる規程にして發表を要するものは皇室令とし上諭を附して之を公布す

前項の上諭には親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之に副署す國務大臣の職務に關する皇室令の上諭には内閣總理大臣又は内閣總理大臣及び主任の國務大臣と俱に之に副署す

皇族會議及樞密顧問又は其一方の諮詢を経たる皇室令の上諭には其旨を記載す

第六條 法律は上諭を附して之を公布す前項の上諭には帝國議會の協贊を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は國務各大臣若しくは主任の國務大臣と俱に之に副署す

第七條 勅令は上諭を附して之を公布す前項の上諭には親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣若しくは主任の國務大臣と俱に之に副署す

樞密顧問の諮詢を経たる勅令及び貴族院の諮詢又は樞密顧問官の諮詢を経たる勅令及び貴族院の諮詢又は

議決を経たる勅令の上諭には其旨を記載し帝國憲法第八條第一項又は第七十條第一項に依り發する勅令の上諭には其旨を記載す

帝國議會に於て帝國憲法第八條第一項の勅令を承諾せざる場合に於て其效力を失ふことを公布する勅令の上諭には同條第二項に依る旨を記載す

第八條 國際條約を發表する時は上諭を附して之を公布す前項の上諭には樞密顧問の諮詢を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第九條 豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件は上諭を附して之を公布す前項の上諭には帝國議會の協贊を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第十條 閣令には内閣總理大臣年月日を記入し之に署名す

省令には各省大臣年月日を記入し之に署名す

宮内省令には宮内大臣年月日を記入し之に署名す

第十一條 皇室令勅令閣令及び省令は別段の施行時期ある場合の外公布の日より起算し滿二十日を経たて之を施行す

第十二條 前數條の公文を公布するは官報を以てす

第十三條 國書其他外交上の親書條約批准書全權委任狀外國派遣官吏委任狀名譽領事委任狀及び外國領事認可狀には親署の後御璽を鈐し主任の國務大臣之に副署す外務大臣に授くる全權委任狀には内閣總理大臣之に副署す

第十四條 親任式を以て任ずる官の官記には親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署す宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之に副署す

内閣總理大臣を任ずるの官記には他の國務大臣又は内大臣、宮内大臣を任ずるの官記には内大臣年月日を記入し之に副署す

前二項に依るもの、外勅任官の官記には御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之を奉す

ひ且つ憲章に由つて以て皇族の分義を昭にせむことを欲し茲に皇族會議及び樞密顧問の諮詢を経て皇室典範增補を裁定し朕が子孫及び臣民をして之に率由して愆ることなきを期せしむ

第一條 王は勅旨又は請願に依り家名を賜ひ華族に列せしむることあるべし

第二條 王は勅許に依り華族の家督相續人となり又は家督相續の目的を以て華族の養子となることを得

第三條 前二條に依り臣籍に入りたる者の妻直系卑屬及び其妻は其家に入る但し他の皇族に嫁したる女子及び其直系卑屬は此限に在らず

第四條 特權を剝奪せられたる皇族は勅旨に由り臣籍に降すことあるべし

前項に依り臣籍に降されたる者の妻は其家に入る

第五條 第一條第二條第四條の場合に於ては皇族會議及び樞密顧問の諮詢を経べし

第六條 皇族の臣籍に入りたる者は皇族に復することを不得す

第七條 皇族の身位其他の權義に關する規程は此典範に定めたるもの、外別に之を定む

皇族と人民とに涉る事項にして各々適用すべき法規を異にするときは前項の規程に依る

第八條 法律命令中皇族に適用すべきものとしたる規定は此典範又は之に基き發する規則に別段の條規なきとき限り之を適用す

皇室典範增補(第二次)

(大正七年十一月二十八日)

朕惟ふに祖宗の遺範を祖述し時に隨ひ宜しきを制し以て國運の進運に順應するは皇考の宏謀にして朕の率循する所なり今や皇家の成典を増廣するの要を認め皇族會議及び樞密顧問の諮詢を経て皇室典範增補を裁定し茲に之を公布せしむ

皇族女子は王族又は公族に嫁することを不得

公 式 令(明治四十年二月一日)

第一條 皇室の大事を宣讀し及び大權の施行に關する勅旨を宣讀するは別段の形式に依るものを除くの外詔書を以てす

奏任官の官記には内閣の印を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之を宣す宮内官に付ては宮内省の印を鈐し宮内大臣年月日を記入し之を宣す

第十五條 親任式を以て任じたる官を免するの辭令書には御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之を奉す

内閣總理大臣を免するの辭令書には他の國務大臣又は内大臣、宮内大臣を免するの辭令書には内大臣年月日を記入し之を奉す

前二項に依るもの、外勅任官を免するの辭令書には内閣總理大臣年月日を記入し之を奉す宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之を奉す

奏任官を免するの辭令書には内閣總理大臣年月日を記入し之を宣す宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之を宣す

第十六條 爵記には親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之に副署す

第十七條 一位の位記には親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之に副署す

二位以下四位以上の位記には御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之を奉す五位以下の位記には宮内省の印を鈐し宮内大臣年月日を記入し之を宣す

第十八條 爵位の返上を命じ又は允許するの辭令書には宮内大臣年月日を記入し之を奉す

第十九條 勳二等功三級以上の勳記には親署の後御璽を鈐し勳三等功四級以下の勳記には國務大臣を鈐し内閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ

勳記には勳章の種別に從ひ號數を附し簿冊に記入する旨を附記し賞勳局の印を鈐し賞勳局書記官之に署名す

第二十條 記章の證狀並に外國勳章及び記章の佩用免許の證狀には内閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し賞勳局の印を鈐し之に署名せしむ

證狀には其種別に從ひ號數を附し簿冊に記入する旨を附記し賞勳局の印を鈐し賞勳局書記官之に署名す

第二十一條 勳章及記章並に外國勳章及び記章の佩用免許の證狀を授かるの辭令書には内閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ

皇室

御名裕仁一神武天皇より百二十四代の天皇。大正天皇第一皇子、明治三十四年四月二十...

皇太子

御名節子一故從一位大勳位公爵九條道孝第四女、明治十七年六月二十五日御誕生。同二十...

皇子

第一皇女一成子内親王、大正十四年十二月六日御誕生。御稱號照宮。第三皇女一和子内親王、昭和四年九月三十日御誕生。御稱號孝宮。

年十二月二十四日陸軍大學校へ御入學。同五年三月六日大尉に御陞進。宣仁親王一御稱號高松宮(舊光宮)、明治三十八年一月三日御誕生。同十四年四月六日...

皇族

秩父宮(大正十一年六月二十五日御創立)一東京市赤坂區表町、赤坂離宮内。一雅仁親王 大正天皇第二皇子 明治三〇・六・二五誕生 昭和三・九・六御結婚...

Table with columns for names, birth dates, and titles. Includes entries for 皇太子, 皇子, and various princesses like 第一皇女 and 第三皇女.

Table with columns for names, birth dates, and titles. Includes entries for 皇太子, 皇子, and various princesses like 第一皇女 and 第三皇女.

王族、皇族に降嫁せられたる皇族—御現存の方々左の如し。

Table listing names of royal family members and their spouses, organized by generation (御降嫁年月).

皇族御公職 (昭和五年九月二十日現在)

Table listing public offices held by members of the royal family, including various associations and committees.

皇族御官職 (昭和五年九月二十日現在)

Table listing official positions held by members of the royal family, such as military and administrative roles.

御學業中の皇族 (昭和五年九月二十日現在)

Table listing educational institutions and courses attended by members of the royal family.

Table listing international travel and visits by members of the royal family, including dates and locations.

宮廷録事 (自九月九日)

御警衛改善—兩陛下下幸啓時の御警衛は從來あまりに厳に過ぎ、皇室と一般民衆との隔て過ぎてゐたといふ處から、丸山總監の思切つた鋭断で、四年秋のお出ましから普通の大通りでは一般拜觀者は建築の線まで出られることになつた。

一月十一日には宮中に参内、天皇陛下に謁見、其際陛下より特に旭日大綬章を御贈進遊ばされたこと承はる。尙ほ翌年三月三十一日には重ねて同國皇帝の御明に當らせられた。パ・ヌガラ陛下が御敬行御來朝になつた。

如く、初聲御用邸の御遊營中止方を仰出されたが、尙ほ陛下には四年歳末に際して「各宮家の贈答品に就ても簡略にするやうに」の御言葉を賜はつたので、鈴木侍從長から御言葉皇族附職員に傳達し、折柄各宮家に於ておぼし召は御同様に拜せられたので、一日宮中に皇族職員會議を開き、年末年始とも断然御贈答御見合せとなつた。

リ・ミウジウム(帝室博物館)内チ・リスター女史に檢定方を求めた處、女史は研究の結果その偉大なる御成績に感銘し、至尊の御身を以てかゝる御研究は世界にその比を見ずとの賞讃の辭を寄せ、且つ服部博士の許可を得て、日本天皇陛下が御採集遊ばされた事を記念し奉り、この種名に「ヘミトリキア・イムベリアリス・リスター」と命名し、更に一九二九年十月付英國生物學協會誌上に其詳細を發表し、感激を以てその光榮をうたひ、日本天皇陛下によつて初めて發見せられた事實を記念し、併せて陛下が英國博物館に贈られた事を感謝する旨を述べた。

はつた。 栗野慎一郎、渡邊章、大村純雄、井伊直...

京都府 松山基範妻松枝上 鷗のゆめもまたかならむ音もなくあき...

皇太后宮御消息 青山御所内権田原門寄りに...

五年御慶書始 一月三十一日宮中風風の間に...

昭和大禮記録 天皇陛下御一代の盛事たる...

御慶書から令嬢除外 従来春の親櫻御...

皇太后宮御消息 青山御所内権田原門寄りに...

くの妃宮方もお揃ひで御慶遊ばされた。...

昭和大禮記録 天皇陛下御一代の盛事たる...

御慶書から令嬢除外 従来春の親櫻御...



Table of Japanese Emperors (歴代天皇) listing reign names, birth dates, and death dates. Includes entries for Emperor Meiji, Emperor Taisho, and Emperor Showa.

宮中席次 (Imperial Seating Order) details for the coronation ceremony, listing the names and titles of participants in various ranks.

皇居 (Imperial Residence)

東京市麹町區、舊德川氏の江戸城である。本城十萬五千三百九十三坪餘、西城八萬四千二百八十七坪餘、吹上御苑十萬三千八百六十九坪餘。城内の殿舎は歴々火災に遭ひ、本城は文久三年(紀元二五三三)十一月の災後遂に再建築するに至らず、西城は同年六月の災後に建築されたものが、明治の御代まで残つて居たが、明治元年(紀元二五二八)皇居と定められた後、同六年五月五日これも火災に失せて了つた。今日の宮城は明治十七年七月御起工、同二十一年十月に御竣工ありしもので、總御建坪約一萬三千坪、内表御殿二千二百坪九六五、外に奥御殿、寶所、皇靈殿、神嘉殿、振天府、懷遠府、建安府、尊明府及び宮内省の廳舎がある。表奥兩殿及び宮内省は舊西城の地に、寶所、其他は凡て吹上御苑内に建設(さ)る。二十二年一月九日先づ寶所の御遷座あり、翌々十一月兩陛下の御移轉が行はれた。憲法發布式前實に一月。

尺、縦三間に横二間の玉座を設け、之に厚さ一寸の緋色の御絨氈を敷き、且つ金時繪に赤地緞子張の御肘突及び御椅子二脚をお備へ申上げてある。【御座所】は十間四方の御建物を四間に御仕切り申したもので、西南の御間を陛下出御の御間とし、御天井は白木の格天井作り、御壁には千羽雀の圖を描き、御床は花模様の絨氈を敷き、御卓子、御椅子を備へ、御床の間には常に鹿の角の御刀臺に、四五振の御太刀を掛けさせ給ふ。尙ほ東隣の御間には虎又は豹等の毛皮を敷き、其北の御間には石骨像、銅像等の美術品が飾られてある。西北の御間は近侍の人々の控所である。【寶明殿、其他】以下の各御所は皆別棟に造營ありて、何れも塗縁格天井に、寄木細工の御床を用ひ、周圍には御廊が廻らされてある。而して桐の間に桐の木御衝立があり、牡丹の間に牡丹の御衝立がある。袋戸があり、千種の間に千種の御衝立があり、夫々御殿名の由来を示して居る。【寶明殿】表御殿下續きにあり、兩陛下の御常御殿である。

【正殿】は古の紫宸殿と、清涼殿とを兼ねた宮中第一の御殿で、萬事御賀素なる各御殿の中にも、之のみは莊麗なる結構が盡されである。即ち本殿は周圍の御廊を加へて、十三間に十間の廣さを有し、御天井は塗縁格天井に十間の廣さを有し、御床は寄木細工、内側の壁の張付は總て赤地の緞子を用ひ、御窓掛も赤地の緞子に金糸銀糸の御綯を施し、御金具は黄金作である。正面に高さ二

今天神、地祇、八百萬神を齊きまつて神靈一新嘗祭の節御親祭せさせ給ふ所。【神嘉殿】明治二十七年及び及臺灣役の戦利品、記念品を御收藏あらせらるゝ所、併建安府、明治三十三年北清事件に關する前同様の意義に成れる御造營物。【尊明府】明治三十七八年役に關し、前同様の意義に基き御造營あらせられたもの。【懷遠府】明治三十七八年役に關し、前同様の意義に基き御造營あらせられたもの。【建安府】明治三十七八年役に關し、前同様の意義に基き御造營あらせられたもの。【尊明府】明治三十七八年役に關し、前同様の意義に基き御造營あらせられたもの。【懷遠府】明治三十七八年役に關し、前同様の意義に基き御造營あらせられたもの。【建安府】明治三十七八年役に關し、前同様の意義に基き御造營あらせられたもの。

舊時の皇居 (Old Imperial Residence)

太古は御一代ごとに皇居を移させらるゝ御習はしてあつたが、支那との交通開け、政

Table listing names and titles, including (神功) 齋余若櫻宮, 齋余若櫻宮, 齋余若櫻宮, etc.

京都皇居
京都市上京区にあり、地積三萬三千坪餘。
現存の宮殿は安政三年(紀元二五二一)の御

離宮、御苑
赤坂離宮—京都市赤坂區、もと紀州侯の邸
で、青山御所と地続きになつてゐる。明治

御用邸
葉山、宮の下、熱海、沼津、静岡、日光、
同田母澤、伊香保、鹽原、那須の各地に御

宮内省(宮城内)

宮内大臣は皇室の一切の事務につき補助の
責に任じ、華族及び朝鮮貴族を監督する。

宮内官

高等官を分つて八等とし、(一)高等試験行
政科試験に合格したる者、(二)二年以上官

樞密院(宮城内)

樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢し
給ふ所であつて、議長、副議長各一人、顧問

樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢し
給ふ所であつて、議長、副議長各一人、顧問

Table of ranks and titles: 親任官, 大官, 内官, 侍, etc. with corresponding numbers and grades.

祇候
幕府間祇候及び錦鶏間祇候、共に單に名譽
の稱號たるに止まり(幕府間、錦鶏間、共

御料地面積 (昭和二年末現在)

Table showing land area statistics for various categories: 種別 (Category), 宮殿地 (Palace land), 林地 (Forest land), 農地 (Farmland), 宅地 (Residential land), 雑地 (Miscellaneous land), 計 (Total). Includes sub-totals for 世傳 (Hereditary) and 昭和元 (Showa Year 1).

世傳御料 (昭和五年九月現在)

Table showing hereditary land (世傳御料) with columns for 名 (Name), 稱 (Title), 所在地 (Location), and 面積 (Area). Lists various estates and their locations across different provinces.

御獵場 (昭和五年九月現在)

Table listing hunting grounds (御獵場) with columns for 名 (Name), 稱 (Title), 所在地 (Location), and 狩獵物 (Hunted animals). Lists various grounds and the types of animals hunted there.

宮内官吏人員俸給 (各年末)

Table showing salaries (俸給) for palace officials (宮内官吏人員) by rank and year. Columns include 種別 (Rank), 人員 (Number of staff), and 俸給 (Salary).

宮内官吏部局別人員 (昭和三年末、履修を除く)

Table showing the number of personnel (人員) by department (部局) within the palace administration. Lists various departments and their respective staff counts.

宮中主要職員 (昭和五年九月一日現在)

Table listing key palace officials (宮中主要職員) as of September 1, Showa 5. Lists names, titles, and family names for various positions.

歴代樞密院議長

Table listing past presidents (歴代樞密院議長) of the Privy Council. Columns include 氏名 (Name), 就任 (Assumed office), and 氏名 (Name).

大臣禮遇者

Table listing those who received ministerial honors (大臣禮遇者). Columns include 氏名 (Name), 備考 (Remarks), and 氏名 (Name).

皇室技藝員

Table listing members of the Imperial Household Agency (皇室技藝員). Columns include 區別 (Category), 氏名 (Name), and 氏名 (Name).

宮内高級官吏



華族爵位功勳

華族の稱は明治二年公卿、諸侯の稱を廢して、之に代へられたのが始まりで、昔は久我、三條、西園寺、徳大寺、花山院、大炊御門、今出川、廣幡、醍醐の九家を五攝家(近衛、九條、二條、一條、鷹司)に次いで清華又は華族と稱へた。華族の名は此邊から出たものらしい。その後明治十七年公、侯、伯、子、男の爵設けられ、従つて有爵者を華族とする事に定められた。授爵は勳官に大臣之を奉行する。有爵者の婚は其夫の爵に相當する禮遇、名稱を享け、有爵者の家に其嫡長男子(嫡長男子なきときは庶長男子)戸主たりし者及び夫等の配偶者は華族の禮遇を享ける。爵は男子の家督相続人之を襲ぐのであるが、有爵者及び其家督相続人は、(一)養父又は被相続人の男系六親等内の血族(但し他家より入りたるもの實方の華族を除く)、(二)本家又は同家の家族若しくは分家の戸主又は家族、(三)華族の族稱を享くるもの、中から養子することが出る。凡そ華族の體面を汚辱する失行ありたるものは、情狀に依り返爵又は華族の族稱を除かれ、又は其禮遇を停止若しくは禁ぜられ、有爵者の家族にして華族の禮遇を享けるもの同様の失行ありたるときは、華族の族稱を除かれる。

位階
舊來用ひられた大賈令の位階は親王四階(一品、二品、三品、四品)諸王、諸臣三十階(正從一位、正從二位、正從三位、正從四位各上下、正從五位各上下、正從六位各上下、正從七位各上下、正從八位各上下、大少初位各上下)であつたが、明治二十年新に位階條例制定せられた、正一位より從八位に至る十六階となされた。大正十五年位階令制定、同時に位階條例は廢止となつたけれども、大體には異りはない。位は(一)國家に勳功あり又は表彰すべき功績ある者(二)有爵者及び爵を襲ぐことを得べき相續人、(三)在官者及び在職者之に叙せられ、一位は親授、二位以下四位以上は勳授、五位以下は奉授である。有爵者は其位に相當する禮遇を享くるも、其の品位を保つことは、情狀に依り其禮遇を停止、若しくは禁止し、又は位を失はしめられる。

勳章
勳章は勳績及び功勞ある者を賞する爲め、明治八年初めて設定されたもので、一等より八等に至り、當初は今日云ふ所の旭日章(及び桐葉章)一種だけであつたが、翌年大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章制定せられ、勳位菊花大綬章、大勳位菊花章制定せられ、勳一等旭日桐花大綬章追加せられた。更に同二十一年勳一等旭日大綬章の上と勳一等旭日大綬章に至る瑞寶章、同じく寶冠章(婦人の勳勞あるものに賞賜せらるる制定せられ、且つ大勳位に叙せられたるものに特賜せらるる大勳位菊花章頭飾が制定された。同二十三年には、更に神武天皇登極紀元二千五百五十年に到達せるの故を以て、將來武功拔群なるものに授與し、永く同帝の威烈を光にせし、且つ忠勇を獎勵せんとの趣旨を以て、金鷲勳章が創設された。本章は功一級より功八級に至り、將官の初級

記章
憲法發布、戰役其他を記念する爲に設けられ、各其の事に參與したるものに授與され、現存種類左の如し。

褒章
紅綬、綠綬及藍綬は明治十四年の制定、紺綬は大正七年九月の追加に係り、黃綬は明治二十年の臨時制定に係る。褒章は本人に限り終身之を佩用するを得。紅綬褒章は自己の危険を顧みず人命を救助したるものに、紺綬褒章は孝子、順孫、節婦、義侠の類にして德行卓絶なるもの、又は實業に精勵し、衆民の模範たるべきものに、藍綬褒章は學術技藝上の發明、改良、著述、教育、衛生、慈善、防疫の事業、學校、病院の建設、道路、河渠、堤防、橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し、成績著明なるもの、又は公同の事務に關し勞功顯著なるものに、黃綬褒章は公益の爲め私財を寄附し、功績顯著なるものに賜與せられ、功績顯著なるものは當時海防の急に際し、資を獻じて其事業を贊助せしものに對し臨時に賜與せられたるものである。飾服に已に褒章を賜りたるもの、再度以上同様の實行ある時は其都度飾服一箇を賜與し、其綬に附加せしめらる。褒狀(一)表彰せらるべきもの團體なる場合には褒狀を賜はり、(二)表彰せらるべきものの死亡したるとき亦遺族に之を與へ追賞せらるることあり、(三)褒章を受くるに準ずべき奇特の行爲ありたるものにも、褒狀を授けらる。關保賜金(前項(一)及び(三)の者には褒狀に代へ、金銀木杯又は金員を賜與せらるることあり。又褒章を賜はるべきもの褒賞と共に、金銀木杯又は金圓を賜はることあり。

有爵者 (昭和五年九月一日現在)

Table listing noble families and their members. Columns include family name (e.g., 伊藤, 岩倉, 桂), generation (e.g., 當主, 數代), and names of individuals. Includes a sub-section for '伯爵' (Marquesses).

Table listing noble families and their members. Columns include family name (e.g., 東郷, 藤原, 德川, 中川), generation (e.g., 當主, 數代), and names of individuals. Includes a sub-section for '子爵' (Barons).

有爵者一覽



Table of names and titles, including '當主' (Head of Household) and '數代' (Generations). Includes a note about the printing process: '▲印は禮遇不享、△印は禮遇停止中、括弧内は前代死亡若しくは隱居後未襲爵のもの、受爵年一五以下の数字は大正、他は明治、羅馬数字は昭和を示す。' (Note: ▲ indicates no honor, △ indicates suspension of honor, parentheses indicate previous generation death or seclusion, numbers 1-5 are Meiji, others are Meiji, Roman numerals are昭和).

高級有位者 (昭和五年九月五日現在)

Table of high-ranking officials as of September 5, 1930. Lists names and titles such as '從一位' (First Rank, Lower Grade), '正二位' (Second Rank, Upper Grade), and '從二位' (Second Rank, Lower Grade).

勳一等旭日桐花大綬章

Table of names and titles for the Order of the Rising Sun, First Class with Paulownia Flowers. Includes names like 武彦王, 朝融王, 春仁王, etc.

勳一等實冠章

Table of names and titles for the Order of the Real Crown, First Class. Includes names like 故能久親王妃皇子, 故能久親王妃皇子, etc.

有位者、有勳者

Table of names and titles for individuals with positions or honors. Lists names like 安達峰一郎, 秋山好古, 荒井賢太郎, etc.

華族戸數

Table showing the number of households for various aristocratic ranks (公爵, 伯爵, 子爵, 男爵) and their status (内地, 朝鮮).

有位者人員

Table showing the number of individuals holding various ranks and titles (勳章, 勳章佩用個數).

勳章佩用個數及人員

Table showing the number of individuals wearing various types of medals (勳章, 勳章佩用個數).

勳章年金受領者及年金

Table showing the number of recipients of medals and their annual pension amounts.

勳章贈與外國人

Table showing the number of medals awarded to foreigners and the number of recipients.

外國記章受領佩用者

Table showing the number of recipients of foreign medals and the number of individuals wearing them.

勳章概奪人員

Table showing the number of individuals whose medals were revoked and the reasons for the revocation.

褒章受領者數

Table showing the number of recipients of commendation medals (褒章) across various categories.

土地人口

本邦の極地は左表の通りであつて、即ち本邦は南北二十一度十分、東西三十七度十二分の間在り、本州、四國、九州、北海道、朝鮮、臺灣、樺太の七大陸及び之に附屬せる千六百二十有餘の小島から成つてゐる。

Table showing the geographical location and coordinates of various islands and regions (千島, 北海道, 琉球, 九州, 四國, 本州, 全國).

土地人口

Table showing the geographical location and coordinates of various provinces and regions (地名, 府縣, 北緯, 東經).

主要地經緯度

Table showing the latitude and longitude coordinates for major cities and locations across Japan.

Table showing the latitude and longitude coordinates for various cities and locations across Japan.

本表の經緯度は各測候所所在地の度數である。

全版圖

本邦全版圖の面積は六十七萬四千七百十方寸である。此中内地の面積は三十八萬九千九百二十五方寸であつて、總面積の五割七分を占めてゐる。本邦領土發展の趨勢を略叙せんに、明治二十七年までは、上記内地の面積あるに過ぎなかつたが、二十八年に臺灣及び澎湖島を領有して三萬五千九百七十一方寸を増し、三十九年に樺太を得て又三萬六千八百八十八方寸を増し、更に四十三年に韓國を併合して二十二萬七百三十三方寸を加へた。然れば二十七年現在の面積を百として指數を求めれば、臺灣領有後は百九、樺太領有後は百十九、韓國併合後は百七十六餘に當る。左表内地面積は昭和四年六月一日現在、其他は大正十五年十月一日陸地測量部調査に依る。

Table showing land area statistics for various regions including Hokkaido, Tohoku, Kanto, and Kyushu, with columns for region, area, and population.

大河 (舟路百料以上)

Table listing major rivers such as Tone River, Tone River, Tone River, etc., with details on their courses and lengths.

大湖沼 (理化年表に依る)

Table listing large lakes and ponds like Lake Biwa, Lake Kasumigaura, etc., with their names and locations.

大原野

Table listing various plains and fields across different prefectures, including their names and areas.

主要山嶽 (理化年表)

Table listing major mountains and peaks such as Mount Fuji, Mount Tateyama, etc., with their names and elevations.

土地人口

八三

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

Table with 4 columns: 名 (Name), 所 (Location), 在 (Status), 海拔 (Elevation). Lists various mountain peaks and their details.

道府縣 伊能忠敬 昭五年五月末 日參謀本部調 の實測 地方 方計

全國世帯人口 (國勢調査、單位千) 地方 世帯人口

人口増加趨勢 (内地) 年次 西曆 人口 人口増加數

地方別世帯及人口 (十四年國勢調査)

地方別 世帯 現在總數 人口

府縣別世帯及人口 (十四年國勢調査)

道府縣 世帯 人口

都市世帯、人口 (十四年國勢調査)

道府縣 世帯 人口 昭和四年 推計人口





人口有配偶、無配偶別 (十四年國勢調査)

Table showing population statistics by age group (年次、地籍) and marital status (有配偶者, 無配偶者). Includes counts for males and females.

本籍人口 (各年末)

Table showing population statistics by age group (年次、地籍) and marital status (有配偶者, 無配偶者) for native population.

Table showing population statistics by age group (年次、地籍) and marital status (有配偶者, 無配偶者) for the domestic population.

内地本籍人口

Table showing population statistics by age group (年次、地籍) and marital status (有配偶者, 無配偶者) for the domestic population.

男女の和の計に算當せざるものあるは男女不詳を含むに因る。屬領の分は現住者。

身分別出生數 (×印には男女不詳を含む)
明治五年は一月二十九日現在、其後は年末計。男女の和が、計に算當しないものあるは、男女不詳を含むに因る。

Table showing birth statistics by age group (年次、地籍) and marital status (有配偶者, 無配偶者).

棄兒、失踪 (昭和四年)

Table showing statistics for abandoned children and missing persons (棄兒、失踪).

婚姻、離婚、出生、死産、死亡 (現在地別)

Table showing marriage, divorce, birth, stillbirth, and death statistics by region (現在地別).

夫婦關係繼續期間別離婚 (左側數字は千分比例)

Table showing divorce statistics by duration of marriage (夫婦關係繼續期間別離婚).

明治七年乃至三十一年の婚姻離婚出生死産死亡は内地外に於ける計數を包含するも明治三十二年以後は内地のみ計數である。

屬領及國境外に於ける内地在籍人の婚姻、離婚、出生、死亡

Table showing marriage, divorce, birth, stillbirth, and death statistics for residents in domestic territories and abroad.

Table showing population statistics by age group (年次、地籍) and marital status (有配偶者, 無配偶者) for land population.

四年中婚姻、離婚、出生、死産、死亡 (現在地別)

Table showing marriage, divorce, birth, stillbirth, and death statistics by prefecture (道府縣) and city/county (市町村) for the period 1923-1926. Columns include prefecture names like 北海道, 青森県, 岩手県, etc., and rows for marriage, divorce, birth, stillbirth, and death, with sub-columns for male and female.

父母の年齢と出生割合 (大正十四年)

Table showing the relationship between parental age and birth ratios in 1925. It is organized by age groups of parents (e.g., 15-19, 20-24, etc.) and shows the number of births for each group.

海外在留邦人 (各十月一日臺灣人を含まず)

Table showing the number of Japanese residents abroad as of October 1, 1925. It lists various regions (e.g., 南洋, 北米, 南米, 歐洲) and provides counts for males, females, and totals.

土地人口

Table showing marriage, divorce, birth, stillbirth, and death statistics by age group (年齢別婚姻数). It includes columns for age groups (e.g., 15-19, 20-24, etc.) and rows for marriage, divorce, birth, stillbirth, and death, with sub-columns for male and female.

年齢別婚姻数 (左側数字は比例)

Table showing the ratio of marriages by age group. It lists age groups and provides the corresponding ratio values.

海外在留邦人職業別 (昭和三年十月一日)

Table showing the occupations of Japanese residents abroad as of October 1, 1926. It lists various professions (e.g., 農業, 林業, 漁業, 工業) and provides counts for males, females, and totals.

九三

Table showing employment statistics by industry (職業別) and region (地域別). Columns include categories like 'Public Service' (公務員), 'Agriculture' (農業), and 'Manufacturing' (工業). Rows list regions such as 'Manchuria' (滿洲), 'North China' (北支那), and 'South China' (南支那).

外國旅券交付人員

Table detailing foreign travel ticket issuance personnel (外國旅券交付人員) by destination (渡航地) and gender (性別). Destinations include 'Europe' (歐洲), 'Asia' (亞洲), and 'North America' (北米).

本邦在留外國人

Table showing the number of Japanese residents in foreign countries (本邦在留外國人) by country (國別) and gender (性別). Countries listed include 'United States' (美國), 'United Kingdom' (英國), and 'France' (法國).

氣象

各地氣溫、風速度、降水量、濕度記錄

Large table recording weather data (各地氣溫、風速度、降水量、濕度記錄) for various locations (地名) such as Tokyo (東京), Osaka (大阪), and Kyoto (京都). Columns include 'Maximum Temperature' (最高氣溫), 'Minimum Temperature' (最低氣溫), 'Maximum Wind Speed' (最大風速度), 'Maximum Precipitation' (最大降水量), and 'Minimum Humidity' (最小濕度).

本表は昭和四年を最終とする記録で、△印は氷點下を示し、×印は極點起日二箇以上あるもの、最近のものも挙げたのである。以下二表亦同じ。

各地霜雪期

Table detailing the frost and snow periods (各地霜雪期) for various locations (地名). Columns include 'Average Start of Frost' (平均初霜), 'Average End of Frost' (平均終霜), 'Average Start of Snow' (平均初雪), and 'Average End of Snow' (平均終雪).

六大都市及北海道、朝鮮、臺灣、樺太平均晴雨日數

Table showing the average number of sunny and rainy days (平均晴雨日數) for six major cities (東京, 大阪, 京都, 神戶, 名古屋, 横濱) and other regions (北海道, 朝鮮, 臺灣, 樺太).

Table detailing immigration and emigration statistics (移民) by country (國別) and gender (性別). Categories include 'Immigration' (移民) and 'Emigration' (移出).

Table of monthly and annual weather data for various cities including Tokyo, Osaka, and others. Columns include month, temperature, and precipitation.

Table of monthly and annual weather data for various cities including Tokyo, Osaka, and others. Columns include month, temperature, and precipitation.

Table titled '水害、潮害、暴風 雨被害數' (Water, Tide, and Storm Damage Statistics) showing various types of damage and their corresponding values.

Table titled '昭和四年全國氣象摘要表' (Summary of National Meteorology for Showa 4th Year) providing a comprehensive overview of weather conditions across the country.

地震豫測成功 帝大教授今村明恒博士は五年八月メーデン、ストツクホルム市に開催の萬國測地學及地球物理學協會第四回大會に地震豫測の報告を發表した。博士の研究は極めて廣汎に亘るものがあるが、要約すると「地震の豫測は前二週間の間に、震源を中心として地震後と同様の地形變動の起ること」が關東大地震、丹後地震及び最近頻發する地震に於ける實地觀測の結果によつて、一定の地震計と傾斜器を裝置する觀測網を設け、絶えず地形の變動を觀測すれば地震の豫測は豫知可能であると述べた。博士は「伊豆伊東の連日連夜の地震は、三月末迄に二百數十回を數ふるに至つたが、四月上旬に入つて一時小康を呈し、其後又時々ゆれて五月上旬には一小時に三四回もゆれたことがあり、同月半ばに至つて漸く終息した。回數の割合に大した被害はなかつたが、何分温泉地に於ける被害は甚だしく、伊豆半島の地質研究所に設置したため、今村博士の地質研究所に設置したため、五年四月實地調査を行ったが、博士は「室戸崎が東南に傾きつゝある現象が關東大地震の準備時代に類似し、且つ寶永、元祿、安政の大地震が百年目に起つた例に鑑み、近頃大規模な地震があらうと警告した。新遊星は地球と天王星との間にあつて、直徑一萬九千哩と算定されてゐる。天文臺の大望遠鏡「東京天文臺では昭和元年以來總工費四十萬圓で三層に新觀測所を建設中であつたが、五年三月竣工、同時に獨逸ツアイス會社製レンズ口径三五・六吋、筒の長さ一十一米、重量十二噸、價格十八萬五千圓の大望遠鏡を据付け、九月から正式觀測を行ふ事になった。新望遠鏡は我國では勿論東洋一を誇る大型機で、我が天文學界の一大飛躍を期待されてゐる。

地震

氣象臺の地震観測は、明治八年六月開始以來伊國バルミ...

Table with columns: 年月日, 午前/午後, 時分, 震央地, 有感震域面積, 備考

地震

Table with columns: 年月日, 午前/午後, 時分, 震央地, 有感震域面積, 備考

Table with columns: 年月日, 午前/午後, 時分, 震央地, 有感震域面積, 備考

著名地震

Table listing famous earthquakes with columns: 地震, 起日, 被害地, 家屋潰数, 死者数, 備考

Table listing earthquakes with columns: 地震, 起日, 被害地, 家屋潰数, 死者数, 備考

關東地震被害記録

Table with columns: 被害人口, 震害世帯, 全焼, 半焼, 全潰, 半潰, 流失, 破損, 被害者計

種別 皇 室 各 省 東京府 東京市 郡 部 神奈川縣 横濱市 郡 部 静岡縣 山梨縣 埼玉縣 千葉縣 茨城縣 合計

損害額 當初は百億圓説、七十億圓説、五十億圓説、三十一億圓説、十七億圓説等、種々の應調傳へられたが、後東京市統計課で仔細に調査した結果、總額五十五億六百三十八萬餘圓と發表した。其内譯は左の通りである。尤も本調査に於ては(一)人畜の損害(二)有價証券の低落、(三)土地價格の變動、(四)生産中止、(五)商取引中止、(六)得意先權利其他無形財産、(七)書畫骨董圖書、(八)失業、(九)金銀地金、(十)震災救護費、(十一)森林田畑、(十二)運輸交通中止、(十三)官公署の備品消耗品、(十四)印紙郵券喪失等による損害等の算定し難き損害を除外したものである。

種別 皇 室 各 省 東京府 東京市 郡 部 神奈川縣 横濱市 郡 部 静岡縣 山梨縣 埼玉縣 千葉縣 茨城縣 合計

本邦地震帯 我國に於て最も著名なる地震帯は所謂外側大地帯にて、我が太平洋沿岸を走り、北は千島を経てアリューシャン群島に傳はり、之より亞米利加大陸の春嶺に當るロッキー大山脈に連絡して中央亞米利加に入り、更に進んで南米アンデスに至るもの、次に著名なるは日本海側の所謂内側地震帯にて、北海道利尻島邊から起り南の方向に、樺前、駒ヶ嶽等の火山地方を

最近五十年間 世界地震度數 國別 度數

史 要

昭和四—五年小史

月日 事 件 最高最低 天氣風向

月日 事 件 最高最低 天氣風向

月日	曜	事	最高最低	天氣	風方向
10.16	水	司法官減俸反對決議△軍縮對英回管手交△筑波鐵道橋詰社長警視廳に留置	二九.四〇八	曇	北東
10.17	木	帝展工藝品に日本畫特選發表	二八.八六六	曇	南
10.18	金	新年歌會御發表△高松宮殿下御退院△軍縮會議全權正式任命△減俸反對對英高まる△海軍機務落	三五.三八	晴	北
10.19	土	仙石滿鐵總裁濱口首相國體演說勸告△動物愛護のバーネット夫人歸にす	七六.二八	雨	北北西
10.20	日	濱口首相減俸案撤回を決定し井上蔵相を説く△陸軍二機所澤澤澤間飛行開始	七三.二三	雨	北西
10.21	月	エヂソン翁電燈發明五十年記念祭△百七十人乗獨逸大飛行艇試驗飛行成功	九六.九四	晴	北
10.22	火	政府減俸案撤回聲明△佛國アリオン内閣總辭職	九七.八二	曇	北西
10.23	水	靖國神社例祭△太平洋準備會議奈良に閉會	六四.〇三	曇	北北西
10.24	木	聖上東京市財政御下問△陸軍機務機務飛行完了△鞍山鐵道火災爆彈發射三十餘名死傷△米國株式大暴落	二〇.六八	晴	北北西
10.25	火	俄商相東京瓦斯管資不認可の指令を發す△海軍偵察機墜落三將士慘死	四七.七八	雨	北北西
10.26	水	伊藤公遺難二十年記念祭△颱風關東々海を荒す	二六.三四	雨	北北西
10.27	木	神宮儀禮開會式、秩父宮台臨	二八.八六	晴	北北西
10.28	金	聖上初聲御用邸建築延期の御沙汰△第三回太平洋會議開かる△大藏省證券七百五十萬圓發行△學習院長に荒木博士任命△國際貸借特別委員會輸出補償要綱を決定す	七七.三八	雨	北
10.29	土	萬國工業會議並に世界動力會議開會△紐育株式續いて慘落	三三.二五	雨	北北西
10.30	日	政友會新政策七項目發表△中等學校試驗制度元決定	二八.九三	雨	北北西
10.31	月	東京市財政更生計畫成る△大阪で虚偽の内申暴露	三三.二六	晴	北西
11.1	火	五十名小學校教員百三十餘名處分さる	二二.三六	雨	北西
11.2	水	聖上神宮儀禮を擧げさる△更生勞務農務結集式△救世軍ブリス女史來朝△朝鮮第三次共產黨事件解禁	六九.〇九	雨	北
11.3	木	秩父宮秋季演習御參加の爲め御下△德川家達公初總會△電話擴張新計畫決定△藤田樺太工業事務收容	三七.八二	曇	北
11.4	金	明治節△神宮儀禮終了△第五回全國飛行競技大會△佛國タルチュ内閣組織成る	二八.五二	快晴	北西
11.5	土	太平洋會議滿洲問題討議開始△第八回全國水陸大會政治行動肯定	二八.八五	晴	北北西

月日	曜	事	最高最低	天氣	風方向
11.5	火	第二次共產黨事件解禁△前田法制局長官召喚△關山氏國民革命軍副總司令に就任	八六.七三	快晴	北北西
11.6	水	井上蔵相金解禁期接近を言明△藤田謙一氏收容	九一.九七	雨	北北西
11.7	木	聖上陸軍々醫學校へ行幸△明年度豫算概算十六億八百萬圓と決定△萬國工業會議世界動力會議閉會	六二.三四	雨	北北西
11.8	金	東京區議候補受付開始△印度カブルタラ國大王ラ殿下來朝	六三.三五	雨	北
11.9	土	第五十七議會召集詔書公布△豫算閣議決定△太平洋會議終了	六八.三三	曇	北
11.10	日	軍縮全權一行巡洋艦羽黒見學	二四.六五	雨	北
11.11	月	米作第二回豫想發表△藤田好三郎氏起訴△越後鐵道疑獄摘發△日英軍縮交渉開始△世界大戰十一年紀念日	九七.六七	雨	北北西
11.12	火	新御苑苑御會△軍縮會議隨員任命△牧野代議士濱口、江木兩大臣を告發	一四.九二	曇	北北西
11.13	水	軍縮會議召集期日決定	一四.一〇五	曇	北
11.14	木	大元帥陛下水戸へ行幸△兵役者及檢兵侍遇審議會官制發表△國際決済銀行定款決定△紐育聯邦準備銀行利下	一四.八〇	曇	北北西
11.15	金	陸軍大演習開始△本願寺句佛師の僧籍復歸拒絕決定△英租界鎮江正式に支那に回收さる	八七.二二	雨	北北西
11.16	土	日銀重役會議金解禁問題協議△金解禁に伴ふ英米クレヂット成立入電	一〇.〇〇	曇	北北西
11.17	日	陸軍大演習終了、陛下勅語を賜ふ	五.三	晴	北
11.18	月	大演習觀式△德川顯侯に公爵陞授の御沙汰△政友會大會△高知縣下の漁民大暴動議事堂を襲がす	三.八	雨	北北西
11.19	火	聖上露ヶ浦航空隊行幸	六.三	快晴	北北西
11.20	水	資源調査令公布△山梨前朝鮮總督召喚△佐竹前鐵道次官收容	二.八	曇	北北西
11.21	木	聖上水戸より還幸△金解禁命令公布△朝鮮疑獄一段落△山梨大將以下關係者六名全部起訴△關稅審議會臨時改訂方策決定△英蘭銀行利下發表	一四.四	晴	北北西
11.22	金	高松宮御遊英發表△岡田、水町兩閣府顧問官及湯淺會計檢査院長親任式△越後疑獄事件に關し若槻氏は疑はる	二六.七五	雨	北東
11.23	土	裏日本大吹雪	三.四	晴	北
11.24	日	ソリ翁遊く	九.四	快晴	北北西
11.25	月	裏日本大吹雪	八.六	晴	北北西

月日	曜	事	最高最低	天氣	風方向
11.25	月	聖上軍縮全權に御陪食被仰付△山手急行重役太田一兵衛氏拘引さる△白耳義聯立内閣瓦解△支那露國に妥協案提出	九.五	雨	北北西
11.26	火	軍縮政府訓令決定△渡邊法相記者團に若槻氏の疑念を打消す△大隈(實動)及五和(疑)事件△解禁△ブリス女史歸國	七.九	雨	南
11.27	水	聖上海軍大學卒業式行幸△秋田縣下小作爭議暴動化す△勞農政府對支回答	七.三	快晴	北北西
11.28	木	民政黨近來大會△東京市十二區議選舉執行△福研究會へ一萬圓御下賜	五.五	晴	北北西
11.29	金	鐵道事件に關し小橋文相辭任し田中氏代る△佐分利支那公使自發△收容中の佐竹前鐵道次官起訴	五.五	晴	北北西
11.30	土	若槻全權一行出發△島德三氏召喚さる△パード中佐南極探検飛行成功	三.三	雨	北北西
11.31	日	佛白ライオン撤兵完了	七.九	雨	北北
12.1	月	社會政策會議會務總組合法案要綱決定	八.八	快晴	北北
12.2	火	政府豫算内示會廢止決定△矢田瑞西公使赴任	八.九	快晴	北北
12.3	水	東京大阪間超特急列車運轉△地方選舉四年節約額二億四千圓に達す△奉天鐵道交涉決定書訓印	四.五	晴	東北東
12.4	木	鐵道省調査會自動車網八十二路線決定△降旗元太郎氏收容△東京市電意業△唐生智獨立宣言	四.七	雨	北北西
12.5	金	東京市電氣局長引責辭職△今井五介氏召喚△波蘭太郎氏召喚、降旗氏一先づ釋放	〇.五	快晴	北北西
12.6	土	東京市電氣局長引責辭職△今井五介氏召喚△波蘭太郎氏召喚、降旗氏一先づ釋放	〇.〇	快晴	北北西
12.7	日	社會政策會議會務總組合法案要綱決定	二.〇	快晴	北北西
12.8	月	兵役義務者待遇審議會初總會△官局長に市會各派より留任勸告	三.四	晴	北北
12.9	火	皇后宮親民へ歳末御下賜金を賜ふ△社民黨分裂△官局長留任に決定△森田代議士失格	三.九	晴	北北東
12.10	水	鐵道貨物運賃値下げ發表△軍縮全權一行シヤトル上陸	二.〇	曇	北北西
12.11	木	生絲大暴落千十五圓出現△富山漁民大暴知事を襲ふ△高島代議士召喚△英蘭銀行利下	一.二	雨	北北西
12.12	金	内務省選舉案發表△商工審議會産業合理化案可決	一.五	雨	北北西
12.13	土	希臘共和國新大統領にザイミリス氏決定	一.四	雨	北北西
12.14	日	日本大衆黨年次大會	一.七	曇	北北西
12.15	月	陸軍々制改革三長官會議△岩槻全權一行華盛頓着	一.七	曇	北北西
12.16	火	大統領と會見△ダグラス夫妻神戸上陸	一.八	雨	北北西

月日	曜	事	最高最低	天氣	風方向
12.17	水	若槻全權スチムソン氏と内交渉開始△宮田元警視總監大將に召喚さる	七.七	曇	北北西
12.18	木	山梨大將起訴△小橋前文相召喚△宮田元警視總監も引續き起訴	三.三	雨	北
12.19	金	遊演子御陪食を賜はる△濱口首相府顧問官招待△ダグラス夫妻上京	二.六	雨	北東
12.20	土	農林省米買換條件發表△ダグラス夫妻歸米△上山草人歸朝	八.〇	雨	北
12.21	日	鐵道新計畫決定△國民同志會大會△若槻全權一行紐育出發	二.一	晴	北
12.22	月	社會事業に四萬一千圓御下賜△政、民兩黨議員總會△警支係争解決訓印	三.一	雨	北
12.23	火	第五十七議會召集、堀切氏衆議院議長に當選△五年度豫算發表△中村代議士失格	八.七	晴	北
12.24	水	山階宮茂親王御降下葛城伯の御家名を賜ふ△平塚町百餘戸焼く	三.〇	快晴	北北西
12.25	木	大正天皇御三年祭、聖上多摩慶御參拜△宮崎龍介氏一派社民黨演説開始△東京無産黨結成	八.六	快晴	北北西
12.26	金	第五十七議會開院式△近藤中將授爵△帝制松竹に歸す	九.四	晴	北
12.27	土	鐵道會議鐵道新計畫案承認△若槻全權一行倫敦著專賣局鹽價引下發表△朝鮮三大事件解禁△國民政府治外法權撤廢宣言	八.〇	雨	北東
12.28	日	社會、關稅、國際貸借三審議會廢止△上越國境清水トンネル貫通△社民黨宮崎氏を除名△波蘭バルテル内閣成立	五.三	雨	北
12.29	月	大阪第四區再選舉案八割二分△佛國會館案兩院通過△全印國民會議印度獨立決議案を可決	七.九	雨	北
12.30	火	△埃及内閣總辭職	六.六	雨	北
12.31	水	四方拜△埃及内閣成立	七.四	快晴	北
1.1	木	印度國民會議獨立案可決	八.二	曇	北
1.2	金	元始祭△第二回賠償會議開かる	九.一	曇	北北
1.3	土	東京新年宴會△大相撲番附發表	三.九	曇	北北西
1.4	日	宮中新年宴會△大相撲番附發表	七.六	晴	北北西
1.5	月	北日本大吹雪△消防出初式	六.二	晴	北
1.6	火	初開議選舉案承認△倫敦會議日英換備交渉開始	六.二	快晴	北
1.7	水	陸軍始觀兵式△高松宮社會事業團體御視察	六.八	快晴	北北西

Table with columns for date (月日), day of week (曜), event (事), temperature (氣温), and wind direction (風向). Contains news items from 1914, such as the 1914 election and the 1914 earthquake.

Table with columns for date (月日), day of week (曜), event (事), temperature (氣温), and wind direction (風向). Contains news items from 1915, such as the 1915 election and the 1915 earthquake.

Table with columns for date (月日), day of week (曜), event (事), temperature (氣温), and wind direction (風向). Contains news items from 1914, such as the 1914 election and the 1914 earthquake.

Table with columns for date (月日), day of week (曜), event (事), temperature (氣温), and wind direction (風向). Contains news items from 1915, such as the 1915 election and the 1915 earthquake.



Table of events and weather for the year 1920, covering dates from 1/1 to 12/31. Columns include date, day of week, event, temperature, and wind direction.

Table of events and weather for the year 1920, covering dates from 1/1 to 12/31. Columns include date, day of week, event, temperature, and wind direction.

Table of events and weather for the year 1920, covering dates from 1/1 to 12/31. Columns include date, day of week, event, temperature, and wind direction.

Table of events and weather for the year 1920, covering dates from 1/1 to 12/31. Columns include date, day of week, event, temperature, and wind direction.



日本曆、西洋曆、支那曆對照 (×年)

Table of calendar correspondence between Japanese, Western, and Chinese calendars. It includes columns for year numbers, Japanese characters, Western dates, and Chinese zodiac signs. A section at the bottom lists national holidays for various countries.

帝國議會

議會開閉

貴族院、衆議院より成り、明治二十三年十一月二十五日初めて第一回議會開會され、以後今日に及ぶ。

議院の成立

議長、副議長勅任せられ、議員の議席及び部屬が定まると、茲に議院は成立する。

議事

次第に依る。他の議員席次は年齢順・衆議院に於ては毎會期始めに議長之を定め、臨時會に於ては前會の議長を繼續する。

の投票を得たる者二人につき、決選投票を行ふ。常任委員—貴族院に於ては(一)資格審査委員九人、(二)豫算委員六十三人、(三)懲罰委員九人、(四)請願委員四十五人、(五)決算委員四十五人、其他議院の必要と認むる常任委員を、衆議院に於ては、(一)豫算委員六十三人、(二)決算委員四十五人、(三)懲罰委員二十七人、(四)請願委員四十五人、其他議院の必要と認むる常任委員を以て、總議員中より選舉する。

は豫算委員、決算委員及請願委員に限る。は其事務の進捗を計る爲に、之を數科に分けることがある。此場合は各科で主査を互に補助することが出来る。



初期以來の議會

Table with columns: 回次, 開院式, 閉院式, 解散, 開院式, 閉院式, 解散. Rows list dates and session details from 1912 to 1914.

四議會は日獨戦費支出の爲め、第四十七議會は震災に因る帝都復興の爲め、第五十三議會は財界救済の爲め召集されたのである。

議院建築

目下麹町區永田町(元樞密院事務局及び馬政局跡)に新築中の新議院は、總經費二千九百九十萬圓、大正十年度から昭和十年度に至る繼續事業で、本館は鐵骨煉瓦造りとし、大體花崗石を主とする硬質石材を以て外壁全部を覆装し、床及び屋根は鐵骨鐵筋混泥土造とする。

Table comparing '現在議院' (Current Parliament) and '新築議院' (New Parliament) across various categories like '敷地坪數', '建物坪數', '延坪數', '階數', '柱數', '梁數', '樑數', '柱高', '梁高', '樑高', '柱間', '梁間', '樑間', '柱距', '梁距', '樑距', '柱間', '梁間', '樑間', '柱距', '梁距', '樑距'.

貴族院

貴族院の組織

(一)皇族、(二)公侯爵、(三)伯子男五選者、(四)國家に勲勞あり又は學識ある者の中より勲任せられたる者、(五)帝國學士院の互選に由り勲任せられたる者、(六)道府縣に於て土地或は商工業に付き、多額の直接國稅を納むる者の中より一人、又は二人を互選して勲任せられたるもの等によつて組織される。

三爵議員の選舉

選舉權—伯子男爵を有する滿三十歳以上の者は、皆その同爵議員を選舉するを得。被選舉權—神官、諸宗の僧侶、教師の職にあるもの、外皆之を有す。

貴族院

貴族院の組織

の處分を受け、負債の義務を免れざる者は選舉權及び被選舉權を有せず。刑事の罪を受け、拘留又は保釋中にある者は、其裁判確定に至るまで選舉權、被選舉權を停止する。

多額納稅議員互選

互選資格—滿三十歳以上の男子にして、互選人名簿調製の期日迄引續き一年以上北海道的又は各府縣に於て本籍を定め住居し、多額の直接國稅を納め、仍ほ引續き住居し及び納稅する者。

議員一覽

(昭和五年九月一日現在)

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

Table of members of the Diet, listing names and their respective constituencies.

選出別議員數(各六月末)

Table showing the number of members elected by district for the Diet, categorized by year and gender.

議員所屬別

Table showing the number of members by political party or affiliation, including categories like '無所屬' (no affiliation) and '純無所屬' (purely no affiliation).

議員年齡(五年一月調)

Table showing the age distribution of members, categorized into age groups like '七十六以上' (76 and above) and '四十以下' (40 and below).

多額納稅者一覽

(大正十四年九月一日調)

Large table listing high-income taxpayers (多額納稅者) with columns for name, residence, occupation, and tax amount.

多額納稅者納額

Table showing the total tax amounts paid by high-income taxpayers, categorized by year and gender.

府縣別(大正十四年九月一日)

Table showing the total tax amounts paid by high-income taxpayers by prefecture and county.

貴族院各派

Table listing members of the House of Peers (貴族院) by political faction, including names and affiliations.

Textual content providing details about the House of Peers, including member names and political activities.

多額納稅者一覽

Table listing high-income taxpayers with columns for name, address, and amount. Includes names like 津島三郎, 山崎重三, 中野正造, etc.

111

多額納稅者一覽

Table listing high-income taxpayers with columns for name, address, and amount. Includes names like 津島三郎, 山崎重三, 中野正造, etc.

110



Table of names and locations for the right page, organized in columns. Includes names like 廣島, 石川, 高橋, etc., and various regional identifiers.

Table of names and locations for the left page, organized in columns. Includes names like 西川, 森, 鈴木, etc., and various regional identifiers.

Table of business listings and prices on the right page, including categories like '商', '農', '工', '金', '銀', '貨', '物', '業' and various regional names.

Table of business listings and prices on the left page, including categories like '商', '農', '工', '金', '銀', '貨', '物', '業' and various regional names.



選挙法新疑義

普選最初の総選挙に當面して起つた選挙法、主として選挙運動及び選挙運動の費用に關する疑義數百件に就ての當局の解釋決定は、本書昭和四年版に委細詳記した處であるが、今回の第二次普選選挙に際しても亦左の通り多數の疑義解釋が發表された。

【問】左の諸令の費用負擔は選挙費用の支出となるや、(一)代議士の後援會並其の宴會、(二)何々俱樂部發會式總會並其後の宴會、(三)金杯披露宴會、(四)演說會後の宴會、【答】右諸會及其の後の宴會は特定のものを以て次期選挙に當選を致さしむるの目的に出づること無き場合に於ては選挙運動と認められざるも、其の時期場所又は方法等より判断して特定の者をして次期選挙に際し當選を致さしむるに於て明白なる場合に於ては選挙運動と認めらるべく、仍て今日之を開催するときは法第九十六條違反と爲るべし、従て其の費用負擔は選挙費用の支出と認めらる、而して議會解散の豫想せらるる今日に於て右の如き諸會を催すは特別の事情なき限り次期選挙に當選を得るの目的あるものと推定せらるる場合多し、従て選挙違反に問はるゝの恐れあり。

【問】年賀状に解散の場合宜しく類々旨を記載することは選挙法違反になるや、(其の費用は選挙費用中に入るべきや) 【答】解散の場合宜しく類々旨の旨を年賀状に記載し、之を廣く選挙人に配布することには明かに次期選挙に際して投票を得るの目的あるものと認めらる、従つて右の如き年賀状を未だ選挙の期日の公布せられざる際に於て差出すは法第九十六條違反と爲るべし、而して此の場合其の費用が選挙費用中に加算せらるべきことは勿論なり

【問】同一選挙区内に於て同一政黨所屬の候補者たらんとする者數名ある場合に於て、其中の或る者を止めしむる目的を以て爲す勧告其の他の行為は選挙運動と認めらるや、(註)或る者を止めしむるは他の者に投票を得しむる目的に出づる事類なし) 【答】或る者を止めしむるは他の者に投票を得しむる目的に出づる事類なし) 【答】或る者を止めしむるは他の者に投票を得しむる目的に出づる事類なし)

【問】投票日道路の排雪行為 【答】投票日道路の排雪行為 【答】投票日道路の排雪行為 【答】投票日道路の排雪行為

【問】投票日に候補者が自己の地盤たる部落の乘車禁止の目的を以て、自己の費用に於て除雪又は排雪を爲すことは違反なりや 【答】投票を勧誘するが如き言動なく、單に乘車禁止の爲除雪又は排雪をなすは差支なし、但し個人専用の道路に係る場合は違反と爲るの疑あり(内務省)

【問】恩威により復権せられたる者を選挙事務長に選任するときは妨げなきや 【答】差支なし(司法省) 【問】差支なし(司法省) 【問】差支なし(司法省)

【問】後援會の組織 【答】後援會の組織 【答】後援會の組織 【答】後援會の組織

【問】選挙運動の費用の計算 【答】選挙運動の費用の計算 【答】選挙運動の費用の計算 【答】選挙運動の費用の計算

【問】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算

【問】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算

【問】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算

【問】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算

【問】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算

選挙法新疑義

【問】深夜各戸を訪問して賭場簡所に議員候補者の名刺を配布する行為は如何 【答】第九十八條第一項に所謂戸別訪問に該當す(内務省) 【問】候補者が市町村長をして演說會場に乘込む際の案内役を爲し、且聽衆に對して自己を紹介せしむる行為は選挙法違反とならざるや 【答】同行爲は選挙法第九十九條後段の行為に觸るゝものとす(司法省)

【問】左記費用の取扱如何、(一)當該選挙区内に住居を有せざる議員候補者が選挙運動を爲す場合、之が宿料は選挙運動費用に計上し、一定の旅費を根據として選挙運動費用に計算するや、(二)右の場合一家又は一室を借受け自炊を爲すものと雖も、選挙運動の爲るときは其の借家料及食料を選挙費用に計算すべきや、(三)右一の場合若し他の用務を兼ね居る場合は其の費用は如何に區別するや 【答】議員候補者の住居又は引續き滞留する場所の爲に必要な費用並に其の場所に於てする日常の衣食の爲に必要な費用は選挙運動費用として取扱ふべき限に非ず(内務省) 【問】法定選挙運動者(第三者)の主催する演說會に參加し得るや、若し參加し認められ、之が取締りに關し疑義あり 【答】後援會組織の目的が單に被後援者の人格敬慕、又は政治的勢力の擁護等に止まるるときは選挙運動に非ざる勿論なりと雖も、其の者をして次期選挙に際し當選を得しむるの目的に出づること明なる場合に於ては、其の組織の時期場所又は方法等如何に依り選挙運動と認めらるる場合あるものとす(同上)

【問】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算

【問】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算 【答】演說會に關する選挙費用の計算

於て破損することあるべきを慮り、候補者又は運動者の爲に其の出入れを擔當したる例あり、右事實に關し(一)土地工作物の使用料を支拂ふは差支なしと認めらるるも、之が程度は如何に定むべきか、(二)第三者をして看板の出入れを擔當せしむるは第八十九條の違反と爲り、第三者は右の共犯又は第九十六條の違反と認め差支なきや(三)看板保管の爲報酬を支拂ふ場合は如何等に關し聊か疑義あり

【答】(一)立札、看板等を掲示するに付其の掲出場所たる土地工作物の使用料、又は掲出物件出入れ等の爲の報酬は選挙人に非ざる者に對し相當と認めらるる額を支拂ふは差支なきも、其の者が選挙人なる場合に於ては利益の供與と認めらるる場合に於ては利益の供與に拘らず之が授受を爲さしめざること、(二)立札看板等の掲出を承諾したる者が単に看板等の出入れを爲すに過ぎざるときは違反を以て目すべきものに非ず(内務省、司法部)

第百十五條關係

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫を承諾を得ずして他人の土地又は工作物に掲示したる者ある場合、土地工作物の所有者又は管理者が該土地工作物中看張り場所に無断掲示したる文書圖畫は直ちに撤去すべき旨を掲示し置き、又は直接議員候補者若しくは選挙事務長に對し同様の通告を爲し置きたるときは勿論、豫め之が掲示若しくは通告を爲し置かざりしときと雖も、之を自由に撤去を爲したる場合法百十五條第二號の選挙妨害となるや

【答】選挙運動の爲にする文書圖畫を承諾を得ずして他人の土地又は工作物に掲示したる者ある場合、土地工作物の所有者又は管理者が該土地工作物中看張り場所に無断掲示したる文書圖畫は直ちに撤去すべき旨を掲示し置き、又は直接議員候補者若しくは選挙事務長に對し同様の通告を爲し置きたるときは勿論、豫め之が掲示若しくは通告を爲し置かざりしときと雖も、之を自由に撤去を爲したる場合法百十五條第二號の選挙妨害となるや

施行令第七十三條關係

【問】無料郵便物と第三者の推薦状等の無料郵便物とを同封して差支なきや

【答】差支なし(内務省、逓信省)

【問】無料郵便物差出に關する證明書と其の發給官署

【答】選挙運動規則第二條に規定せる無料郵便物差出人が、郵便官署に提出すべき選挙事務長の選任を爲したる者なる旨の證明書は、選挙事務長の選任届出を受理せし警察署に於て其の求めに應じ之を發給することとし、其の證明書の様式は當該府縣に於て規定するも差支なきや

【答】見込の通り(内務省)

【問】同一公立學校等の設備と數人の使用申請

【答】同一日に同一警備物を使用する爲議員候補者數名連署を以て申請を爲したる場合は許可すべきものとす、而して他の申請と競合の場合選挙法施行令第七十九條中、使用度數の計算に付ては共同申請者中の使用度數多きものを取る(内務省、文部省)

立會演説と同一學校の設備使用

【問】選挙法施行令第七十九條の精神は同一日に同一學校の設備を二人以上に貸與せしむることを得ず、從つて立會演説を不可とせるものと解し居たるに、昭和二年五月二十二日發布第三三十五號通牒(前問の答を指す)に依れば、數名の議員候補者連署を以て同一日に同一學校の設備を使用出願し來るときは許可すべきものとすと示されたるは、立會演説を差支なしと認められたるの精神なりや

【答】見込の通り(内務省、文部省)

【問】見込の通り(内務省、文部省)

【問】公立學校の使用申請に關する通知

【答】施行令第七十九條に依る抽籤に立會方の通知、又は第八十條に依る許否の通知は必ず申請者、又は其の代人の住所に爲すを要するや、將又選挙事務所若しくは住所の中の何れに爲すも可なりや

【答】申請書記載の申請者又は代人の住居に爲すべきものとす(内務省)

【問】公立學校等の使用の許可と其の不

【答】公立學校等の設備の使用許可後使用前其の使用申請者より使用を爲さざる旨申出でありたる場合は、他の申請者に對し同一日に使用を許可し差支なきや

【答】差支なし、但し施行令第七十九條の適用に關しては影響なき義に付爲念(内務省)

【問】公立學校に附設又は併設せる青年訓練所は公立學校に非ざるを以て、之が授業行事を廣義に解釋して學校の諸行事と看做し處理すべきものなるや、(二)青年訓練所の諸行事を若し前項の如く取扱はざるときは、昭和二年九月十二日發布第二十六四號通牒の精神に基き、既に青年訓練所に對する其の授業時間中小學校の設備を貸與済なるが爲と解し取扱ふべきものなりや

【答】第二項見込の通り、但し授業の練習に依り支障なき場合は演説會として使用せしむるも妨げなし(内務省、文部省)

【問】選挙法施行令第八十一條第二號に示さるる職員室、事務室、宿直室等は支障の有無を考慮する迄もなく貸與不可なるものと解すべきや

【答】公立學校の設備と職員室、事務室等の使用制限

【問】小學校に附設又は併設せる青年訓練所は公立學校に非ざるを以て、之が授業行事を廣義に解釋して學校の諸行事と看做し處理すべきものなるや、(二)青年訓練所の諸行事を若し前項の如く取扱はざるときは、昭和二年九月十二日發布第二十六四號通牒の精神に基き、既に青年訓練所に對する其の授業時間中小學校の設備を貸與済なるが爲と解し取扱ふべきものなりや

【答】第二項見込の通り、但し授業の練習に依り支障なき場合は演説會として使用せしむるも妨げなし(内務省、文部省)

【問】選挙法施行令第八十一條第二號に示さるる職員室、事務室、宿直室等は支障の有無を考慮する迄もなく貸與不可なるものと解すべきや

【答】公立學校の設備と職員室、事務室等の使用制限

【答】見込の通り(文部省、内務省)

【問】公立學校の屋外體操場は設備の一部

【問】公立學校の屋外體操場は設備の一部なるを以て演説に依る選挙運動の爲之が使用を許可し差支なきと認むるも如何

【答】公立學校の屋外體操場は之を使用せしむることを得ず(内務省、文部省)

【問】演説に依る選挙運動の爲公立學校等の設備使用の許可を受けたる者が入場者より入場料を徴するものあり、右は選挙法其他の法令に於て之を禁ずべき規定なきを以て此の場合に於ても其の使用を認許して差支なきや

【答】入場料を徴するの故を以て其の使用を拒否すべき法令の規定なしと雖も實際に於ては之を避けしむるに至當とす(文部省、内務省)

【問】演説に依る選挙運動の爲公立學校等の設備使用の許可を受けたる者が入場者より入場料を徴するものあり、右は選挙法其他の法令に於て之を禁ずべき規定なきを以て此の場合に於ても其の使用を認許して差支なきや

【答】入場料を徴するの故を以て其の使用を拒否すべき法令の規定なしと雖も實際に於ては之を避けしむるに至當とす(文部省、内務省)

【問】演説に依る選挙運動の爲公立學校等の設備使用の許可を受けたる者が入場者より

【問】演説に依る選挙運動の爲公立學校等の設備使用の許可を受けたる者が入場者より入場料を徴するものあり、右は選挙法其他の法令に於て之を禁ずべき規定なきを以て此の場合に於ても其の使用を認許して差支なきや

【答】入場料を徴するの故を以て其の使用を拒否すべき法令の規定なしと雖も實際に於ては之を避けしむるに至當とす(文部省、内務省)

【問】演説に依る選挙運動の爲公立學校等の設備使用の許可を受けたる者が入場者より

【問】演説に依る選挙運動の爲公立學校等の設備使用の許可を受けたる者が入場者より入場料を徴するものあり、右は選挙法其他の法令に於て之を禁ずべき規定なきを以て此の場合に於ても其の使用を認許して差支なきや

【答】入場料を徴するの故を以て其の使用を拒否すべき法令の規定なしと雖も實際に於ては之を避けしむるに至當とす(文部省、内務省)

政黨の使用するポスターと内務省令の適用

【問】政黨本部に於て發行したるポスターに於て特定候補者の氏名を表示せず、單に政黨の表示を比較したるもの、如きものにて選挙運動の爲にする文書圖畫の中に包含せらるるや

【答】政黨本部に於て作製したるポスターを政黨本部又は支部に於て一般的に之を用ふるときは選挙運動の爲にする文書圖畫と謂ふを得ざるも、之を特定候補者の爲のみに使用し又は特定候補者若しくは運動者が使用するときは選挙運動の爲にする文書圖畫と認むべきものとす(内務省、司法部)

寫眞を刷込みたる名刺と其の取扱

【問】議員候補者が名刺大の用紙に自己の氏名及其の上部に寫眞を印刷し各選挙人に配布せんとす、右は名刺として取扱ふべきや

【答】通常名刺と認めらるるものは寫眞を印刷するも名刺たるを失はず、但し其のものゝ形状等に依りピラと認めらるる場合もあるべし(内務省)

文書圖畫に記載すべき住居と其の記載方

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫に關する内務省令第一條に規定する「住居」は當該文書の掲示者又は頒布者の何人なるかを知らずべき程度に於て之を記載すれば足る趣旨なりとす、從つて當該文書の掲示者又は頒布者の如何に依つては單に市郡又は町村名のみ記載に止むることを得るものとす(内務省、司法部)

引札の意義

【問】選挙運動の爲にする推薦狀、宣言書、挨拶狀等の如き文書は特定したる受取人氏名の記載の有無に拘らず、其の内容信實と認めらるる場合は之を封筒に入れず、其の儘人夫をして各戸に配布せしむるときは之を信書と認むべきや、將引札として取締るべきや

選挙法新疑義

【答】受取人の特定せる場合の外は引札として取締るものと認む(内務省、司法部)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【問】選挙運動の爲にする文書圖畫(主としてポスター)にして、表面二色裏面二色のものは省令第二條の違反となるや

【答】表面裏各面獨立して全く別個の表示を爲すものに在りても表面を同時に選挙運動の爲に利用する限り両面を通じて二度刷又は二色を越ゆることを得ざるものとす(内務省)

Table of election districts for the first page, including names of districts and their corresponding members.

Table of election districts for the second page, including names of districts and their corresponding members.

「時」年鑑

一三二

第十七回總選舉

第五十七議會解散の結果、五年二月二十日第十七回目の總選舉(即ち第二次普選)が濱口内閣の手で行はれた。前回田中内閣の手で行はれた第一次普選は、政友會が憲法合同に依る民政黨の多数を打破つたといふ...

Table with columns: 黨派別, 新分野, 當時, 増, 減. It lists various political parties and their changes in seats.

【民政黨の八大政策】(一)政治の公明と綱紀の肅正、(二)選舉改革、(三)金解禁の善後...

處置の財政緊縮、公債整理、産業合理化、輸出貿易の増進、國貨貨物改善、金本位制の擁護等、(四)國民負擔の軽減と生活の安定...

選舉干渉嚴禁、比例代表法、參政權擴張等。政府の取締と野黨の監視。前回の選舉では政友會内閣が如何にも露骨な、無遠慮な態度を以て選舉に臨み、鈴木内閣をして後日...

成績を以て本田氏當選し、續いて和歌山及び新潟に於ても既に選舉期日の公布を見たのであったが、共に衆議院解散の結果、自然消滅となつた。

府縣別に見ても棄権率の少かつたのは鳥取縣の七分で、最も多かつたのは高知縣の二割五分二厘である。

知名選挙と疑獄の祟。今回の選舉で落選した知名の人々は次の通りである。

Table with columns: 費用, 松本氏宮崎氏, 費用, 松本氏宮崎氏. It lists various expenses for candidates.

【當選後起訴】次に當選後選舉違反で起訴されたものは左の九名である。(×印は豫審で有罪の決定を受けたもの)

【當選後起訴】次に當選後選舉違反で起訴されたものは左の九名である。(×印は豫審で有罪の決定を受けたもの)

【當選後起訴】次に當選後選舉違反で起訴されたものは左の九名である。(×印は豫審で有罪の決定を受けたもの)

第十七回總選舉

宮崎氏分×印には筆墨費を含む。因に内務省の調査に依ると、今回の法定選舉費は一選舉區平均一萬一千二百九十一圓餘で、最高は東京第六區の二萬一千九百七十三圓餘、最低は同第四區の七千三百三十六圓餘であつた。

【當選後起訴】次に當選後選舉違反で起訴されたものは左の九名である。(×印は豫審で有罪の決定を受けたもの)

【當選後起訴】次に當選後選舉違反で起訴されたものは左の九名である。(×印は豫審で有罪の決定を受けたもの)

【當選後起訴】次に當選後選舉違反で起訴されたものは左の九名である。(×印は豫審で有罪の決定を受けたもの)

新選出議員一覽

(×印は次點者)

Table of newly elected members of the Diet, organized by district (e.g., 東京府, 第一區, 第二區, etc.). Each entry includes the candidate's name, their previous or current profession, and their political affiliation.

Table of newly elected members of the Diet, organized by district (e.g., 新潟市, 第二區, 第三區, etc.). Each entry includes the candidate's name, their previous or current profession, and their political affiliation.

新選出議員一覽





Table of election results for various districts including 第一區 (松山市, 温泉, 伊豫, 上浮穴, 喜多) and 第二區 (今治市, 越智, 周桑, 新居, 宇摩).

Table of election results for districts including 第三區 (久留米, 大牟田, 浮羽, 三井), 第四區 (小倉, 門司, 二市, 金敷, 田川, 京都), and 第五區 (札幌, 小樽, 石狩, 後志, 支庁).

第二次普通選舉成績 (警保局調査)

Summary table for the second general election results, showing party distribution (黨派別), candidates (候補者), and total votes (得票總數).

Detailed table of election results for various districts (道府縣) and municipalities (市町村).

Summary table for the second general election results, showing party distribution (黨派別), candidates (候補者), and total votes (得票總數).

Detailed table of election results for various districts (道府縣) and municipalities (市町村).

選舉成績

Table showing election results by prefecture (道府縣) and district (選挙区). Columns include district names, number of candidates, and other statistics.

毎回選挙議員、人口、有権者比率

Table showing the ratio of voters to population and the number of elected members per election across different years.

毎回選出議員年齢

Table showing the age distribution of elected members across different years.

選挙成績

Table showing the number of members elected and the number of voters in different years.

一四三

議員党派對勢

Table showing the political party affiliations of members across different sessions.

衆議院解散一覽

Table listing the reasons for the dissolution of the House of Representatives.

最近選挙投票者、棄権者

Table showing the number of voters and abstainers in recent elections.

毎回選出議員職業別

Table showing the professions of elected members across different years.

毎回選挙法違反件數

Table showing the number of election law violations across different years.

消滅其他の項には未済分をも合算、十七回は處分未済を含まず。

政界展望

濱口内閣成立以後

濱口内閣成立以後、井上蔵相は直に政友会内閣の編成にかゝる豫算を更改し、實行豫算を編成した。當初臨時議會を召集して附議すべしとの論もあつたが...

元來實行豫算といふ言葉は適當でない。嚴格に云へば豫算は一にして二なく、議會の協賛を経て御裁可を経たものだけが豫算である。政府は豫算を決して變更しない。唯豫算の範囲内にて節約の程度を申合せたものに過ぎない。

到著する。以て偶々その抱懐する眞意を捕捉すべく、平生議會中心主義を高唱する民政黨の外面粉飾の剥落、これ正しく議會政治の名の下に專制政治の端を啓くものといふべきである。(後略)

き、高橋是清氏の指名により、第六代の黨首として正式に犬養毅を推戴するに決定した。犬養毅の演説概要左の如し。

判所、控訴院の各少壯檢察が結束して即時撤回を決議し、法相を通じて首相に迫ることとなつた。法相の慰撫も聴かず、判檢事の運動は益々猛烈となり、鐵道、逓信、植民地の官吏にも共鳴者ありて、容易ならぬ事態に陥つたので、政府も狼狽し、遂に一切の面目にこだはらず、廿二日の閣議にて撤回に決し、直に首相の名の下に左の聲明を發した。

理を實行す。(三)減税 兩税を地方に委譲するは我黨租稅政策の主眼たり。之れを實現するの階梯として地租營業稅收益稅其他につき國民の負擔を軽減す。

内閣も越後鐵道疑獄事件に小橋文相も關聯ありとの疑念を受けたので、小橋文相は引責辭職を決定し、十一月二十九日午前關西より歸京した。濱口首相を訪問し、正式に辭意を表明したので、首相もその意を諒し、辭表を受理した。

長生田和平、懲罰委員長川口義久、尙ほ開院式は廿六日午前十一時貴族院にて天皇陛下親臨の下に舉行、優渥なる勸語を賜はつた。かくて一時政界に年內解散説も高まつた。かくて、解散は明春に延びた譯である。

連に解散さるゝ越えて五年一月二十日朝野  
兩大政黨は、夫々大會を開いて氣勢を揚げた。民政黨は頻りに解散断行を稱へて居るの

くは國家のため憂慮に堪へざる所なり。  
加ふるに總選舉によらずして獲得したる  
不自然の絕對多數は國民總意の反映にあ

第五十八議會

朝野兩派の陣幕―第二次普選の結果は、衆  
議院の分野全く一變し、民政黨は百七十三  
名から二百七十一名の絕對多數を獲得し

解釋につき陸相の缺席を責めて議場を緊張  
させた。一方衆議院は二十五日先づ犬養政

て、之を通計すれば實行豫算現額は歳入出  
十六億八百六十萬餘圓、その中歳入豫算は

際と違ひが、井上蔵相は飽迄も見積過大で  
と難したが、政友會は最後に豫算返付を

小橋君は破棄罪の嫌疑に由て辭職し尋  
で起訴せられたり。凡そ國務大臣を奏薦

に緊縮消極の政策を拋棄し、産業振興を  
主眼とする積極政策を樹立し、以て不景

に對する演説を行つた。然るに首相は...

に於て激烈に論議された。先づ犬養毅の...

右に對し濱口首相は...

海軍軍令部長の聲明云々といふことも...

前記の質問に對し、濱口首相は樞府その他...

に十日の本會議にて坂本俊篤男(公正)は...

之に對し、幣原外相は...

或一期間に於ける比率の低下が直に國際...

今日(計畫を含む)を縮小するに至つた...

右によつて内閣官制の運用が、海軍には文...

議會後の政界

軍令部長更迭一回調決定に對し、海軍と軍部...

軍令部長更迭一回調決定に對し、海軍と軍部...

軍令部長更迭一回調決定に對し、海軍と軍部...

軍令部長更迭一回調決定に對し、海軍と軍部...

首相は「誤解を生じて居る」と云ひ、加藤...

海軍軍令部出仕海軍中將 野村吉三郎...



行政官廳

内閣

内閣は國務大臣を以て組織し、總理大臣これに首班として機務を奏宜し、旨を承けて行政各部の統一を保持する。閣議に附せらるべき事項は、(一)法律案及び豫算、決算案、(二)外國條約及び重要な國際條件、(三)官制又は規則及法律施行に係る勅令、(四)諸省間主管權限の爭議、(五)天皇より下附せられ、又は帝國議會より送致された人民の請願、(六)豫算外の支出、(七)勅任官及地方長官の任官及び進退等、各省主任の事務と雖も、高等行政に關係し事應の稍重きものは亦總て之に附議される。事の軍機軍令に依り奏上するものは、天皇の旨に依り之を内閣に下附せらるるは、件を除く外、陸軍大臣、海軍大臣より内閣總理大臣に報告せしめられる。各省大臣の外、特旨に依り國務大臣として内閣員に列せしめられることもある。

各省通則

各省官制通則大要左の如し。大臣一各省大臣は主任の事務につき其責任を同時に、國務大臣として天皇輔弼の責に任ずる。政務次官一各省一人。大臣を佐け、政務に參畫し、帝國議會との交渉事項を掌理する。事務次官一各省一人。省務を整理し、各局長の職務を監督する。局長一各省とも省務を分掌する爲め若干の局を設け、各局長一人を置く。局長は局長の命を受け、其主務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。書記官一大臣の命を受け、機密事務を掌る。其他の吏員一以上の外、各省に屬を置き上各官の指揮を受け、庶務に従事せしめる。其出来るは必要に従ひ特別の職員を置くこと出来る。

各省組織

外務省(麹町區霞ヶ関一丁目)一亞細亞、歐米、通商、條約の四局に分たる。外に情報部及び文化事業部の設けあり。内務省(麹町區大手町一丁目)一神社、地方警備、土木、衛生の五局に分たれ、外局に社會局、中央職業紹介事務局及復興事務局等がある。大藏省(麹町區大手町一丁目)一主計、主税理財、銀行の四局に分たれ、外に預金部の設けあり。外局には警備管理、造幣局及專賣局がある。陸軍省(麹町區永田町一丁目)一人事、軍務整備、兵器、經理、醫務、法務の七局に分たる。海軍省(麹町區霞ヶ関二丁目)一軍務、人事教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分たる。司法省(麹町區西日比谷町)一民事、刑事、行刑の三局に分たる。文部省(麹町區大手町一丁目)一専門學務、普通學務、實業學務、社會教育、圖書、宗教の六局及び學生部に分たる。農林省(麹町區大手町一丁目)一農務、山林水産、畜産、蠶種の五局に分たる。商工省(京橋區木挽町一丁目)一商務、工務、鑛山、貿易の四局に分たれ、外に中央度量衡檢定所、地質調査所及び保險部の設けあり。外局には特許局、製鐵所、臨時産業合理局等がある。逓信省(麹町區大手町二丁目)一郵務、電務、工務、電氣、管船、航空、經理の七局に分たれ、外局には貯金局、簡易保險局、燈臺局等がある。

文官任用

文官任用は(一)一般委任官たる資格を有するものにして、又は委任文官として、二年以上高等官三等の職にありたるものより任用され、(二)一般委任文官たる資格を有せざるも、二年以上委任文官の職にありたるもの、又は委任官として、二年以上高等官三等の職にありたるものは、高等試験委員の銜を経て之に任用するを得、(三)陸海軍將官は、各其部内の勅任文官に任用するを得。勅任文官一(一)一般委任官たる資格を有するものにして、又は委任文官として、二年以上高等官三等に在職し、功績顯著なる者は、特に勅任官の待遇を與へられることがある。

官吏懲戒

職務上の義務に違背し、又は職務を怠りたる時、職務の内外を問はず、官職上の威嚴又は信用を失ふべき行為ありたる時、官吏は其情の重輕に従ひ(一)、免官(二)減俸(三)謹慎の處分を受ける。免官(二)減俸(三)謹慎の處分を受けたものは爾後二箇年間に官職に就くことが出来ぬ。減俸は一箇月以上一年以下俸月割額、若しくは月俸三分一以下の範圍内に於て決せられる。

高等試験

委任文官、外交官、領事官、判事等の任用資格は、特別の規程あるもの外は、凡て高等試験に依つて檢定される。高等試験は、豫備試験及び本試験の二段に分たれ、毎年一回東京に於て行はれる。豫備試験に合格したるものなければ本試験を受くること能はず、又禁錮以上の刑に處せられた者及び破産者にして復権を得ざるものは、高等試験を受けることが出来ない。高等試験を受けるには本試験一科に付手数料十圓を納めなくてはならぬ。

行ふ試験に合格したる者でなければならぬ。次に(一)高等學校高等科を卒り、若しくは大學豫科を修了したる者、又は文部大臣の定むる所に依り之と同等以上の學力を有すと認められたる者は豫備試験を免ぜられ、(二)一たび豫備試験に合格したる者は爾後豫備試験を受くるを要しない。本試験一科は試験を受ける必要なる學識及び其の應用能力を有するや否やを考試する爲のもので、行政科、外交科及び司法科の三科に分たれ、二科以上の試験を併せ受けることが出来る。而して本試験は筆記及び口述の二で、筆記試験に合格したるものでなければ口述試験を受けることが出来ない。民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、破産法、其他高等試験委員の必要と認められた科目の筆記試験及び口述試験は、受試者に法文を示して行はれる。

【行政科試験】の筆記試験は(イ)必須科目憲法、行政法、民法、經濟學、(ロ)選擇科目哲學概論、倫理學、論理學、心理學、社會學、政治學、國史、政治史、經濟史、國文及漢文、商法、刑法、政治學、農林政策、訴訟法、刑事訴訟法、財政學、農業政策、商業政策、工業政策、社會政策の中から三科目を選択せしめる。尙ほ行政科試験の口述試験は、行政法及び受試者の受験したる筆記試験の科目中、その志望に係る他の二科目に就て行はれる。【外交科試験】の筆記試験は(イ)必須科目憲法、國際公法、經濟學、外國語(外國語は英語、佛語、獨語、支那語及び露語の中から一種、但し受試者の願により其の選擇したる外國語の外、他の國語を併せ課せらるることあり)、(ロ)選擇科目哲學概論、倫理學、論理學、心理學、社會學、政治學、國史、政治史、經濟史、國文、論理學、經濟學、外交史、國文及漢文、民法、商法、刑法、行政法、國際私法、財

内閣

試験外交科試験に合格し、二年以上外交官又は領事官の職にありたるもの、(三)二年以上判事又は檢察官の職にありたるもの、(四)裁判所構成法に依り判事、檢察官又は司法官試験たる資格を有し、二年以上上陸、海軍法務官、朝鮮總督府若しくは南洋廳の判事若しくは檢察官、又は臺灣總督府法院、若しくは關東廳法院の判官、若しくは檢察官の職にありたるもの、以上何れかの資格を有たなくてはならない。二年以上委任文官の職にありたる者は、文部大臣に限り委任官に任用される。

各省通則

各省官制通則大要左の如し。大臣一各省大臣は主任の事務につき其責任を同時に、國務大臣として天皇輔弼の責に任ずる。政務次官一各省一人。大臣を佐け、政務に參畫し、帝國議會との交渉事項を掌理する。事務次官一各省一人。省務を整理し、各局長の職務を監督する。局長一各省とも省務を分掌する爲め若干の局を設け、各局長一人を置く。局長は局長の命を受け、其主務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。書記官一大臣の命を受け、機密事務を掌る。其他の吏員一以上の外、各省に屬を置き上各官の指揮を受け、庶務に従事せしめる。其出来るは必要に従ひ特別の職員を置くこと出来る。

各省組織

外務省(麹町區霞ヶ関一丁目)一亞細亞、歐米、通商、條約の四局に分たる。外に情報部及び文化事業部の設けあり。内務省(麹町區大手町一丁目)一神社、地方警備、土木、衛生の五局に分たれ、外局に社會局、中央職業紹介事務局及復興事務局等がある。大藏省(麹町區大手町一丁目)一主計、主税理財、銀行の四局に分たれ、外に預金部の設けあり。外局には警備管理、造幣局及專賣局がある。陸軍省(麹町區永田町一丁目)一人事、軍務整備、兵器、經理、醫務、法務の七局に分たる。海軍省(麹町區霞ヶ関二丁目)一軍務、人事教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分たる。司法省(麹町區西日比谷町)一民事、刑事、行刑の三局に分たる。文部省(麹町區大手町一丁目)一専門學務、普通學務、實業學務、社會教育、圖書、宗教の六局及び學生部に分たる。農林省(麹町區大手町一丁目)一農務、山林水産、畜産、蠶種の五局に分たる。商工省(京橋區木挽町一丁目)一商務、工務、鑛山、貿易の四局に分たれ、外に中央度量衡檢定所、地質調査所及び保險部の設けあり。外局には特許局、製鐵所、臨時産業合理局等がある。逓信省(麹町區大手町二丁目)一郵務、電務、工務、電氣、管船、航空、經理の七局に分たれ、外局には貯金局、簡易保險局、燈臺局等がある。

文官任用

文官任用は(一)一般委任官たる資格を有するものにして、又は委任文官として、二年以上高等官三等の職にありたるものより任用され、(二)一般委任文官たる資格を有せざるも、二年以上委任文官の職にありたるもの、又は委任官として、二年以上高等官三等の職にありたるものは、高等試験委員の銜を経て之に任用するを得、(三)陸海軍將官は、各其部内の勅任文官に任用するを得。勅任文官一(一)一般委任官たる資格を有するものにして、又は委任文官として、二年以上高等官三等に在職し、功績顯著なる者は、特に勅任官の待遇を與へられることがある。



政學、商業政策、商業學の中三科目。口述試験は外國語(筆記試験に於て受験したるもの)國際公法及び受験者の受験したる筆記試験の科目中、其の志望に係る他の二科目に付て行はれる。

【司法科試験】の筆記試験は(イ)必須科目憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法又は刑事訴訟法(受験者の選擇に任する)、(ロ)選擇科目 哲學概論、倫理學、論理學、心理學、社會學、國史、國文及漢文、行政法、破産法、國際公法、民事訴訟法又は刑事訴訟法(必須科目に於て受験者の選擇せざるもの)國際私法、經濟學、社會政策、刑事政策の中二科目。口述試験は受験者の受験したる筆記試験の科目中、其の志望に係る三科目(但しその中一科目は民法又は刑法)に付て行はれる。

特典一科の筆記試験に合格したる者は、願に依り翌年に限りその科の筆記試験を免ぜられる。又一科の本試験に合格したる者は、願に依りその既に受験したる科目の試験を免ぜられる。但し行政科本試験を受けんとする者に在りては行政科、外交科本試験を受けんとする者に在りては國際公法、司法科本試験を受けんとする者に在りては民法又は刑法(受験者をして其の志望せしむ)の試験は免ぜられないこととなつてゐる。

資源調査

四年四月公布の資源調査法は同年十二月一日から帝國統治の全範圍に亘り施行され、同時に資源調査令其他資源法規の公布を見たが、各官廳に於て定期に遂行する調査事項を所管別に記すことと通じてある。

四年九月以降(本書五年版刊行以後)に於ける各種委員會、調査會の業績及び其新設改廢等左の如し。

行政裁判及訴訟法委員會—政府は田中内閣時代に於て臨時法制審議會に諮問して答申案を得た行政裁判法改正、訴訟法改正並に權限爭議裁判に關する三法律の條文を起草する爲め、四年九月官制に依らざる行政裁判所法(草案)改正委員會を内閣に設置し、平沼男(會長)以下委員二十五名を任命した。

法制審議會—政府は四年十月、商法改正の要綱如何との諮問を本會に提出し、同時に大谷隆典、長田寅二郎氏外七人の臨時委員を任命した。

各種調査會業績

資源調査會—四年十二月諮問案第五號資源調査會の用語統一の一般方針並に標準用語の決定及び其使用普及に關する一部答申を爲したが、尙ほ諮問案第六號として同月更に「我國に於ける科學的研究の現狀に鑑み之が改善に關する一般方針如何」との新諮問に接し、翌年三月それには差當り左記事項の實施を期するを以て實際的に最も緊要なりと認むとの答申を爲した。

一、各方面の研究機關に、研究事項其他の研究状況を調査綜合し、其間に於ける重複及間隙を明らかにしむると共に、之を各研究機關等に通報すること。

二、各種研究事項に應じ現存の機關を利用して、又は必要に應じ聯絡會議を設けて研究の發表紹介其他相互聯絡を設けて研究の結果の産業化乃至研究事項の實際化に努むること。

三、同種研究事項に付、關係研究者及專家等を以て研究組合を組織せしめ、之が助成の措置を講ずる等廣く協同研究を促進すること。

四、國として最も發達を必要とする研究事項を調査公表し、且つ資源の統制運用準備の見地に於て特に必要あるもの等に付ては、之が研究を民間に委嘱する等、特殊なる助成の措置を講ずること。

民間同志會との政策協定に淵源して、四年十一月標題の審議會が陸軍大臣監督の下に設置され、左記事項の諮問を受けた。

一、現役兵及び其家族の待遇に關する件。二、在郷軍人及び其家族の待遇に關する件。三、遺族及び其家族に戦死公傷病死者の遺族に對する待遇の件。

神祕制度調査會—神祕制度に關する重要事項を調査審議する爲め、四年十二月、内務大臣を會長とする標題の調査會が設置された。

資源調査會—四年十二月諮問案第五號資源調査會の用語統一の一般方針並に標準用語の決定及び其使用普及に關する一部答申を爲したが、尙ほ諮問案第六號として同月更に「我國に於ける科學的研究の現狀に鑑み之が改善に關する一般方針如何」との新諮問に接し、翌年三月それには差當り左記事項の實施を期するを以て實際的に最も緊要なりと認むとの答申を爲した。

一、各方面の研究機關に、研究事項其他の研究状況を調査綜合し、其間に於ける重複及間隙を明らかにしむると共に、之を各研究機關等に通報すること。

二、各種研究事項に應じ現存の機關を利用して、又は必要に應じ聯絡會議を設けて研究の發表紹介其他相互聯絡を設けて研究の結果の産業化乃至研究事項の實際化に努むること。

三、同種研究事項に付、關係研究者及專家等を以て研究組合を組織せしめ、之が助成の措置を講ずる等廣く協同研究を促進すること。

四、國として最も發達を必要とする研究事項を調査公表し、且つ資源の統制運用準備の見地に於て特に必要あるもの等に付ては、之が研究を民間に委嘱する等、特殊なる助成の措置を講ずること。

五、研究者の保護に關する施設の伸張を計り、研究功勞者に對する特別表彰の途を開くこと。

六、一般に官立研究機關の經費を一層充實するに努め、尙ほ收支の手續等につき特別なる簡易取扱ひを認むる様考慮すると共に、特に中央に研究助成金を設けて之を適當に交付する方法を採用すること。

七、以上各項は何れも各省の事務に至大の關係を有し、その間聯絡協力を必要とする存在するものに拘らず、現在この種機關の事務の聯絡統制に當らしむるため、内閣部内に中央事務機關を設置し、當該部局をして科學的研究の整備充實及びその利用の増進に關する統制的事項を掌らしむるを以て最も緊要なる措置なりと認む。

社會政策審議會—左記答申を了し、十二月其會廢止となる。

【失業救済緊急對策】として左記施設を必要とし、

一、公私事業の施行に關しては、左記要綱に依り失業防止並に救済に努むること。

(一)國、公共團體又は民間に於て既に決定せる事業の實施に關しては其の施行の時期、地域、方法等に關し關係各方面の聯絡を密にし、以て事業の施行をして失業の防止並に救済の爲め最も有効ならしむるに努むること。

(二)地方公共團體の爲めに緊要なる場合に於ては起債を許可すること、(三)民間事業に關しては其の施行が失業の防止又は救済に寄與すること大なるものなるときは許可又は認可を必要とする事業は成るべく速に之を許可すること。

(四)被保險者の傷病治療し療養と爲りたるときは又は一定期間を経過し尙ほ傷病が治癒せざるときは療養手當金を支給すること、(八)被保險者分擔したるときは分擔費及産前四週間産後六週間出産手當金を支給すること、(九)被保險者死亡したるときは埋葬料及遺族手當金を支給すること。

(一〇)被保險者資格喪失の際一定期間被保險者たりし者に對しては脱退手當金を支給すること、(一一)保險給付の決定に關し不服ある者は船員保險審査會に審査を請求することを認むこと。

【關稅改正方針】(一)縮減、鐵の筒及管、生絲、牛肉、高粱及びセメントに對する關稅を輕減又は廢止すること、(二)此外尙ほ審議を盡すべきものあれども豫定の期間内に之を遂行すること困難なるを以て、政府は他の適當なる機關に依り引續き左記の方針に基き關稅の整理に關する審議を遂げられんことを認む。

イ、我が産業中適當なる關稅の保護を受け居るものあらば之を輕減又は廢止すること。

ロ、現在の關稅に依て保護を受ける産業中發達の見込なきものあらば之が關稅を廢止すること。

ハ、關稅に依り保護せらるる物品中現在我が邦に於て當該物品又は其の代用品が生産せられず且將來生産の見込なき種類のものに對する關稅は之を廢止すること。

ニ、總ての保護關稅に成るべく實施期間を定むること。

國際貸借改善審議會—左記答申を了し、十二月其會廢止となる。

【船舶金融に關する件】國際貸借改善の一方策として本邦商船の素質の改善を促し、以

又は認可すること、(四)失業救済の爲め特に緊要なる場合に於ては政府は地方公共團體に失業救済事業を起與せしむる等應急の措置を執ること、(五)少額給料生活者の失業の防止並に救済に關しては前記各條の例に依ること。

二、公私事業調節の爲め左記要綱に依り事業調節委員會を設くること。(一)委員會は内務大臣を會長とし、失業問題主管官廳、失業に關係する労働者を多數使用する事業官廳、失業に關係する労働者を多數使用する事業に付許可の権限を有する官廳、其他必要なる方面の代表者を以て組織す。必要ある地方に於ては右に準じ地方長官を會長とする事業調節委員會を設くること、(二)委員會は失業の防止並に救済の爲め、最も有効なる事業を選択し、其の施行を促進するの方途を考究し、又事業施行の時期、地域、方法等を失業の防止並に救済の爲め最も有効な方法ならしむる様按排工夫し、以て關係官廳の諮問に應じ又は建議を爲し、更に官公署用品の注文に關してもその時期、方法等に付失業救済に資する様考究すること。

【我海運の振興を計る爲め船舶金融に關する施設を爲すの必要ありと認む。】(要綱)日本興業銀行を以て興業債券の發行に依る造船資金の低利融通を爲さしめ、政府は之に對し相當の補助を爲すこと。

【輸出補償制度に關する件】輸出貿易に際して當業者が特に不安を感じる取引に對して政府は地域を指定し、輸出荷爲替の買入による銀行の損失を補償すること、但し政府が特に認めたる約束手形に對しても同様に補償すること。

【貿易行政機關の統制に關する件】貿易行政の中核機關を設置し各省に分屬する貿易關係事務の統制聯絡を計らしむる必要ありと認む。右機關には參與を置き關係各省の關係官を以て之に充つるものとす。

【外資誘致に關する件】國際貸借改善の一方策として外資誘致の必要なることは諸外國の實例に徴するも疑を容れざる所なるを以て、政府に於て此際左記要綱により外資誘致施設の整備充實を計られんことを望む。

(一)政府部内に中央機關を設置し外資誘致に關する施設の統一連絡及び促進を計ること、(二)右中央機關の諮問機關として官民合同の委員會を設置すること、(三)差當り左記事項を實施すること、(四)政府はこれが遂行に付必要なる援助を與ふること、(イ)北米、歐洲、太平洋沿岸諸邦等に順次我國の紹介宣傳を行ふこと、(ロ)我國特有の文物及天然の風光を保存維持すると共に遊覽地の開發改善を計ること、(ハ)宿泊設備及交通機關の充實改善を計ること、(ニ)外人旅客に接する旅館業者等を誘致し且外客の遊覽觀光上の便宜を増進すること。

【其他の方策】國際貸借改善の方策は固より以上を以て盡きたりとすべからず、輸入防遏、輸出の奨励、貿易外收入の増進等に付講ずべき具體的方法尙幾多存すべきも、之

を一般經濟的方面より論ずれば畢竟公私經濟の緊縮、能率の増進、産業の合理的發達を促すと共に、通貨の適當なる調節、生産費の低下を圖ること最も肝要なり、政府は此の見地に於て引續き調査研究を重ね以て其の實現を期せられんことを望む。

衆議院議員選舉正審議會—五年一月内閣直屬の機關の審議會設置され、總理大臣會長の下に關係各省高等官、貴族兩院議員、學者等から二十四名の委員が任命された。選舉法改正の眼目となる點は(一)選舉權、被選舉權の年齢制限の低下、(二)婦人參政權、(三)比例代表制(一)區制の改正、(二)選舉公營等であるが、更に政治教育の普及の改正要否、政黨法認の要否、黨費公開の要否、司法警察の獨立及黨籍離脱に依る制限規定の要否と云ふが如き根本問題迄も調査する事になつてゐる。

米穀調査會—五年三月、米穀の需給及價格の調節に關し執るべき方策—を左の通り答申した。

一、米價の基準を設定するは緊要なりと認む、仍て政府は速に米穀法の發動に必要なる米價の最高最低基準を調査決定すべし。

二、農業倉庫を奨励し、之に低利資金を融通すること。

三、内地に移出する朝鮮米の數を月別平均的に調節する爲め、速に朝鮮總督府に於て適當なる方策を樹立すべし。

四、外國米輸出入許可制度を設け、一定數量の輸入を許可し、同時に輸出もも許可を受けしむること、(一)外國米輸出の管理統制を圖ること、(二)外國米輸入の管理統制を圖ること。

五、從來の米穀需給調節特別會計の損失を一概會計に移すこと。

都市計畫委員會—東京、横濱兩市に於ける

特別を規定した特別都市計畫委員會は五年三月限り廢止となり、同時に一般都市計畫委員會の官制を改正して、東京に限り會長を内務次官とし、警視總監及び府知事を委員に加へる事にした。

人口問題調査會—左記答申及び決議を申達し、五年四月其會廢止となる。

【人口統制に關する諸方策】(一)社會衛生の發達、國民保健の向上を圖り特に結核防止に努むること、(二)地方農村に都市労働者住居地域等に於ける衛生保健施設に特に力を致すこと、(三)女子體育の奨励、女子榮養の改善を圖ること、(四)保健衛生上の見地より女子職業に關する指導を行ふこと、(五)女子及幼少年者の労働保護並に幼年者酷使の防止に遺憾なからしむること、(六)母性保護及児童保育に關する一般社會施設を促進すること、(七)結婚、出産、避妊に關する醫事上の用談に應ずる爲め適當なる施設を爲すこと、(八)避妊の手段に供する器具、藥品等の頒布、販賣、廣告等に關する不正行為の取締を施行すること、(九)優生學的見地より諸施設に關する調査研究を爲すこと。

【生産力増進に關する方策】(一)産業政策は民間企業の自主的作興の機運を醸成せしむることを眼目とし、國家の直接保護は必要と止むを得ざる場合に止め、産業發達の障礙となるべき原因を除去することに努むること、(二)國民經濟の根幹たるべき主要工業に關する根本的調査を遂げ、之に對する國民的自覺を喚起し其の發展を期すること、(三)技術の改良發明の奨励に力を致し、特に新工場の新設を充實するの途を講じ、互に資源の供給を充實するの途を講じ、海外移轉の施設を爲すに當りては特に此點を考慮すること、(五)合理的統制及經營の方針の下に産業制度及企業組織の改善

を期し、生産費の節約、生産能率の増進を圖ること、(六)農地及小作制度の改善を期し農事の改良、技術の應用に力を用ひて農業の衰退、農村の疲弊を防止し農業並進の實を擧ぐること、(七)地方の産業並に農村の普及發達に努め、就中工場地方の分佈を圖り、農村の工業的副業を奨励する等職業及労働の配分を適當ならしむること、(八)農業及小工業に關して産業組合其他の組合制度の促成刷新を期すること、(九)労働力の保護増進に關する労働政策を確立すると共に、労働立法の完備を期すること、(一〇)労働能率及労働時間に關する基本調査を行ふこと、(一一)労働教育の普及及發達を期すること。

【分配及消費に關する方策】(一)生計費及其の指數に關する調査を繼續的行ふこと、(二)教育制度の整備實施に努むると共に、最低賃銀制度、各種社會保險等生活保障に關する適切なる施設を調査實行すること、(三)失業保險其他職業保障に關する適切なる施設を調査實行すること、(四)株主配當に重複投資の制限、其他分配の公正を期せんが爲め適當の方途を講ずること、(五)不勞所得の制限、奢侈の防止を目的とする稅法改正を期すること、(六)生活必需品の供給に於ける独占並に價格協定に對し監督を嚴にすること、(七)都市に於ける住地住宅の整理改善、就中不良住宅の根絶を圖り其の完備を期すること、(八)小運送其他の運輸施設、市場其他の販賣組織並に質屋其他の金融機關の改善を期し其の充實整備を圖ること、(九)消費組合其他協同組合の普及發達を圖る爲め其の奨励助長を爲すと共に之が法制的完備を期すること、(一〇)消費の節約、貯蓄の奨励に關し時代に適應する計畫を案じ、虛禮冗費の因襲打破に努

むること、(一一)消費の合理化に關する調査研究を行ひ、且つ之が實行に關する諸般の施設を講ずること。

【社會省設置の件】我國目下の情勢を察するに人口の増殖、失業の發生、都市の膨脹、農村の疲弊等相俟て重大深刻なる幾多社會問題の發生を見つゝあり、今にして之が對策を定め計畫を立てるにあらざれば禍根を後年に貽する憂なしとせず、仍て政府は社會省を設置し社會政策の確立を期して人口問題其他一般社會問題の解決に力を致されんことを望む。

【常設調査機關の件】我國の人口問題は常時調査研究に從ひ其の真相を明にして之に基き隨時其の對策を講ずるにあらざれば、問題解決の針路を失ひ、對策施設の基準を誤り、洵に憂ふべき事態に陥ることなしとせず、然るに現在の人口食糧問題調査會は政府の諮詢に應じ政府に建議する外、常時に於て調査研究を行ふに過ぎざる憾あり、加ふるに人口問題は其の性質上國際的見地より之を講究し、國際機關との聯絡を圖ると亦必要なり、依て政府は此際速に人口問題に關する常設調査機關として研究所を設置し、並に諮詢機關として委員會を附設せられんことを望む。

失業防止委員會—政府は失業問題の根本方策を樹立する爲め五年四月内務大臣を會長とする失業防止委員會を設置した。此委員會は從來の委員會とは全くその構成を異にし、即ち委員會の内部に對策部及事業調節部を置き、且對策部及事業調節部は夫々獨立的に審議を進め得るのみならず、審議の結果得たる具體策は其儘總會の議決と認め總會を附かず直ちに實施し得る事にした。

商工會議會—現内閣に至り田中前内閣の發

した諮問全部を撤回し、新に左の諮問を提出した。

一、企業經濟を合理化し投下資本の能率を増進せしむるに付有效適切なる具體の方策如何。

二、海外貿易振興に關する有效適切なる方策如何。

三、小賣制度の改善に關する具體の方策如何。

四、石炭石油及び其代用燃料に關する具體的方策如何。

之に對し本會は五年五月迄に順次左の答申案を可決し、七月本會廢止となつた。

【産業合理化方策】左記の如きは此際最急施を要するものと認む、但し之が實行に當りては特に官民關係諸方面の連絡協調を圖ること必要なり。

一、官營事業の民營的經營及其整理 我國に於ける官營事業は其經營方針合理的ならざるもの多く、又時勢の進退に鑑み民營に移し得るもの尠からず、依つて速かに其經營方針を民營化すると同時に、充分的なる調査を遂げ、事業によりては之を民營又は官民公營事業と爲し、以て投下資本の能率を増進せしむる事緊要なりと認む。

二、企業間の促進 各種産業毎に生産配給及消費の三點より考察して其の企業間の合同を圖ること我産業界の實情に徴して左記方策の如きを有效なりと認む。

(イ)株式、社債に付て事業の合同を便ならしむるが如き規定を設けること、(ロ)保險界の現状に鑑み株式會社と相互會社との間の組織變更を認むること、(ハ)合同の場合に於ける登録稅等を減免すること、(ニ)監査役の制度を改善し其の監査の實效を擧げしむると共に、貸借對照

表の内容を整備し會社の資産状態を明瞭ならしむること。

三、企業聯合其他同業者協定の勸奨 前項の趣旨に依り同業者間又は關係業者間の事業經營に關する各種の協定を勸奨すること亦極めて必要なり、即ち生産協定、生産額、販賣、價格等に付適當なる協定を爲し、同業者間に於ける不必要なる競争を防止すること。

四、各企業間の能率の増進 各企業の内部に於て管理、經營及技術の各方面に互に詳細なる調査研究を爲し能率の増進を圖り、以て生産費を低下すること必要なり、殊に製品種類の單純化及製品の寸法、形状、材料等の規格統一を爲し、單種多産に依り生産能率の増進を圖るの要ありと認む。

五、政府許可事業の統制 現在政府の許可を受けたる事業(保險事業、電氣事業の如き)に付政府に於て合理化を行ふの要ありと認め、今後許可せらるべきものに付ては特に産業合理化の見地より嚴密なる調査を爲して其の許可を決するの要あり、又現在許可事業に非ざるも、國民經濟の大局より觀て自由企業に對して或程度の規律統制を加ふることを必要とするが如きものに對しては、之を新に許可事業とするに付ても相當考慮の要あるべし。

六、試験研究機關の聯絡統一 官公私立の試験研究機關の間に聯絡協同を保つことは、産業合理化の基礎的施設として極めて必要なりと認むるが故に、政府は之に必要なる施設を講ずるの要ありと認む。

【海外貿易振興に關する方策】(一)輸出補償制度を速急實施しこれと共に輸出業者の損失補償の方法を設けること、(二)輸出組合を助成し海外における不當競争を避け販路

の擴張を計ること、(三)通商條約又は關稅協定締結の進行を計ること、(四)旅商制度を復活すること、(五)海外電報料金輕減に關する方策を講ずること。

【小賣制度の改善に關する方策】(一)營業上の無駄を省き營業費の低減を計り、かつ商計と營業費との混同を避けること、(二)商品の安價仕入を計ること、(三)販賣の合理化を計ること、(四)現時の中小小賣商の金融難は、これを緩和することに努めればならぬ、この金融難の原因は一は中小小賣商の信用能力の薄弱、二は中小小賣商に對する金融機關の不整備、三はその融通方法の不完備にあるからこれを改善すること。

【燃料政策】

一、石油及代用燃料に關する方策 (一)國內石油資源の開發、(二)國內石油企業組織の改善、(三)國產獎勵の徹底、(四)製油工業の確立、(五)海外石油資源の確保及開發、(六)石油代用燃料工業の助成及び研究の奨励。

二、石炭に關する方策 (一)國內石炭資源の開發、(二)石炭企業組織の改善、(三)石炭利用の合理化、(四)海外既得石炭資源の開發及調査。

三、燃料問題審議機關の常設 燃料問題は汎く世界石油事業の推移に應じて適切な方途を講ぜざるべからざるを以て、政府は燃料問題審議機關を常設し其の諮詢に應ぜしむると共に、同機關においてもまたその適當と認むる事項に對しては隨時建議を爲す権能を有するの途を啓くはこの重要な燃料問題解決實行上最も策の得たるものなりと認む。

臨時電氣事業調査會—小泉首相は、前内閣が本調査會に諮問した電氣事業統制案を根本から覆して新規の諮問案を提出(四年十一月)したが、改廢の主要點は(一)半官半

民會社案を全然放棄したこと、(二)供給区域に關して獨占の原則に對する除外例を認むるにつき規定の上に準則を明確にする

第一、發電所及送電線の建設に關する許否は主務大臣の定むる發電及送電豫定計畫に據りて之を決定すると共に、主務大臣は統制上必要ありと認むるときは電氣事業者に對し左の命令を發し得るものとす

發した。一、時局に鑑み我經濟界立直しの爲め企業統制を必要とする産業並に其の統制の方策如何

り各種の事項を擧ぐる事を得可しと雖も結局雖然たる中小工業の金融はその同業者協同組合をしてこれに當らしむるを最も適當とす、而してこの組合による資金融通を圓滑ならしめる爲には、前記の如く組合制度を整備すると共に更に金融上左の施設を講ずる事を要す

以上は能率増進の方策の二三を掲ぐるに止り、其の具體的細目にて官民産業機關の各般に互り協力して調査研究と指導とを圖るの要あるを以て、各産業機關の統制と指導厚生とを圖る中央の調査審議機關を設け、關係者各官廳に於て從事すべき産業合理化の實行に資し、民間産業の統制と能率の増進を期すものたるに其の施設を爲すと共に政府部内に實行機關を急設せられんことを望む

發達を助長するを要と認む。(一)アルミニウム工業を本邦に創設するに當り採用すべき製造方式、生産規模、原料及電力取得の方法及工場位置等に関し、政府は民間と協同して速かに調査を遂げ、本工業創立の諸條件を確定すること、(二)アルミニウム製造會社の設立を見、其の事業を開始するに至りたる時は相當期間適當なる保護奨励の方法を講じ本工業の健全なる發達を助長すること、(三)内地及植民地産原料「アルミナ」を製造する方法に關し研究をんとするものに對しては適當なる奨励方法を講ずること

務局を増設し且つ一層現業化せしめ、特に集團的及季節的労働移動に注意すること、(二)中央及地方職業紹介事務局の規模を更に擴大すること、(三)營利職業紹介所及労働者募集の取締は凡て警察事務に屬してその密接せる連絡を圖ること、(四)職業紹介事務局に勤務官を置き紹介所の監督連絡を取らしむること、(五)職業紹介所に対する分庫補助を増額して經常費二分一(現在六分一)、建設費四分三(二分一)と爲すこと、(六)職業紹介所の基準を定め新に職員資格規定を制定し、且つ所員養成機關を新設すること、(七)紹介所の連絡を一層適切に行ひ成るべく所長に裁量を任せ完全敏捷を圖ること、(八)紹介機關の連絡を圖り電話架設通信交通關係につき關係官廳の援助を請ふこと、(九)植民地に職業紹介所を設けると、(一〇)職業指導機關、再教育等の普及を圖ること、(一一)學校と職業紹介機關との聯絡を緊密にし卒業生の就職に努力すること

の實施は左記事項に依ること(主要點のみを掲ぐ)即ち(一)文部省に體育局、各地方廳に體育課設置、(二)文部省に體育官、地方廳に體育主事を置く、(三)體育運動保護所設置、(四)高等專門學校、中等學校に體育課、(五)高等專門學校、中等學校に體育運動の増進、(六)學校體育費計上、(七)體育施設に補助金交付、(八)學校運動場開設、(九)女子專用運動場設置、(一〇)各運動場、(一一)選手権競技會は正系の體育運動團體に於て若しくは其の承認を得て之を行ふ(二)運動競技會開催方針確立、(三)入場料徴収に關する方針確立、(四)運動選手制度を定む、(五)運動選手職業化防止、(六)明治神宮外苑に各種運動場を完成して本邦體育運動の中心たらしむること

改正された。之は官私鐵道から黨弊を一掃せんとする江木鐵相案、從來地方鐵道の建設に於てのみ同會議の議決を要するに過ぎなかつたが、この改正でその權限を擴張し、地方鐵道の買収、補償、借入、管理、受託等、苟くも地方鐵道の産業上政治上重要影響ある事項は凡て政府の專斷を廢し會議への諮詢を要する外、從來貴衆兩院議員多數を含める六十名の議員定数を三十名に縮小し、兩院議員は最少限の六名を限り、又政府委員中に會計検査院長の如き嚴正中立の人を含ませ、其他學識經驗ある者、鐵道事業に十五年以上の經驗ある者各六名づつを加へ、鐵道常務の全般に互つて嚴正なる批判の下に置くことにしたのである

【自動車工業樹立方策】政府は速に左記事項に據り本工業の確立を促進助長するの必要ありと認む。(一)當初製造に著手する自動車の種類は貨物自動車及乗合自動車を目標とすること、(二)製造規模は少くとも今後五年目にして年産五千臺程度のもゝとする

【體育運動振興方策】(一)國民能力の圓滿なる發達を期すの爲め、知育偏重の弊を棄て體育の普及を圖ること、(二)廣く内外の運動種目に互りその長を採り短を棄て、特別に運動精神の涵養に留意すること、(三)科學的研究を基礎とせる體育の合理的指導を一層十分に、以て國民體位の向上を期すること、(四)女子の健康を増進し、且つ次代國民の體位を優良ならしむる爲め、特に女子體育の振興を圖ること、(五)體育運動の實行に關し陥り易き弊害を防ぎ、以て其効果を一層顯著ならしむること、(六)以上

【國產獎勵方策】今日我國工業も相當發達し、國產品中品目に依りては輸入品に比し品質及價格の上にて毫も遜色なきもの多きに拘らず、尙ほ盲目的に輸入品を以て國產品より優劣なりとする風習あり、右の弊風を打破する爲め從來政府に於ても國產品の使用奨励に關しては相當施設するところありと雖、我國經濟界の現狀に鑑み之を一層徹底せしむるの必要あり、左の事項は之が差當り急務を要するものと認む

文官俸給

親任官を除く外、高等官は九等に分れ、親任官及び一二等官は勅任、三等乃至九等は奏任である。高等官の俸給は別段の定めがあるもの、外は左表に依つて給される。判任官は若干の例外はあるが、十一級に區分され、月額四十圓より最高百六十圓に至り、年功あるものは特に二百圓まで給せられる。

Table of official salaries for various ranks and positions, including titles like '親任官', '總理大臣', '各官', and salary amounts.

文官恩給

(一)文官、(二)教育職員、(三)警察監獄職員及び(四)待遇職員(判任官待遇以上の神宮司職職員、神宮神部署職員、官國幣社の神職、監獄の保健技師、保健技師、教師、教師、作業技師、感化院職員、矯正院職員及び地方待遇職員)に依り判任官以上の待遇を受ける者にして、勅令を以て指定されるもの、並びに以上の外國庫より俸給又は給料を受ける待遇職員にして、勅令を以て指定されたもの、を公務員とし、公務員及び準公務員(準文官及び準教育職員を謂ふ)並に其遺族は恩給法に依つて恩給を受けるの権利を有する(軍人も亦公務員として同一法規の下に同一に遇せらるるのであるが、本書では軍人恩給は「國防」の部に別に掲げることにした)

加給の途開かる。後者において、在職年十五年以上に給するべき普通恩給の額を通過時、準文官及び準教育職員には、退職當時の俸給年額の百五十分五に相當する金額を給される。

一年以上十五年未満にして在職中死亡し、又は警察監獄職員、在職年一年以上十五年未満にして在職中死亡したる場合には、死亡當時の俸給月額に相當する金額に、在職年数を乗じて給する金額を、其遺族に一時扶助料として給せらる。

準教育職員、並に其遺族の恩給は、其學校又は幼稚園の所在地を管轄する府縣又は之に準ずべき地方經濟、(三)前號以外の教育職員及び準教育職員、並に其遺族の恩給は、國庫、但し在外指定學校職員の一時的恩給を除くの外、一時的恩給は最終に之に俸給又は給料を給したる者、(四)警察、監獄職員及び其遺族の恩給は、最終に之に俸給又は給料を給したる者、(五)待遇職員及び其遺族の恩給は、國庫の負擔とし、彼此の在職年を通過して國庫或は國庫以外の經濟より恩給を給する場合に於ては、通算せらるべき在職年に應じ、國庫及び國庫以外の經濟に於て相互に之を分擔する。又(一)國庫より恩給を給する者は、其の俸給の百分一に相當する金額を國庫に(府縣費より俸給を給する文官、在外指定學校及び國庫の支辨に屬する地方費を以て維持する公立學校につきは此の限りにあらず)納付し、(二)國庫以外の經濟より恩給を給するも俸給を給せざる者に俸給を給する者は、その俸給の百分一に相當する金額を其經濟に納付するものであるが、後者の場合に於ては其納付金額の二分一に相當する金額を、國庫から其經濟に交付される。又(一)文官及び教育職員(朝鮮、臺灣又は樺太以外の地に於ける公立の小學校、實業補習學校、幼稚園及び盲啞學校、其他の小學校に類する各種學校の教育職員を除く)は毎月其の俸給の百分一に相當する金額を國庫に、(二)待遇職員は、之に俸給を給する國庫、府縣、其他の經濟に對し、其の俸給又は給料の百分一に相當する金額を納付せしめられる。

文官俸給

Table of official salaries for various ranks and positions, including titles like '官職', '年俸', and salary amounts.

Table of official salaries for various ranks and positions, including titles like '官職', '年俸', and salary amounts.

Table of official salaries for various ranks and positions, including titles like '官職', '年俸', and salary amounts.

歷代內閣

成立時及 存続期間	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農、商大臣	逓信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
明治八年八月 三・一・一〇	伊藤博文 清隆	井上馨 大隈重信	山縣有朋	山縣有朋 松方正義	大山巖	大山巖	山田顯義	森有禮	谷干城 西郷從道	榎本武揚		
明治九年九月 一・四・一五	松方正義	大隈重信	青木周藏	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城 西郷從道	榎本武揚		
明治十年六月 〇・四・九	伊藤博文	大隈重信	板垣退助	松田正久	桂太郎	西郷從道	大東義徳	尾崎行雄	大石正己	林有造		
明治十一年八月 一・一・一一	山縣有朋	青木周藏	西郷從道	松方正義	桂太郎	山本權兵衛	清浦奎吾	樺山資紀	曾禰荒助	芳川顯正		
明治十二年六月 〇・四・九	大隈重信	大隈重信	板垣退助	松田正久	桂太郎	西郷從道	大東義徳	尾崎行雄	大石正己	林有造		
明治十三年十一月 〇・五・一八	伊藤博文	西郷從道	芳川顯正	井上馨	桂太郎	西郷從道	曾禰荒助	西園寺公望	金子堅太郎	末松謙澄		
明治十四年九月 一・四・一五	松方正義	大隈重信	樺山資紀	松方正義	高島綱之助	西郷從道	清浦奎吾	濱尾新	山田信道	野村精		高島綱之助 (官)
明治十五年八月 三・一・一〇	伊藤博文 清隆	榎本武揚	井上馨 野村精 河野敏謙	松方正義	大山巖	仁禮景範	山縣有朋	河野敏謙	後藤象二郎	白根專一		高島綱之助

歷代內閣

成立時及 存続期間	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農、商大臣	逓信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
明治十六年七月 二・六・七	西園寺公望	加藤高明	原敬	松田正久	寺內正毅	齋藤實	松田正久	松岡康毅	山縣伊三郎			
明治十七年六月 四・七・五	桂太郎	曾禰荒助 小村壽太郎 小村壽太郎	內海忠勝 兒玉源太郎	曾禰荒助	寺內正毅	山本權兵衛	清浦奎吾	平田東助	芳川顯正			
明治十八年九月 〇・四・九	伊藤博文	加藤高明	末松謙澄	波邊國武	兒玉源太郎	山本權兵衛	金子堅太郎	林有造	原星亨			
明治十九年十一月 一・一・一一	山縣有朋	青木周藏	西郷從道	松方正義	桂太郎	山本權兵衛	清浦奎吾	曾禰荒助	芳川顯正			
明治二十年六月 〇・四・九	大隈重信	大隈重信	板垣退助	松田正久	桂太郎	西郷從道	大東義徳	尾崎行雄	大石正己	林有造		
明治二十一年十一月 〇・五・一八	伊藤博文	西郷從道	芳川顯正	井上馨	桂太郎	西郷從道	曾禰荒助	西園寺公望	金子堅太郎	末松謙澄		
明治二十二年九月 一・四・一五	松方正義	大隈重信	樺山資紀	松方正義	高島綱之助	西郷從道	清浦奎吾	濱尾新	山田信道	野村精		高島綱之助 (官)
明治二十三年八月 三・一・一〇	伊藤博文 清隆	榎本武揚	井上馨 野村精 河野敏謙	松方正義	大山巖	仁禮景範	山縣有朋	河野敏謙	後藤象二郎	白根專一		高島綱之助



行政官廳高官一覽

(昭和五年九月一日現在)

Table listing high-ranking administrative officials across various departments including the Ministry of Education, Ministry of Health, Ministry of Finance, and Ministry of War. Columns include names, titles, and ranks.

Table listing various committees and their chairpersons, including the Council of Ministers, the Privy Council, and numerous specialized committees in areas like education, health, and finance.

文官雇傭人員俸給 (各年末、俸給單位千圓、合計には傭人を合算す)

Table showing compensation for civil servants (文官雇傭人員俸給) with columns for rank (種別), salary (俸給), and total (合計).

官廳別文官雇傭人員 (昭和三年末、×印は三年三月末)

Large table showing civil servant compensation by office (官廳別文官雇傭人員) for the end of Showa 3, with columns for office name, rank, and salary.

恩給受領人員、金額

Table showing pension recipients and amounts (恩給受領人員、金額) with columns for rank, amount, and total.

文官恩給種別

(昭和三年、金額千圓單位)

Table showing types of civil servant pensions (文官恩給種別) with columns for category, rank, and amount.

沿革 國防

海軍

海軍—徳川幕府が多年鎖國の政策を守りし... 浦賀に來た頃には、未だ我邦には海軍の核...

兵 役

陸海軍は憲法に依り天皇の統帥せらるゝと... 國の男子(現在は内地人及び樺太人に限ら...

補助看護卒を除く)に在りては六十日以内... 右訓練を受けないものは四十日以内在營期...

の外更に左の資格を具備するはならぬ... 一、經理部幹部候補生 法律、經濟又は商...



を有し航空兵士となつたものは任官年の十二月より起算し三年、(ハ)砲、工兵諸工長の現役期間は任官年の十二月より起算し三年、(ニ)獣醫部下士の現役期間は前服役年月を通算し五年、(ホ)軍樂部下士の現役期間は樂手補を命ぜられた年の十二月より起算し五年、(ヘ)豫備役又は後備役の下士にして再び現役に服したものは、前各級兵卒にして現役下士となつたものは、前各級下士となつた年の十二月より起算し二年とし、歩、騎、砲、工、航空及び補重兵科の隊付下士(砲、工兵諸工長を除く)は四十歳、其他の下士は四十歳を以て現役年限とされたる。

一、現役に適する者は身長一・五五米突以上にして身體強健なるものとし、體格の程度に應じ之を甲種及び乙種に、乙種は之を第一乙種及び第二乙種に分つ。二、國民兵役に適するも、現役に適さないものは身長一・五五米突以上にして、身體乙種に次ぐ者及び身長一・五〇米突以上、一・五五米突未満の者にして、第三號及び第四號に該當せぬものとし、之を丙種とす。三、兵役に適さないものは身長一・五〇米突未満のもの及び一定の疾病、其他身體又は精神の異状あるものとし、之を丁種とす。四、兵役の適否を判定し難いものは、身體検査を受けた年に於ては疾病中又は病後

其他の事由に因り甲種又は乙種と判定し難きも、其翌年に至るときは甲種又は乙種に合格すべき見込あるものとし、之を戊種とす。五、兵役に適さないものとして兵役を免除するものは(一)全身畸形、(二)不治の精神病にして監視又は保護を要する者(三)癩、(四)兩眼盲(眼前三分の一を突に於て視標〇一を視別し得ないもの)、(五)兩耳全く聾したる者、(六)啞、(七)腕關節又は足關節以上にて一肢を缺いたもの。【徴集延期】左期の者の徴集を延期される。一、兵役の適否判定し難いもの。二、(イ)禁錮以上の刑に該する犯罪の爲め豫審又は公判中のもの、(ロ)犯罪の爲め拘禁中のもの、(ハ)刑の執行停止中のもの、(ニ)假出獄中のもの、(ホ)少年法の規定する所に依り感化院、矯正院又は病院に收容中のもの、(ヘ)矯正院法の定むる所に依り假退院中のもの。三、徴集に因り家族(戸主を含み、本人と世帯を同じくする者に限る)が生活不能となるべき確證あり、延期を出願したもの(二年間)。

四、中學校、實業學校(尋常小學校卒業を以て入學程度とする)修業年限五年又は同等以上の者に限る。高等學校尋常科以上年齢二十二年まで、師範學校、高等學校高等科及び専攻科、大學に依る大學豫科、修業年限三年又は四年の專門學校高等師範學校(専攻科を除く)、臨時教員養成所、實業教員養成所及び實業補習學校教員養成所、以上年齢二十五年まで。修業年限五年以上の專門學校、高等師範學校專攻科、大學に依る大學部(以上年齢二十七年まで)に在學し、延期を出願したもの。五、徴兵適齢及び其以前より帝國外の地に

在るもの(特定のものを除く)で、延期を願ひ出たもの。【徴集免除】左記の者は徴集を免除される。一、戸籍法の適用を受けないものにして徴兵適齢を過ぎ、戸籍法の適用を受くるもの、家に入つたとき。二、徴集又は入營事故者にして年齢三十七年を過ぎたとき。三、徴集又は後備兵は勤務演習の爲め召集を通過し五回以内(一年一回、陸軍に在りては三十五日以内、海軍に在りては七十日以内)召集され、第一補充兵は教育の爲め二十日以内召集される。補充兵にして軍隊教育を受けたものは勤務演習の爲め召集される。尙ほ歸休兵、豫備兵、後備兵及び補充兵に對しては毎年一回簡閱點呼が行はれる。左記各號の一に該當するものは勤務演習召集又は簡閱點呼を免ぜられる。一、餘人を以て代へる事の出来ない職に在る官吏又は官吏待遇者。二、市町村長、助役、収入役其他之に準ずる職に在る者。三、帝國議會、府縣會、市町村會、其他之に準ずるもの、議員、但し其の會期中に在るもの。四、帝國外の地に旅行又は在留する者。五、帝國外の地に往復する帝國船舶の船員

帝國は工業能力維持の爲め代換を爲し得る事を條件に倫敦海軍條約に調印したが、同條約の規定では主力艦は二隻、巡洋艦は二隻、外一等巡洋艦と共に現狀維持となつてゐる。但し艦齡が主力艦二十六年、巡洋艦二十年に延長された關係上現有艦に充分な改裝が行はれる事に内定した。日本が留保條

項として要求した古鷹級の代換は日、英、米三國間で友好的考慮を拂ひ、沈没其他亡失の場合には千石噸より大型の代換を考慮すると云ふ紳士協定で落着いた。次に輕巡洋艦の日本の現有勢力は九萬四千四百十五噸であるが、工業能力維持の爲め若干の増量を認めることとした。即ち條約は此の艦種に對し一九二〇年一月一日以前の建造に係るもの(日本では球磨級、利根より大井に至る十一隻)の艦齡を十六年とし、それ以後の建造に係るものを二十年としたので、日本は輕巡洋艦を年々七千噸宛起工することとし、合計五萬九千五百十五噸を建造し得ることとなつた。右の如く代換を許された爲め代換實行の場合廢棄すべき輕巡洋艦は十一隻、四萬八千九百二十噸で、その艦名は左の通り(代換完工後被代換廢棄)利根、筑摩、平戸、矢矧、天龍、龍田、球磨、多摩、北上、大井、木曾(北上以上下三隻は一九三六年末前に代換に着手し得るに止る)。

輕巡洋艦の日本の現有勢力は十三萬二千四百九十五噸で新條約は、五萬五千五百噸であるから、日本は二萬六千六百餘噸を廢棄する。その結果日本は左記三十四隻、二萬六千六百噸を廢棄し代換を行はぬ。一等驅逐艦(九隻)海風、山風、浦風、磯風、濱風、天津風、時津風、江風、谷風、二等驅逐艦(二十五隻)櫻、椿、橘、桐、桂、梅、楠、柏、松、杉、柳、檉、柳、桐、桑、椿、梅、橘、櫻、梨、竹、又艦齡も輕巡洋艦と區別するのが適當であるから、一九二一年一月一日以前に建造したものは、艦齡を十二年とし、それ以後のものは十六年と規定したので、日本は一九三六年末迄に左記二十七隻、二萬六千三百噸の代換を完了する權利を得た。

一等驅逐艦(十二隻、一萬四千五百八十噸)海風、濱風、沖風、島風、矢風、羽風、海風、夕風、秋風、夕風、太刀風、帆風、二等驅逐艦(十五隻、一萬一千五百五十噸)櫻、梅、橘、桐、松、杉、柳、檉、柳、桐、桑、椿、梅、橘、櫻、梨、竹、右の外新條約は日本が左記十四隻、一萬三千四百十五噸の内より一九三五、一九三六、一九三七年に各五千二百噸を代換の目的で起工出来ることにした結果、一九三六迄に起工出来るものは合計三萬六千五百三十噸となる。

一等驅逐艦(六隻、七千四百五十五噸)野風、波風、沼風、神風、朝風、春風、二、二等驅逐艦(八隻、五千六百九十噸)蓮、若竹、吳竹、早苗、朝顔、芙蓉、刈萱、潜水艦の日本の現有勢力は七萬七千八百四十二噸で、新條約は五萬二千七百噸である關係上、日本は條約期間内に二萬五千七百九十七噸を廢棄する事となつたので、左記三十三隻、二萬五千七百六十八噸を廢棄することとなつた。自呂號第一至呂號第五、自呂號第十一至呂號第二十六、自呂號第二十八、九號、自呂號第五十一至呂號第六十、潜水艦の艦齡は十三年となつたが、新條約は一九三七年、一九三八年、一九三九年に於て艦齡超過となる潜水艦の代換を許し、日本には條約期間中に潜水艦代換の起工を一萬九千二百噸を超えぬ範圍内で繰上げることを認めた。但し一九三六年末迄に完成すべきものは一萬二千噸を超えて出ない。代換起工の資格あるものは左の諸艦である。一等潜水艦伊號第五十一、伊號第五十二、自伊號第一至伊號第三、二等潜水艦呂號第二十七、呂號第三十、呂號第三十二、自呂號第六十一至呂號第六十五、呂號第六十七、呂號第六十八

特種艦艇に於ては日本は機雷敷設艦阿蘇及常磐を一九三六年末迄に新機雷敷設艦二隻により代換が出来た。新艦は左の制限による。基準排水量五千噸以下、△速力二十節以下、△備砲口径六・一吋以下且つ口径三吋以上の砲四門以下、△發射管を許さず。現存練習艦淺間、八雲、出雲、磐手及春日は球磨級巡洋艦の最初の三隻が新艦によつて代換された時に廢棄し、球磨級の右三隻を練習艦に改める。尙ほ巡洋艦比較も練習艦として使用される。條約規定による特種艦艇は戰用艦艇の總噸數より除外するもので、日本は左記軍艦を特種艦艇として保有する事を許された。機雷敷設艦阿蘇、常磐、舊式巡洋艦淺間、八雲、出雲、磐手、春日、△砲艦淀△合計八隻、六萬一千四百三十噸

海軍近況

空軍總動員一四四年十月二十一日夜から同二十一日未明にかけて退演、霞ヶ浦、佐世保、大村各海軍航空隊、第一航空戰隊赤城、鳳翔の全空軍と機雷敷設艦守府が總動員して我が海軍空前の大演習を舉行した。場所は東京灣口、攻略の空軍中隊で、防禦軍艦江少將、侵入軍高橋少將之を指揮し願る大が、りな目撃しい攻防戦だったため、海軍では特に之をトキーに撮影した。進行母艦に飛行機着艦、夜間消燈進行中の航空母艦に飛行機を着艦させるといふ冒險的研究を行ふ爲め、航空母艦赤城は五年二月太平洋洋上に出動演習大成功を収めた。海陸聯合大演習、横須賀防備隊を主とし、潜水艦三隻、外小艦艇五隻の假想艦隊が深夜東京灣を奇襲通過しやうとするに對し、東京灣要塞が之を防止しやうといふ海陸聯合演習が、五年三月六日夕暮より七日拂曉にかけて行はれ、世界最新の強燭力探照燈

や移動照明自動車隊の活動、奇襲艦隊の活躍等目撃しい壯觀を呈した。尙ほ五年十月末から十一月にかけて東京市を中心とし、神奈川縣、千葉縣を兩翼とした房總、伊豆兩半島、横須賀軍港を取り入れた大規模な帝都防空演習が行はれる事となつてゐる。海軍志願兵年輪改正、從來志願兵の徵集は十七歳以上二十一歳迄となつたが、五年から十五歳以上二十一歳迄となり又航空兵の志願兵は十五歳以上十七歳迄と定められた。海と空の博覽會、三笠保存會、日本産業協會共催、陸軍、海軍、文部、商工、農林、逓信、鐵道各省後援、日本海軍戦二十五周年記念海と空の博覽會が五年三月二十日から五月三十一日迄上野不忍池畔(第一會場)及び横須賀(第二會場)で開催された。館山航空隊成る一館山灣南方海岸に新設された海軍航空隊の格納庫が出来上つたので横須賀鎮守府に設けられてあつた同隊設立委員部(事實上の同隊司令部)は五年四月の年度代りを機として館山へ引き移つた。同年度代りを機として、その全員は約二千六百名に達する見込みである。少年航空兵合格者、初の少年航空兵志願者の試験結果は五年五月一日發表された。採用九十名に對し、志願者數五千七百六十四名、内五百十名が合格した。日本海軍艦記念日、五年五月二十七日は日本海軍艦二十五周年記念日に當つたので、海軍では老公園水交社に天皇陛下の行幸を仰いで盛大な祝賀會を催した外、横須賀、霞ヶ浦兩航空隊の飛行機百五十餘機を以て帝都及び横濱上空で大パレードを行ひ、又東京港外十六港に艦艇の出動あり、三笠保存會では三笠初め艦艇、大巡等十九隻の模型をトラックにしつらひ、伏見宮殿下御台陸(東郷元帥以下隨從)の下に日比谷

公園廣場で陸上觀艦式を行ひ、式後市内を行進したのを初めとし、各方面で夫々の記念の催しが行はれた。尙ほ長き邊りでは戦傷廢兵に酒肴料金一封づ、を賜はつた。海兵團令及防備隊令改正、五年五月三十一日標題の兩令が改正され、六月一日から實施されたが、内容は軍港の航空機に依らざる空中防禦を海兵團の任務(海兵團を缺く防備隊にありては防備隊の兼掌)とし之に伴ふ職制を改正したものである。青年訓練と海軍、青年訓練所修了者にして一定の検査に合格したものは、從來陸軍歩兵に限り在營年限六ヶ月短縮の恩典を與へられたが、最近海軍當局と文部當局と協議の結果、海軍に於ても各兵種を通じて在營年限二ヶ月短縮の特典を認めることに決定、五年六月之に關する検査規定が制定實施された。南洋で航空演習舉行、横須賀海軍航空隊の飛行機四機は、六月十日退演を出發し、南洋サイパン、モグ、父の各島を基點として第二艦隊艦載機十餘機、航空母艦鳳翔の二十餘機と共に壯烈な演習を舉行、好成績を収めて同月十七日無事歸還した。艦艇と潜水艦、五年四月一日附、横須賀所屬の敷設艦阿蘇、吳所屬の舊綾波以下の驅逐艦六隻、計七隻が廢棄となつた。一方四年九月より最近迄に進水した艦艇は左の通りである。潜水艦伊の六四號、十月五日△一等驅逐艦綾波△一等驅逐艦朝霧、十一月十八日△二等驅逐艦二見、十一月二十日△一等驅逐艦疾風、十二月三日△砲艦小鷹(吃水の極く浅い小型のもの)、一月十六日△一等驅逐艦天霧、二月二十七日△一等驅逐艦夕霧、五月十二日△一等巡洋艦高城、五月十二日△一等巡洋艦愛宕、六月十六日。

新發明兵器 四年九月吳海軍工廠水雷部... 魚雷發射管工場佐長中野次郎、同佐上工... 應和久松兩氏は魚雷兵器の新發明を爲し表...

陸軍近況

陸軍の新記録 陸軍の研究は世界各國... 競争的に行はれて居り、我陸軍技術本部... ても此の研究に努力してゐたが、三月十八...

本部で研究完成した夜間飛行用の翼下照明... 筒を甲式四型戦闘機に設置し、暗夜に實際... した所、これも好成绩で採用となつた。之...

陸軍航空部隊では祝賀飛行に帝都訪問を行... ひ、六十八機翼を連れて編隊飛行を爲し、... 民間でもデパート屋上にサーチライトを据...

電波で發射する新兵器を完成したが、之は... 兵器を敵前に備付け、十數里後方でタイ... プライヤー式電波で發射する仕組で、命中...

現役將校定限年齢

Table listing military ranks and their corresponding age limits. Columns include rank (e.g., 海軍大將, 陸軍大將), age limit (e.g., 六十五歳), and other details.

武官の進級、停年

Table detailing the promotion and retirement rules for military officials. It lists ranks and the corresponding number of years of service required for promotion or retirement.

軍人恩給

Table detailing the pension and benefits for military personnel. It lists various ranks and the corresponding pension amounts.

**増加恩給** 公務の爲め傷病を受け、又は疾病に罹り、失格原因なくして退職した者に普通恩給に加へて年金として給される。其額は文官と共通であつて、退職當時の官等、傷病の原因及び不具癡疾の程度に依り等差がある。(文官恩給参照)

**備前恩給** 下士以下の軍人にして、公務の爲め傷病を受け、又は疾病に罹り、不具癡疾の程度に至らざるも、之が爲め退職し、又は退職後一年以内に之が爲め一種以上の兵役を免ぜられた者に一時金として給せられる。其額は退職當時の官等並に傷病の原因及び程度(一等より十等に至る)に依り等差がある。その第十等(最低給)と第一等(最高給)との額は左の通りである。

階級	最低	最高
将官 親任	四、五七〇	六、二五〇
将官 及相	三、五〇〇	五、四〇〇
佐官 一	二、八〇〇	四、六〇〇
佐官 二	二、四〇〇	四、二〇〇
佐官 三	二、〇〇〇	三、八〇〇
佐官 四	一、六〇〇	三、四〇〇
佐官 五	一、二〇〇	三、〇〇〇
佐官 六	八〇〇	二、六〇〇
佐官 七	四〇〇	二、二〇〇
佐官 八	〇	一、八〇〇
佐官 九	〇	一、四〇〇
佐官 十	〇	一、〇〇〇

括弧内の数字は一時恩給を給せられる在職最低年限を示す。

**扶助料** 文官の例に依る。

一時扶助料 下士以上の軍人、在職一年以上一年未満に在職中に死亡した時其遺族に給せられる。其額は一時恩給の額を適用される。

在職年の計算 軍人の恩給につき、其在職年を計算する場合、十一年に達するまでは、軍人以外の公務員としての在職年、航空及び潜水勤務に服した時は、其期間の一月に付き、前者は二月以内、後者は一月加算される。其他の加算については文官恩給の例に依り計算される。

階級	金額	階級	金額
特務大尉	二、五〇〇	特務中尉	一、五〇〇
大尉	二、〇〇〇	中尉	一、〇〇〇
少尉	一、五〇〇	少尉	七〇〇
大佐	一、〇〇〇	少佐	四〇〇
中佐	七〇〇	中佐	三〇〇
少佐	四〇〇	少佐	二〇〇
大少尉	三〇〇	大少尉	一〇〇
中少尉	二〇〇	中少尉	七〇
少少尉	一〇〇	少少尉	五〇
大尉	七〇	大尉	四〇
少尉	五〇	少尉	三〇
大尉	三〇	大尉	二〇
少尉	二〇	少尉	一〇
大尉	一〇	大尉	五
少尉	五	少尉	二

**特別勤務者一時賜金**

(一) 軍用航空機に乗じ航空演習中、若しくは軍事上の必要に依り軍用以外の飛行機又は航空球に搭乗中、自己の重大なる過失に因らざるで死亡し、又は傷病を受け不具癡疾となつた時、(二) 潜水艦に勤務する者、自己の重大なる過失に因らざるで死亡し、又は傷病を受け、若しくは疾病に罹り不具癡疾となつた時、(三) 化学兵器に関する研究の爲め、其試験、製造、検査及び取扱に従事し、直接其の危害を受ける虞ある陸海軍人軍属、囑託者及び職工にして、自己の重大

階級	金額	階級	金額
親任	一〇、〇〇〇	親任	一〇、〇〇〇
一等官	八、〇〇〇	一等官	八、〇〇〇
二等官	六、〇〇〇	二等官	六、〇〇〇
三等官	四、〇〇〇	三等官	四、〇〇〇
四等官	三、〇〇〇	四等官	三、〇〇〇
五等官	二、〇〇〇	五等官	二、〇〇〇
六等官	一、〇〇〇	六等官	一、〇〇〇
七等官	七〇〇	七等官	七〇〇
八等官	五〇〇	八等官	五〇〇
九等官	三〇〇	九等官	三〇〇
十等官	一〇〇	十等官	一〇〇

な過失に因らざるで該勤務従事中之が爲め死亡し、又は傷病を受け、若しくは中毒症に罹り、不具癡疾となつた時は、左記の通り一時賜金を給せられる。本人死亡の場合には遺族に給される。傷病に因り三年以内に死亡した者で不具癡疾の爲め一時金を受けなかつたものも亦同じ。

潜水艦勤務死亡者は當分の内左表賜金の外、高等官及び候補生に在りては一萬圓、列任一等官五千圓、列任二等官以下三千圓の保護賜金を受く。

階級	金額	階級	金額
親任	一〇、〇〇〇	親任	一〇、〇〇〇
一等官	八、〇〇〇	一等官	八、〇〇〇
二等官	六、〇〇〇	二等官	六、〇〇〇
三等官	四、〇〇〇	三等官	四、〇〇〇
四等官	三、〇〇〇	四等官	三、〇〇〇
五等官	二、〇〇〇	五等官	二、〇〇〇
六等官	一、〇〇〇	六等官	一、〇〇〇
七等官	七〇〇	七等官	七〇〇
八等官	五〇〇	八等官	五〇〇
九等官	三〇〇	九等官	三〇〇
十等官	一〇〇	十等官	一〇〇

**航空勤務者保護賜金**

軍用航空機に乗じ航空勤務中、自己の重大な過失に因らざるで死亡し、又は傷病を受け、若しくは三年以内に死亡し、若しくは不具癡疾となつたものは、當分の内前記一時賜金の外、左の保護賜金を給される。(不具癡疾者保護賜金を受けた後死亡した場合には、其受けた金額、死亡者保護賜金の額に達せざるに限り、其金額を賜與される。)

階級	金額	階級	金額
高等官、同待遇者、海軍候補生	一〇、〇〇〇	高等官、同待遇者、海軍候補生	一〇、〇〇〇
見習士官、列任官一等、同待遇者	五、〇〇〇	見習士官、列任官一等、同待遇者	五、〇〇〇
列任官二等以下、同待遇者、兵卒、雇員、備人、職工	三、〇〇〇	列任官二等以下、同待遇者、兵卒、雇員、備人、職工	三、〇〇〇

**元帥府**

元帥府は軍事上の最高顧問であつて、元帥府に列せられる陸海軍大將には、特に元帥の稱號と共に元帥佩刀及び元帥徽章を賜はる。(昭五九、七)

**軍事参議院**

軍事参議院は帷幄の下に在り、重要軍務の諮詢に應ずる機關にして、諮詢を待つて参議院を開き、其意見を上奏する。参議官は元帥、陸海軍大臣、参謀總長、海軍軍令部長、並に特に軍事参議官に親補せられた陸海軍將官がそれ、参議院議長には参議官中最高故参の者が之に充てられる。(昭五九、七)

**参謀本部**

国防及び用兵の事を掌る。参謀總長には陸軍大將、若しくは陸軍中將中より之に親補せられ、天皇に直隷し、帷幄の軍務に参畫し、国防及び用兵に關する計畫を掌り、参謀本部を統轄する。陸軍大學校及び陸地測量部は参謀總長の管轄に屬する。(昭五九、七)

**東京警備司令部** (麹町區集町)

司令官は陸軍大將又は中將之に親補され、天皇に直隷し、帝都及び其附近(荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾五郡、横濱市、川崎市及び橋本郡)の警備に任じ、且つ東京衛戍司令官の職務を行ふ。軍政及人事に關しては陸軍大臣の區處を承く。(昭五九、七)

**教育總監部** (麹町區代官町)

陸軍軍隊教育の齊一進歩を規畫し、所屬學校(軍醫、獸醫、經理の各學校及び大學校を除く陸軍部内諸學校)の教育を掌る。總監は中将より之に親補せられ、天皇に直隷する。總監部は本部及び騎兵、砲兵、工兵、輜重兵各監部に分たる。(昭五九、七)

**陸軍造兵廠** (小石川區小石川町)

總務部、作業部、技術部、會計部、工廠及び直轄製造所を有し、陸軍所要の兵器の考案設計、兵器其他の軍需品及び一般火藥類

**武官人員俸給** (三年末)

階級	陸軍人員	海軍人員
親任	二、三〇〇	二、三〇〇
一等官	一、九〇〇	一、九〇〇
二等官	一、五〇〇	一、五〇〇
三等官	一、一〇〇	一、一〇〇
四等官	七〇〇	七〇〇
五等官	五〇〇	五〇〇
六等官	三〇〇	三〇〇
七等官	二〇〇	二〇〇
八等官	一〇〇	一〇〇
九等官	七〇	七〇
十等官	五〇	五〇

**軍人恩給受領人員金額**

種別	昭和元	二	三
陸軍 恩給人員	二四、〇八〇	二二、九四五	一三、五五〇
陸軍 恩給人員	一六、〇三三	一四、二〇七	八、八〇〇
陸軍 恩給人員	六、六五〇	六、二五二	三、九八〇
陸軍 恩給人員	二、七〇〇	二、五二二	一、五〇〇
海軍 恩給人員	三、二七二	三、〇四八	一、八〇〇
海軍 恩給人員	一、三三三	一、二八七	〇、七〇〇
海軍 恩給人員	〇、三三三	〇、三三三	〇、三三三
海軍 恩給人員	〇、三三三	〇、三三三	〇、三三三

金額は千圓單位。

海軍

帝國艦艇數 (各年末)

Table showing the number of ships in the Imperial Japanese Navy by year from 1912 to 1925, categorized by ship type (e.g., battleships, cruisers, submarines).

海軍區劃

全國の海岸及海面を分けて三海軍區とし、各海軍區に軍港を置き、其軍港の鎮守府が之を管轄する。軍區劃及び軍港所在地は左の通り。

Table detailing the division of the Japanese Navy into three regions (First, Second, Third) and their respective headquarters (鎮守府).

志願兵徵募區

Text describing the recruitment areas for volunteer soldiers, listing specific regions and their administrative centers.

艦艇一覽表 (昭和五年九月五日現在)

Comprehensive table listing the fleet composition as of September 5, 1920, including ship names, types, displacements, speeds, and manufacturing locations.

Table listing the names and ranks of the heads of the three naval districts (鎮守府長官).

軍港要港職員

Table listing the names and ranks of key personnel at the main ports (軍港要港).

艦隊司令官

Table listing the names and ranks of fleet commanders (艦隊司令官).

大使館附武官

Table listing the names and ranks of military attachés at various embassies (大使館附武官).

海軍軍人數

Table showing the total number of personnel in the Japanese Navy (海軍軍人數).

Table of ship specifications including columns for ship name, displacement, speed, main gun, and manufacturer. Includes sub-sections for '海軍等二' and '海軍等一'.

Table of ship specifications including columns for ship name, displacement, speed, main gun, and manufacturer. Includes sub-sections for '海軍等二' and '海軍等一'.

Table of ship specifications including columns for ship name, displacement, speed, main gun, and manufacturer. Includes sub-sections for '海軍等二' and '海軍等一'.

Table of ship specifications including columns for ship name, displacement, speed, main gun, and manufacturer. Includes sub-sections for '海軍等二' and '海軍等一'.

海軍航空隊
現在兵力は(一)霞ヶ浦七隊、飛行船隊一隊
(二)横須賀三隊、氣球隊一隊(三)佐世保
二隊、(四)大村二隊、合計十六隊半(五年
未迄に十七隊となる)、飛行機數五百基、人
員士官七百、下士官兵五千八百であるが、
倫敦會議の結果海軍では空軍大擴張の計畫
を立てる。

Table titled '海軍徴兵及志願兵' showing recruitment statistics by year and category.

陸軍

衛戍地

陸軍軍隊の永久一地に駐屯するを衛戍といひ、當該軍隊に於て其地の警備及び陸軍の秩序、軍紀の監視並に陸軍に屬する建築物等の保護に任ずる。衛戍勤務は東京に在りては先任師團長、要塞所在地(師團司令部所在地を除く)に在りては要塞司令官、其他に在りては其地駐屯團長(憲兵隊長を除く)の高級團隊長(朝鮮軍司令官及び臺灣軍司令官を除く)が衛戍司令官となつて、之を管轄する。尙ほ衛戍勤務執行の區域を衛戍地と稱し其地名を冠して某衛戍地と呼ぶ。其職大隊衛戍地左の通り。

Table with columns: 番号, 衛戍地, 所屬師團, 番号, 衛戍地, 所屬師團. Lists various military units and their garrison locations across different divisions.

陸軍

Table with columns: 番号, 衛戍地, 所屬師團, 番号, 衛戍地, 所屬師團. Lists military units and their garrison locations, including specific units like 重砲兵聯隊 and 飛行隊.

Table with columns: 番号, 衛戍地, 所屬師團, 番号, 衛戍地, 所屬師團. Lists military units and their garrison locations, including units like 野砲兵聯隊 and 騎兵聯隊.

Table with columns: 番号, 衛戍地, 所屬師團, 番号, 衛戍地, 所屬師團. Lists military units and their garrison locations, including units like 旅團司令部 and 師團司令部.



徵兵成績

Table showing military recruitment statistics for 1914, categorized by age group (e.g., 14-18, 18-22) and physical condition (e.g., fit, unfit, disabled).

徵兵忌避者教育別

Table detailing the education levels of military draft evaders, listing categories like 'University Graduate' and 'High School Graduate' with corresponding counts and percentages.

外

交

(世界の外交に就ては「世界」の部に掲出せり)

倫敦軍縮會議

昭和四年八月英、米兩國の間に海軍均等の原則的諒解が成立したと傳へられてから一ヶ月餘り、同十月七日附を以て英國外相ヘンダーソン氏から日、米、佛、伊各國に對し五國海軍縮小會議開催に關する正式招請狀が發せられた。招請狀の要點は(一)英米兩國の協定は不戰條約の出発點として、一九三六年末に各艦種に互つて均勢となることとし、尙ほ主力艦の代艦計畫を再考し潜水艦は他の海軍國の同意を得れば全廢を希望すること等に意見の一致を見て一の協定に達したから、これを擴げて主要海軍國間に及ぼすために會議を開きたい、(二)會議を開く前に非公式會議を行ふ用意があるといふのであつた。これに對して、帝國政府は十月十六日を以て會議開催同意の旨を回答し、且つ豫備的會議を重視する事と、軍備制限に止まらないで、進んで軍備を縮小する事とを切望した。而して米、佛、伊三國も參加に同意して、茲に五國會議が成立した。ロンドン會議に對する帝國代表は、若槻禮次郎氏を首席全權とし、財部海軍大臣、松平駐英大使、永井駐白大使が全權に、安部海軍大將が顧問として任命された。イギリスに於てはマクドナルド首相、ヘンダーソン外相、アレキサンダー海相、アメリカはステイムソン國務卿、ドーズ駐英大使、ギブソン駐白大使、リード上院議員、フランスはタルチエ首相(政變の爲め一時ショールタン首相代る)ブリアン外相、イタリイはグラランヂ外相、シリアニ海相等が主なる全權であつた。

帝國の態度と豫備交渉—會議に對する帝國の態度を決すべき訓令は、海軍會議準備會の結論に於て松平、出淵兩大使よりの情報に基き外務、海軍兩當局に於て作成、十一月二十六日、濱口首相より奏上した後全權に授けられた。訓令は公表されなかつたが、(一)軍縮會議の二大眼目たる國際平和の確保並に國民負擔の軽減を期するとの主旨に則り、從來の軍備制限より一步を進め積極的軍備の總括的七割及八時砲一萬噸級巡洋艦の對米七割主要の貫徹を期すること、(二)潜水艦の全廢、大縮小に絕對に反對し、同時に自主的保有量の獲得に努むることを根本方針として、(三)主力艦に就ては華府條約所定の單艦最大排水量三萬五千噸を二萬五千噸に低下し、現行の最大砲口徑十六吋を十二吋に改定すること、(四)航空母艦に就ては現行の單艦最大排水量二萬七千噸を二萬噸乃至一萬五千噸に縮小すること、(五)水上補助艦種は制限外とし、(六)潜水艦に對し、我が國の保有量は對米七割を絕對的要求とする事、(四)潜水艦に就ては全廢乃至大縮小案には絕對に反對し自主的所量保有に努むること、右は現有的の七萬八千噸を標準とし、七百噸以下の小型潜水艦は職用と否とに拘らずの制限より除外すること、(五)海軍根據地は各國新設を爲さず、少くとも現狀維持に止むること、(六)其他六百噸乃至二千噸の戰用水上艦艇及び特務艦船等非職用のものに關しては條件付を以て制限外とすることとしたものと推定される。かくて全權一行は十一月三十日東京出發、アメリカ

帝國外交

經由の航路を取つて先づ米國當局と豫備交渉を試みた後倫敦に向つたのであるが、米國は言を左右にして明答を與へず、全權著英後の對英交渉も英國が日本の對米七割要求を以て英國保有の數量に接近するとの理由を以ての所説を容れる氣になつた。結局補助艦に就ては我が七割要求に對し英米は多數提示を要求し、又は比率の辭句を避け均衡の文字を採用せよなどいつて埒明かず、唯だ主力艦に付ては三國間に海軍休日延長が認められた。

倫敦會議開かる—かくて倫敦海軍會議は豫定の如く一九三〇年一月二十一日、英國上院內ロイヤル・ギャラリにて開會式を舉行した。當日は英國皇帝ジョージ五世陛下親臨、開會の勅語を賜ひ、次いで五國首席全權の演説があつた。次いで五國首席全權の演説は一月廿三日に開催、事務總長にサー・モーリス・ハンキー氏(英國)を決定し、五國全權は單に軍縮に對する各國の立場を表明するだけの極めて抽象的な聲明を爲し、總會議問題に先づ議題に手を染めた。然るに議題問題は會議の基礎工事であり、又懸引にも影響ある上、艦種別、總噸數の行應りをも含む關係上全權間で纏らず、會議開催以來二週日を空し之に費した後、漸く制限方式の見當が付たといふやうな有様で、英國側と非公式會議を行ひ、同五日日英兩國に具體案を提示し、六日ステムソン氏より重要聲明書を發し、米國試案を説明した。之に對し英國は二月七日覺書を提出し、日本は二月十二日對米覺書を提示し、十三日聲明を行つた。佛國も同日七十二萬四千四百噸の要求を骨子とし、海陸空三軍の關聯

Table titled '壯丁教育程度' (Militiamen Education Level) showing statistics for different education levels (e.g., University Graduate, High School Graduate) and their respective percentages.

Table titled '現役志願兵' (Active Volunteers) showing statistics for various military branches (e.g., Infantry, Cavalry, Artillery) and their personnel counts.

Table titled '憲兵隊人員' (Military Police Personnel) showing personnel counts for different ranks (e.g., Captain, Major, Lieutenant) and other categories.

Table titled '軍馬購買數' (Military Horse Purchase Numbers) showing purchase statistics for different types of horses (e.g., Riding Horses, Draft Horses) and their average prices.



交渉する。又艦型、備砲、艦齢は現行三萬五千噸、十六時、二十年を二萬五千噸、二十時、二十六年に引下げ、尙適當な時機、主力艦全廢を望む。(四)航空母艦は一萬噸以下も制限を加へ、英米十萬噸、他國制當は既比率で定む。(五)巡洋艦は一艦種とし更に華府條約規定八吋砲艦と單艦最大排水量六千噸又は七千噸の六吋砲艦に分け、後者の最大排水量は巡洋保有量の一歩合に限る英國所要保有量計五十五隻三十三萬九千噸(六)潜水艦は華府條約通り。(七)驅逐艦の最大艦型は舊導驅逐艦千八百五十噸、驅逐艦千五百噸、備砲は兩者共最大五吋とする(八)特殊艦艇を特定し各國は毎年就役及建造中の艦艇の單艦排水量を公表する。

【佛國】佛國所要量を左の通りとする。

Table with 2 columns: 種類別 (Type) and 現有勢力 (Current Power). Rows include 主力艦 (主力艦), 一萬噸巡洋艦 (一萬噸巡洋艦), 舊式巡洋艦 (舊式巡洋艦), 驅逐艦 (驅逐艦), 航空母艦 (航空母艦), 潜水艦 (潜水艦), and 合計 (Total).

兩者の差は二萬七千餘噸であるが一九三〇年乃至一九三六年の建造量は二十四萬噸(代艦十九萬六千八百噸、補足四萬三千二百噸)となる。

Table with 2 columns: 種類別 (Type) and 日本米國 (Japan US). Rows include 八吋砲巡洋艦 (八吋砲巡洋艦), 輕巡洋艦 (輕巡洋艦), 驅逐艦 (驅逐艦), 潜水艦 (潜水艦), and 合計 (Total).

骨据付け六箇月前に建造艦艇の艦型、諸特質並に要部裝甲に關する要點を通告すべきことに同意する。【日本】日本補助艦保有量を左の通りとする。

ドナルド全權は、會議進行につき二月二十日六日の再開首席全權會議に於て、現在の問題に關する(ユーロピアングループ)と海軍(ハインズグループ)に分けられるか、英米の海洋國及英、佛、伊の歐洲の各グループに假協定が出来た後之を五國總會に附議して正式に確定してはどうか、と提議し、米國初め各全權全部の賛成があつたので之を實行することとなつた。其の結果歐洲國に於ては英佛間に米國全權をオプザイヴァーとして第一に佛の七十二萬噸案の引下げ交渉が開始されたが、佛國は噸數引下げの代償として安全保障を求めて譲らざる一方伊國は尙く迄、對佛均勢一點張りて他を省みぬといつた態度なので、英國の努力も米國の斡旋も施すに處なく歐洲國の會商は全く失敗に歸して了つた。

交渉は日本回調到着迄一時中止となり、其間請調に對する日本政府の態度は外務、海軍兩當局の對立に依り各國の注目する所となつた。然るに松平リド交渉に、軍部隨員が與らなかつた處から、軍部隨員は米國の對案を以て米國の單獨案と見做し、財部全權も之は折衝上の一階梯としての試案と見、日米交渉の餘地は尙ほ殘されて居るものとして、其旨海軍省へ打電した形跡があり、軍令部は勿論米國案の容るべからざるを力説し、更に三大原則の貫徹を期すべしと主張したるに對し、外務當局は之を三國安協案と見做し、安協案承認に傾いた。而して倫敦で日本の請調案が問題となり、米國は日本全權は案を承諾して本國政府に推薦したと認め、之に對し若槻全權は本國政府に傳達する事を承諾したが過ぎずと辯明し、結局マクドナルド全權の成りなして若槻全權の辯明通り一の試案に過ぎぬと云ふ事でも解決した。かゝる空氣の中になつて濱口首相は之が裁断に迷ひ、回調は次第に延びくゝとなつたが、結局濱口首相は外務省案を採用して幣原外相、回調案を起草せしめ四月一日上奏御裁可を仰ぎ、同日倫敦に發送した。蓋し政府は會議決裂より起る製鐵競争を豫想し、且つ之を恐れ、國際協調の見地、平和愛好の精神から三大原則の主張は次の會議まで之を留保する事として、暫く安協案を認めたと之を留保する事として、即ち四月二日英米三國全權はセント・ジューズ宮殿に於て會合、我全權より配布した覺書に英米首席全權が署名し之を交換、茲に主力艦並に補助艦に關する日英米三國協定の原形的成立を見た。覺書の要旨は左の通りである。

Table with 2 columns: 米國 (US) and 日本 (Japan). Rows include 大型巡洋艦 (Large Cruiser), 驅逐艦 (Destroyer), 潜水艦 (Submarine), and 合計 (Total).

とする。而して廢棄に際しては三國とも新しき主力艦を建造せぬこと。一、潜水艦の若干は艦齡超過前のものをも廢棄し、毎年若干づゝ建造して工業力を保有すること。二、條約の存續期限を一九三六年末までと解釋すること。

若槻首席全權聲明 日本が今回の會議において、戰爭の永久絶對を基調とする不戰條約の崇高なる精神に則り、海軍軍備の縮限に關する協定の締結により、各國間に和平友好の關係を確立するの最も緊要なるを思ひ、全力を盡して今回會議の成功に努めたることを茲に述ぶるは余の欣幸とする所なり。

關係各國間に明瞭なる瞭解ありたるは帝國政府の重要視する所なり。余は今一言加ふる所あらんとす。今や未曾有の大事業成就せられその結果人類史上始めて一切の重要な軍艦が制限の下に置かれることとなりたるなり。即ち華府に於てせられたるものがロンドンにおいて收獲せられたるに至りたるものなり。本條約が平和と人類進歩との途上における不滅の歴史の記念塔たるべきは疑ひを容れざるところなり。本條約は實に參加各國により發揮せられたる半互友好協力の精神を體現するものにして、これより有害なる競争と猜疑とを絶滅することとなるべし。

第一 米國の保有量は六萬五千噸、輕巡十五萬噸、驅逐十五萬噸、潜水十五萬噸、右の内大巡十六隻目は一九三三年に、十七隻目は一九三四年に、十八隻目は一九三五年に夫々龍骨を置く。第二 米國は次の選擇権を有し得る。大巡十五萬噸、輕巡十八萬九千噸、驅逐十五萬噸、潜水五萬二千七百噸、米國が大巡第十六隻目の建造を中止する時は輕巡一萬五千噸を、又大巡十七隻目をやめる時は輕巡一萬五千噸を、又大巡十八隻目をやめる時は輕巡一萬五千噸を夫々建造する。

Table with 2 columns: 米國 (US) and 日本 (Japan). Rows include 主力艦 (主力艦), 驅逐艦 (驅逐艦), 潜水艦 (潜水艦), and 合計 (Total).

六時砲巡洋艦 100門馬力  
驅逐艦 105門馬力  
潛水艦 五七〇噸

條約成立の效果 會議當初の主要目的であつた補助艦に關する制限協定は結局日英米三國の間に達成されたのみで、佛蘭西國をこれに包含し得なかつたことは遺憾の極みであるが、その他の諸事項即ち制限方式の問題、潜水艦使用制限の問題、主力艦建造の休日の問題等の如きものに關しては五國協定の成立を見たので、ロンドン會議の成果としては何れも重大なる價值を有するものであり、特に國際平和、國際親善に及ぼすべき精神的効果は非常なものであらうが、之は別として、條約の齎らす實質的效果からいっても、主力艦問題で最高軍艦噸數と備砲口徑の縮小が纏まらなかつたことは遺憾であるけれども、海軍休日延長と日英米の主力艦一部廢棄は經濟上より見たる倫敦會議の最大成果である云々云々。スチュムソン氏は今後六箇年間に米國は六億圓の節約が出来ると言ひ、アレキサンダー氏は英國は七億圓が浮び上つたと言つて居る。日本はと云ふに既定計畫に従へば昭和六年度より十一年度までの主力艦建造費は

(單位千圓)  
六年 三、〇〇〇 七年 四、〇〇〇  
八年 六、〇〇〇 九年 八、〇〇〇  
十年 八、〇〇〇 十一年 八、〇〇〇  
合計 三、〇〇〇

であつて、即ち約四億圓の節約になる。この經濟的成果は何人も否定し得ない處である。

倫敦海軍條約

前文 亞米利加合衆國大統領、佛蘭西共和國大統領、グレートブリテン、アイルランド、及グレートブリテン、海外領

聯合王國

「マンボール」  
「アイアン、デューク」  
「マイバラ」  
「エンペラー、オブ、インディア」  
「ダイガー」

日本國

「比叟」

(イ)本條(ロ)の規定を除き前記の艦船は華盛頓條約第二章第二節第二項(ハ)に從ひ専ら標的用に變更せられたる場合を除き左に掲げる方法に依り之を廢棄すべし  
聯合王國の廢棄すべき軍艦の中二隻は本條約效力發生の時より十二月以内に華盛頓條約第二章第二節第三項(イ)に從ひ之を爾後の戰艦任務に適合せざるものと爲すべし。右艦船は右實施の時より二十四月以内に右第二節第二項(イ)又は(ロ)に從ひ確定的に之を廢棄すべし。聯合王國の廢棄すべき軍艦の第二隻及英聯合王國の廢棄すべき軍艦の第三隻及英聯合王國の場合に付ては右期間は本條約效力發生の時より八月十八日及三十月たるべし。

(ロ)本條に依り處分すべき艦船の中左に掲ぐるものは練習用の爲め保有することを得。  
聯合王國 「アークンソウ」又は「ロイオミング」  
日本國 「比叟」  
聯合王國 「アイアン、デューク」  
日本國 「比叟」

右艦船は本條約第二章第二節第五款に規定する状態に爲すべし。右艦船を所定の狀態に爲すの作業は本條約效力發生の時より聯合王國及英聯合王國に付ては十二月以内及び日本國に付ては八月以内に開始すべし。該作業は前記期間満了の六月

以内に完了すべし。

練習用の爲め保存せられざる右艦船は何れも本條約效力發生の時より十八月以内に之を爾後の戰艦任務に適合せざるものと爲すべく、且つ三十月以内に確定的に之を廢棄すべし。

二、華盛頓條約に從ひ佛蘭西國又は伊太利國が本條約第一條に掲ぐる代換を建造することに依り必要となり得べき主力艦の處分を除き華盛頓條約第二章第三節第二款に掲げ且つ處分すべきものとして前掲せられざる一切の現存主力艦は本條約の有効期間中之を保有することを得。

三、代換の權利は代換起工の遅延に依り之を失ふことなく且つ華盛頓條約第二章第三節第二款に依り廢棄すべき場合に於ても代換する迄之を保有することを得。

第三條 (一)華盛頓條約の適用に付ては同條約第二章第四節に掲ぐる航空母艦の定義は左に掲ぐる定義を以て之に代ふ、(二)「航空母艦」の用語は其の排水量を問はず特に且つ専ら航空機を搭載する目的を以て設計せられ且つ機上於て航空機の發着し得べき構造を有する水上艦船を含む。主力艦、巡洋艦又は驅逐艦上の發着機又は著艦の臺又は甲板の裝置は右艦船が専ら航空母艦として設計せられ又は改裝せられざる場合は右様裝置せられ又は改裝せられざる航空母艦の艦種に屬せしめ又は分類せしむることなし、(三)千九百三十年四月一日現在の主力艦には著艦の臺又は甲板を裝置すべからず。

第四條 (一)口徑六・一時(百五十五「ミリメートル」)を超える砲を裝備する一萬噸(一萬六千「トン」)式噸)又は夫より少き基準排水量の航空母艦は何れの締約國も之を取得し又は之を建造し建造せしむることを得ず。(二)總ての締約

國に關し本條約が效力を發生したる後は口徑六・一時(百五十五「ミリメートル」)を超える砲を裝備する一萬噸(一萬六千「トン」)式噸)又は夫より少き基準排水量の航空母艦は何れの締約國も其の法域内に於て之を建造を許すことを得ず。

第五條 航空母艦は華盛頓條約第九條、又は第十條、又は本條約第四條の何れかに依り認許せられたるもの以上の有力なる砲を裝備するの設計構造を有せざることを得ず。該條約第九條及第十條に掲ぐる口徑六・一時(百五十五「ミリメートル」)は總て口徑六・一時(百五十五「ミリメートル」)を以て代ふべきものとす。

第六條 (イ)華盛頓條約第二章第四節に掲ぐる基準排水量決定の規則は之を各締約國の一切の水上艦船に適用す。(ロ)潜水艦の基準排水量は完成し、乗員を充實し、機關を据付け、且つ航海準備(一切の武器、彈藥、齊備品、織裝品、乗員用の糧食、各種需品並戰時に於て裝備すべき各種の用具の搭載を含む)完成し、唯一切の燃料、潤滑油、清水又は「パラスト」用水を搭載せざる軍艦の水上排水量(外殼内の水を除く)を謂ふ。(ハ)各戰艦の排水噸數は基準排水量に付て之を算定するものとす。噸の語は「メートル」式噸)の語を用ひたる場合を除くの外二千二百四十「ポンド」(千十六「キログラム」)の噸を意味するものとす。

第七條 (一)基準排水量二千噸(二千三百三十「メートル」式噸)を超え又は口徑五・一時(百三十三「ミリメートル」)を超える砲を搭載する潜水艦は何れの締約國も之を取得し又は建造し、建造せしむることを得ず。(二)各締約國は基準排水量二千

八百噸(二千八百四十五「メートル」式噸)を超えざる潜水艦を最大限三隻迄保有し、建造し又は取得することを得。右潜水艦は六・一時(百五十五「ミリメートル」)を超える口徑の砲を搭載することを得。右隻數内に於て佛蘭西國は既に進水せる備砲口徑八吋(二百三「ミリメートル」)二千八百八十噸(二千九百二十九「メートル」式噸)の一隻を保有することを得。(三)各締約國は千九百三十年四月一日に現有する且つ基準排水量二千噸(二千三百三十「メートル」式噸)を超えず口徑五・一時(百三十三「ミリメートル」)を超える砲を裝備する潜水艦を保有することを得。(四)本條約が總ての締約國間に效力を發生したる後は排水量二千噸(二千三百三十「メートル」式噸)を超え若くは口徑五・一時(百三十三「ミリメートル」)を超える砲を有する潜水艦は本條約第二項に定むる所を除き何れの締約國の法域内に於ても建造せられざるものとす。

第八條 左に掲ぐる艦船は之を制限より除外す、但し之を制限すべき特別の協定あるものは此の限りにあらず。  
(イ)基準排水量六百噸(六百十「メートル」式噸)以下の海軍水上戰艦。  
(ロ)基準排水量六百噸(六百十「メートル」式噸)を超えるも二千噸(二千三百三十「メートル」式噸)を超えざる水上戰艦艦船にして左に掲ぐる性能の何れをも具備せざるもの。  
一、備砲口徑六・一時(百五十五「ミリメートル」)より大なる砲を搭載すること。  
二、備砲口徑三吋(七十六「ミリメートル」)を超える砲を四門より多く搭載すること。

三、魚雷發射の計畫又は裝置を有する事。  
四、計畫速度二十節より大なること。

(ハ)特に戰艦用艦船として建造せられたるものに非ずして艦隊の要務に又は軍艦輸送船として使用せらるゝか若くは戰艦艦船以外の用途に充てらるゝ海軍水上艦船にして左に掲ぐる性能の何れをも具備せざるもの。  
一、備砲口徑六・一時(百五十五「ミリメートル」)より大なる砲を搭載すること。  
二、備砲口徑三吋(七十六「ミリメートル」)を超える砲を四門より多く搭載すること。  
三、魚雷發射の計畫又は裝置を有する事。  
四、計畫速度二十節より大なること。  
五、裝甲板を以て防禦せらるゝこと。  
六、機雷敷設の計畫又は裝置を有する事。  
七、空中よりする飛行機の著艦裝置を有すること。  
八、飛行機發射裝置を中央線上に一基以上若くは各舷一基宛計二基以上を有する事。  
九、飛行機を空中に發射すべき何等かの裝置を裝備せるものは海上に於て三機より多き飛行機を行動せしむる爲め設計せられ又は改裝せられざること。  
第九條 本第二編附屬書第一に掲ぐる代換に關する規則は一萬噸(一萬六千「メートル」式噸)以下の海軍水上戰艦に適用す。但し航空母艦の代換は華盛頓條約に依る第十條 締約國は本條約の效力發生後起工し、起工せしめ又は完成し、完成せしむる各艦船は主力艦、航空母艦並第八條に從ひ制限を受けざる艦船を除き、其の起工の日及完成の日より夫々一箇月以内に他の各締約國に對し左記細目の通牒を爲すべし。  
(イ)龍骨据付の日及左の細目  
艦種  
噸及「メートル」式噸に依る基準排水量  
主たる要目、即ち水線全長、水線又は水

線下の最大幅員、基準排水量に於ける平均吃水  
最大備砲口徑  
(ロ)完成の日並同日に於ける艦に關する前掲細目  
主力艦及航空母艦に付すべき通牒は華盛頓條約に從ふ。

第十一條 本條約第二章第二節第二に掲ぐる艦船處分規則は該條約に從ひ處分せらるべき一切の艦船及第三條に規定せらるゝ航空母艦に適用す。但し本條約第一條及第二條の規定を妨ぐるものにあらず。

第十二條 (一)本條約第二章第二節第三の表に掲ぐる特殊艦船は締約國に於て之を保有することを得、且其の噸數は制限を受くべき噸數中に含まるゝことなし。但し締約國間に於て右附屬書第三の表を變更することあるべき追加協定を妨ぐるものにあらず。(二)右特殊艦船を保有する目的に充つる爲今後建造し改裝し又は取得する艦船は第八條の制限外艦船の性能に合致せざる限り該艦の性能に從ひ當該戰艦艦種の一に割當てたる噸數中に算入せらるべきものとす。(三)日本國は前項の規定に拘らず機雷敷設艦「阿蘇」及「常磐」を千九百三十六年十二月三十一日前に新機雷敷設艦二隻に依り代換することを得。各新艦の基準排水量は五千噸(五千八十「メートル」式噸)を超えず、其の速度は二十節を超えず、且其の他の性能は第八條(イ)項規定に從ふべし。新艦は之を特殊艦と看做し且其の噸數は何れの戰艦艦種噸數にも算入せず。「阿蘇」及「常磐」は代艦の完成に依り本第二編附屬書第二第一款に從ひ之を處分すべし。(四)淺間、八雲、出雲、磐手及春日は球磨級最初の三隻が新艦に依り代換せられ

たるとき廃棄せらるべきものとす。球磨級の右三隻は本第二編附屬書第五款(ロ)の二に規定する状態に減勢し且つ候補生練習艦として之を使用すべく、且つ右噸数は爾後制限を受くべき噸數に包含せしめざるものとす。

第十三條 千九百三十年四月一日前に定著練習施設物又は「ハルク」として使用せる各種型式の現存艦船は航海不可能の状態に於て之を保有することを得。

【附屬書第一】代換に關する規則 第一款 本條約第三編及本附屬書第三款に規定せられたるものを除き艦船は艦齡超過より前に代換することを得ず。艦船は其の完成の日より左記年數を経過するときは艦齡超過と看做す。

(イ)基準排水量三千噸(三千四百八十八「メートル」式噸)を超ゆるも一萬噸(一萬六千「メートル」式噸)を超えざる水上艦船に對しては、  
一、千九百二十年一月一日より前に起工のもの……十六年  
二、千九百十九年十二月三十一日より後に起工のもの……二十年

(ロ)基準排水量三千噸(三千四百八十八「メートル」式噸)を超えざる水上艦船に對しては、  
一、千九百二十一年一月一日より前に起工のもの……十二年  
二、千九百二十年十二月三十一日より後に起工のもの……十六年

(ハ)潜水艦に對しては十三年  
(ニ)代換の艦船は代換せらるべき艦船が艦齡超過に達する年より前三年より多きことを得ず。但し本期間中は基準排水量三千噸(三千四百八十八「メートル」式噸)を超えざる水上艦船の場合には該

を越えざる代換水上艦船の場合には二箇年間に減勢す。  
代換の権利は代換噸數起工の遅延により之を失ふことなし。  
第二款 本條約に於て別に規定する場合は除き艦船の保有が當該艦種に許容せられたる最大噸數を超過する場合は代換の完了又は取得に當り本條約第二編附屬書第二に從ひ之を處分すべきものとす。  
第三款 艦船が失し又は不慮の事變に因り破壊せられたるときは直ちに之を代換することを得。

【附屬書第二】艦船廢棄處分に關する規則 本條約は左の方法により艦船の處分を規定す。  
一、廢棄(沈没又は解體)に依るもの。  
二、「ハルク」に變更するに依るもの。  
三、専ら標的用に變更するに依るもの。  
四、専ら練習用に保有するに依るもの。  
五、専ら練習用に保有するに依るもの。

第一款 處分せらるべき艦船は主力艦を除き當該艦種に依るもの。  
若しくは「ハルク」に變更することを得。若しくは「ハルク」に變更することを得。若しくは「ハルク」に變更することを得。

(イ)代換理由に依り處分せらるべき艦船は、該代換又は該代換が二隻以上ある場合には其の第一隻の完成の日より六箇月以内に職任任務に堪へざるものとなす事を得。尤も新艦の完成が遅延せる場合と舊艦を職任任務に堪へざるものとなす事を得。新艦又は新艦一隻の龍骨据付の日より四年半以内に完了すべし然れども若し新艦又は新艦の何れかが基準排水量三千噸(三千四百八十八「メートル」式噸)を超えざる水上艦船の場合には該

期間は三年中に減勢す  
(ロ)廢棄せらるべき軍艦は左の諸物件を撤去し、又は艦内に於て破壊したるときは職任任務に堪へざるものと認めらるべし。  
一、一切の砲及砲の主要部分、射撃指揮所、一切の砲塔旋回部  
二、砲塔の操作に要する一切の電力機械  
三、一切の射撃指揮器具及測距儀  
四、一切の彈藥、爆藥、機雷及機雷敷設用軌道  
五、一切の魚雷、實用頭部、發射管及發射旋回盤用軌道  
六、一切の無線電信裝置  
七、一切の主用推進機械又は之の代りに裝甲司令塔及一切の舷側裝甲  
八、一切の航空機用「クレイン」、「デリック」、昇降機、發進裝置、一切の發着用甲板又は之の代りに一切の主要推進機械  
九、潜水艦の場合に於ては右諸項に加ふるに一切の主要蓄電池、空氣壓縮裝置及「バラスト」、「ポンプ」

(ハ)廢棄は艦船を職任任務に堪へざるものとなす作業の完了を必要とする期日より十二月以内に左の方法の何れかに依り確定的に之を實現することを得。  
一、艦船を永久に沈没せしむること  
二、艦船を解體すること、解體は必ず一切の機械、汽鐘及裝甲並一切の甲板、舷側及艦底の飯の破棄又は撤去を含むべきものとす  
第二款 「ハルク」に變更せらるべき艦船は「ハルク」に變更することに依り處分せらるべき艦船は第一款(イ)項の規定中六、七及八を除く他の條件に従ふとき及左の事項を實現したるときは確定的に處分せらるべきものと認めらるべし。  
一、一切の推進軸、推力軸承、タ

ルビン、ギヤリング」又は主要推進原動力又主要機軸の「タルビン」又は軍室を修繕し得ざる程度に破毀すること  
二、推進機を撤去すること  
三、一切の航空機用昇降機を撤去し破壊し及發進裝置を撤去すること  
艦船は艦船を職任任務に堪へざるものとなしむる爲め第一款に規定せられたるもの同一期間内に前記の状態となすことを要す。  
第三款 標的用に變更せらるべき艦船。  
(イ)専ら標的用に變更することに依り處分せらるべき艦船は左の諸物件を撤去し、又は艦内に於て使用不能となしたるときは職任任務に堪へざるものと認めらるべし。  
一、一切の砲  
二、一切の射撃指揮所及要具並主要射撃指揮通信機軸  
三、一切の砲架又は砲塔操作用機械  
四、一切の彈藥、爆藥、機雷、魚雷及發射管  
五、一切の航空諸設備及附屬物  
艦船は艦船を職任任務に堪へざるものとなしむる爲め第一款に規定せられたるもの同一期間内に前記の状態となすことを要す。

(ロ)各締約國は華盛頓條約による既得の權利に加ふるに専ら標的用に何時に於ても左の艦船を保有することを得。  
一、三隻(巡洋艦又は驅逐艦)より多からざることを、但し右三隻の中一隻に限り基準排水量三千噸(三千四百八十八「メートル」式噸)を超ゆることを得。  
二、潜水艦一隻

【附屬書第三】特種艦艇表  
(ハ)各締約國は本款の規定に従ひ保有する艦船を職任任務に使用せざることを約す。  
【附屬書第三】特種艦艇表  
アメリカ合衆國

第四款 實驗用として保有せらるべき艦船

(イ)専ら實驗用に變更することに依り處分せらるべき艦船は本附屬書第三款(イ)の規定に従ひ處理せらるべし。  
(ロ)一般規則の適用を妨ぐることなく且つ他の締約國に適當の通告を與ふることを條件とし、特殊實驗用に必要なる範圍に於て本附屬書第三款(イ)の規定する條件に對する合理的の變更は之を一時的措置として許容せらるべきものとす。

本規定を利用する締約國は變更の細目及變更所期間を提示することを要す。  
(ハ)各締約國は専ら實驗用として左の艦船を何時に於ても保有することを得。  
一、二隻(巡洋艦又は驅逐艦)より多からざることを、但し右二隻の中一隻に限り基準排水量三千噸(三千四百八十八「メートル」式噸)を超ゆることを得。  
二、潜水艦一隻

(ニ)英聯合王國は主たる備砲及び砲架の既に毀損せられたる「モンスター」艦「ロバート」並水上機母艦「アーク・ローヤル」を實驗用の爲め必要なに至る迄現狀の儘之を保有することを得。右二隻の保有は前項(ハ)に依り許容せられたる艦船の保有を妨ぐることをなし。  
(ホ)締約國は實驗用として艦船を保有するに於ては該艦船を職任任務用に復歸せしめざることを約す。

第五款 練習用として保有せらるべき艦船  
(イ)各締約國は華盛頓條約による既得の權利に加ふるに左の艦船を専ら練習用として保有することを得。  
合衆國 主力艦一隻(「アークアンソウ」又は「ライオン」)  
佛蘭西國 水上艦船二隻  
右二隻の中一隻は基準排水量三千噸(三千四百八十八「メートル」式噸)を超ゆることを得。

【附屬書第三】特種艦艇表  
アメリカ合衆國  
(ハ)各締約國は本款の規定に従ひ保有する艦船を職任任務に使用せざることを約す。  
【附屬書第三】特種艦艇表  
アメリカ合衆國

Table with columns for ship name (艦名), type (艦型), and displacement (排水量). Includes entries for Great Britain (大英國), Italy (伊太利國), and Japan (大日本帝國).

Table with columns for ship name (艦名), type (艦型), and displacement (排水量). Includes entries for the United States (合衆國), France (佛蘭西國), and Japan (大日本帝國).

Table with columns for ship name (艦名), type (艦型), and displacement (排水量). Includes entries for Great Britain (大英國), Italy (伊太利國), and Japan (大日本帝國).

により規定せらるゝ特種艦船に就いても亦之に同じ。

第十五條 本第三編の適用に付巡洋艦及驅逐艦の艦種定義は左の如し。

巡洋艦 主力艦若くは航空母艦に非ざる水上艦船にして其の基準排水量一千八百五十噸(一千八百八十「メートル」式噸)を超え又口徑五・一時(百三十三「ミリメートル」)より大なる砲を有するもの。巡洋艦種は更に左の次等の二種の艦種に分つ。

巡洋艦 A、口徑六・一時(百五十五「ミリメートル」)より大なる砲を搭載するもの。B、口徑六・一時(百五十五「ミリメートル」)より大なる砲を搭載するもの。驅逐艦 水上艦船にして其の基準排水量一千八百五十噸(一千八百八十「メートル」式噸)を超えず、且口徑五・一時(百三十三「ミリメートル」)より大なる砲を有するもの。

第十六條 (一)千九百三十六年十二月三十一日に於て超過すべからざる巡洋艦、驅逐艦及潜水艦各艦種の既成噸数は左表の如し。

Table with columns for country (e.g., 英國, 日本, 合衆國) and tonnage specifications for various ship types.

取得することを不得。 (五) 巡洋艦艦種に於ける許容合計噸数の二十五「パーセント」より多からざる噸数には航空機着艦臺又は甲板を裝備することを不得。

十一日より前に艦齡超過となる艦船を代換する爲に必要とする數量を超過することを得ず。但し千九百三十七年、千九百三十八年及千九百三十九年に艦齡超過となる巡洋艦及潜水艦に對しは千九百三十七年及千九百三十八年に艦齡超過となる驅逐艦に對しては代換を起工することを得。

約第三編に依り制限せらるゝ艦船に關し何れかの締約國に於て自國安全の要求が本條約第三編加入國以外の何れかの國の新艦建造に依り實質上影響を受けたりと認むる場合は該締約國は右艦船の一又は夫れ以上の艦種内に於て當該國の噸數に付き必要とする増加に關しては特に其の必要とする増加量及之が理由を掲げ第三編の他の締約國に通告することにより増加を爲すの權利を取得すべし。

第二十二條 左に掲ぐるものは國際法の確立したる規則として受諾せらる。

(一) 潜水艦は商船に對する行動に於て水上艦船の遵守すべき國際法の規則に従ふべし。

(二) 特に正規の方法に依り停船を命ぜられたるとき停船を執拗に拒絶する場合又は臨検若くは搜索に強力を以て抵抗する場合の外水上艦たる潜水艦たることを問はず軍艦は先づ船客、乗組員及船艙書類を安全なる場所に移すことなくして商船を撃沈し、又は航行不能ならしむることを得ず。

帝國 外交

第二十四條 (一) 本條約は締約國に依り各自の憲法上の手續に従ひ批准せらるべし且批准書は成るべく速に倫敦に於て寄託せらるべし。

務は本條第二項に掲げたる締約國に限らる。締約國たる義務(第三編に基く)が佛國の負ひたる義務(第三編に基く)が佛國の關係に於て當該締約國を拘束すべし。

日支交渉

數年來山嶺せる南京事件其の他日支懸案は昭和四年春を以て何れも解決、殘るは條約改正の大業のみとなつたが、之は芳澤公使が四年九月駐佛大使に轉任したので、佐分利氏が支那公使に任じその衝に當る事となつた。